

平成30年第2回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 藤田 誠

副委員長 奈良岡 隆

目 次

| | |
|-----------------|---|
| 1 開催日時 | 1 |
| 2 開催場所 | 1 |
| 3 審査案件 | 1 |
| ○出席委員 | 1 |
| ○欠席委員 | 1 |
| ○説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○事務局出席職員の職氏名 | 2 |

1 日目 平成 30 年 6 月 21 日(木)

| | |
|-------------------------|----|
| 開会 | 3 |
| 開議・審査方法 | 3 |
| ○渋谷勲委員（自民清風会） | 3 |
| 1 スポーツ振興について | 3 |
| 答弁 百田満経済部理事 | 3 |
| 意見・再質疑 | 4 |
| 答弁 経済部理事 | 5 |
| 要望 | 6 |
| 2 入札について | 6 |
| 答弁 山谷直大総務部理事 | 6 |
| 要望・再質疑 | 7 |
| 答弁 山谷総務部理事 | 7 |
| 要望 | 8 |
| 3 市営バスと「ねぶたん号」のバス車両について | 8 |
| 答弁 多田弘仁交通部長 | 8 |
| 〃 大櫛寛之都市整備部長 | 9 |
| 再質疑 | 9 |
| 答弁 交通部長 | 10 |
| 再質疑 | 10 |
| 答弁 都市整備部長 | 11 |
| 要望 | 11 |
| 4 通学区域再編について | 11 |
| 答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長 | 11 |
| 再質疑 | 12 |
| 答弁 教育委員会事務局教育部長 | 12 |
| 要望・意見 | 13 |
| 5 卸町町会・流通団地の下水道について | 13 |

| | |
|---------------------|----|
| 答弁 八戸認環境部長 | 14 |
| 要望 | 14 |
| 6 高齢者福祉について | 15 |
| 答弁 舘山新福祉部長 | 15 |
| 要望 | 16 |
| ○中村美津緒委員（新政無所属の会） | 16 |
| 1 猫の殺処分について | 16 |
| 答弁 浦田浩美保健部長 | 17 |
| 要望 | 17 |
| 2 スポーツ広場の駐車場について | 18 |
| 答弁 百田満経済部理事 | 18 |
| 要望・再質疑 | 19 |
| 答弁 経済部理事 | 19 |
| 要望 | 19 |
| 3 通学路の安全対策について | 20 |
| 答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長 | 20 |
| 要望・再質疑 | 20 |
| 答弁 教育委員会事務局教育部長 | 21 |
| 要望 | 21 |
| 4 パサージュ広場について | 22 |
| 答弁 堀内隆博経済部長 | 22 |
| 要望・再質疑 | 22 |
| 答弁 経済部長 | 22 |
| 意見・再質疑 | 22 |
| 答弁 経済部長 | 23 |
| 再質疑 | 23 |
| 答弁 経済部長 | 23 |
| 要望 | 23 |
| ○山脇智委員（日本共産党） | 24 |
| 1 アリーナについて | 24 |
| 答弁 百田満経済部理事 | 24 |
| 再質疑 | 25 |
| 答弁 経済部理事 | 25 |
| 再質疑 | 25 |
| 答弁 経済部理事 | 26 |
| 要望 | 26 |
| ○秋村光男委員（市民クラブ） | 27 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 青森駅周辺のまちづくりに関する四者連携協定締結について…………… | 27 |
| 答弁 大楯寛之都市整備部長…………… | 28 |
| 要望・再質疑…………… | 29 |
| 答弁 都市整備部長…………… | 29 |
| 再質疑…………… | 29 |
| 答弁 都市整備部長…………… | 30 |
| 再質疑…………… | 30 |
| 答弁 都市整備部長…………… | 30 |
| 要望…………… | 31 |
| 休憩…………… | 31 |
| 再開…………… | 31 |
| ○渡部伸広委員（公明党）…………… | 32 |
| 1 ランドセルの重さについて…………… | 32 |
| 答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長…………… | 32 |
| 再質疑…………… | 32 |
| 答弁 教育委員会事務局教育部長…………… | 32 |
| 再質疑…………… | 33 |
| 答弁 教育委員会事務局教育部長…………… | 33 |
| 要望…………… | 33 |
| 2 ねぶた囃子の練習場所について…………… | 33 |
| 答弁 百田満経済部理事…………… | 34 |
| 要望…………… | 34 |
| 3 子どもの居場所について…………… | 34 |
| 答弁 舘山新福祉部長…………… | 34 |
| 要望…………… | 35 |
| ○斎藤憲雄委員（社民党）…………… | 36 |
| 1 公園等の樹木の管理について…………… | 36 |
| 答弁 長井道隆都市整備部理事…………… | 36 |
| 再質疑…………… | 36 |
| 答弁 都市整備部理事…………… | 37 |
| 再質疑…………… | 37 |
| 答弁 都市整備部理事…………… | 37 |
| 再質疑…………… | 37 |
| 答弁 都市整備部理事…………… | 38 |
| 要望…………… | 38 |
| 2 児童遊園及びちびっこ広場の遊具の状況について…………… | 38 |
| 答弁 舘山新福祉部長…………… | 39 |

| | |
|-------------------------|----|
| 意見・再質疑 | 39 |
| 答弁 福祉部長 | 40 |
| 要望・再質疑 | 40 |
| 答弁 福祉部長 | 40 |
| 要望 | 41 |
| 3 文化芸術創造・拠点構築事業について | 41 |
| 答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事 | 41 |
| 意見・再質疑 | 42 |
| 答弁 教育委員会事務局理事 | 42 |
| 要望 | 42 |
| 4 あおもりフィールドスタディ支援事業について | 43 |
| 答弁 堀内隆博経済部長 | 43 |
| 再質疑 | 43 |
| 答弁 経済部長 | 43 |
| 意見・再質疑 | 44 |
| 答弁 経済部長 | 44 |
| 再質疑 | 44 |
| 答弁 経済部長 | 44 |
| 意見・要望 | 45 |
| ○大矢保委員（自由民主党） | 45 |
| 1 教育行政について | 45 |
| 2 道路行政について | 45 |
| 答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長 | 46 |
| 〃 長井道隆都市整備部理事 | 46 |
| 意見・要望 | 47 |
| ○奥谷進委員（新政無所属の会） | 48 |
| 1 第80回国民体育大会について | 48 |
| 答弁 百田満経済部理事 | 48 |
| 要望 | 49 |
| 2 天田内川の河川改修について | 50 |
| 答弁 長井道隆都市整備部理事 | 50 |
| 要望 | 51 |
| ○天内慎也委員（日本共産党） | 51 |
| 1 浪岡地区の汚水処理施設整備について | 51 |
| 答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長 | 51 |
| 再質疑 | 51 |
| 答弁 浪岡事務所副所長 | 52 |

| | |
|--------------------|----|
| 要望 | 52 |
| 2 教育環境について | 52 |
| 答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事 | 52 |
| 再質疑 | 53 |
| 答弁 教育委員会事務局理事 | 53 |
| 要望・再質疑 | 54 |
| 答弁 教育委員会事務局理事 | 54 |
| 要望 | 54 |
| 3 市民バスについて | 55 |
| 答弁 大櫛寛之都市整備部長 | 55 |
| 要望・再質疑 | 56 |
| 答弁 都市整備部長 | 56 |
| 要望 | 56 |
| 4 浪岡地区コミュニティバスについて | 57 |
| 答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長 | 57 |
| 再質疑 | 57 |
| 答弁 浪岡事務所副所長 | 57 |
| 要望 | 58 |
| 休憩 | 58 |
| 再開 | 59 |
| ○工藤健委員（市民クラブ） | 59 |
| 1 児童虐待防止について | 59 |
| 答弁 舘山新福祉部長 | 59 |
| 再質疑 | 60 |
| 答弁 福祉部長 | 60 |
| 再質疑 | 60 |
| 答弁 浦田浩美保健部長 | 61 |
| 再質疑 | 61 |
| 答弁 福祉部長 | 61 |
| 要望 | 62 |
| 2 市営バス情報検索システムについて | 62 |
| 答弁 赤坂寛交通部理事 | 62 |
| 再質疑 | 63 |
| 答弁 交通部理事 | 63 |
| 再質疑 | 63 |
| 答弁 交通部理事 | 64 |
| 再質疑 | 64 |

| | |
|---------------------------|----|
| 答弁 交通部理事 | 65 |
| 意見 | 65 |
| 3 キャッシュレス決済について | 65 |
| 答弁 百田満経済部理事 | 65 |
| 要望 | 66 |
| 4 りんご黒星病について | 66 |
| 答弁 梅田喜次農林水産部長 | 66 |
| 要望 | 67 |
| ○山本武朝委員（公明党） | 67 |
| 1 学校施設内のブロック塀等の緊急安全対策について | 67 |
| 答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事 | 68 |
| 要望・再質疑 | 68 |
| 答弁 大楯寛之都市整備部長 | 69 |
| 要望 | 69 |
| 2 りんご生産者に対する支援について | 69 |
| 答弁 梅田喜次農林水産部長 | 70 |
| 要望 | 70 |
| 3 本市の水産業について | 71 |
| 答弁 梅田喜次農林水産部長 | 71 |
| 要望・再質疑 | 71 |
| 答弁 農林水産部長 | 72 |
| 要望 | 72 |
| 散会 | 73 |
| 2日目 平成30年6月22日(金) | |
| 開議 | 74 |
| ○長谷川章悦委員（自由民主党） | 74 |
| 要望 | 74 |
| 1 グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業について | 74 |
| 答弁 梅田喜次農林水産部長 | 75 |
| 要望・再質疑 | 75 |
| 答弁 農林水産部長 | 76 |
| 要望 | 76 |
| 2 地域おこし協力隊について | 77 |
| 答弁 小川徳久企画部長 | 77 |
| 要望 | 78 |
| 3 スポーツ推進計画の策定について | 78 |
| 答弁 百田満経済部理事 | 79 |

| | |
|----------------------------|----|
| 意見・要望 | 79 |
| 4 道の駅「アップルヒル」について | 80 |
| 答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長 | 80 |
| 意見・再質疑 | 81 |
| 答弁 浪岡事務所副所長 | 81 |
| 意見・再質疑 | 82 |
| 答弁 浪岡事務所副所長 | 82 |
| 要望 | 83 |
| ○館山善也委員（自民清風会） | 83 |
| 1 中学校への防災資機材の配備状況について | 83 |
| 答弁 能代谷潤治総務部長 | 84 |
| 要望 | 84 |
| 2 浪館通り久須志神社手前の道路のカラー舗装について | 85 |
| 答弁 坪真紀子市民部長 | 85 |
| 3 野木和公園の活性化について | 85 |
| 答弁 多田弘仁交通部長 | 86 |
| 要望 | 86 |
| 4 八甲田霊園におけるお盆時期の通行規制について | 87 |
| 答弁 坪真紀子市民部長 | 87 |
| 意見・要望 | 87 |
| ○村川みどり委員（日本共産党） | 88 |
| 1 市民病院について | 88 |
| 答弁 木村文人市民病院事務局長 | 88 |
| 再質疑 | 88 |
| 答弁 市民病院事務局長 | 89 |
| 意見・要望・再質疑 | 89 |
| 答弁 市民病院事務局長 | 90 |
| 要望・再質疑 | 90 |
| 答弁 市民病院事務局長 | 91 |
| 再質疑 | 91 |
| 答弁 市民病院事務局長 | 92 |
| 再質疑 | 92 |
| 答弁 市民病院事務局長 | 92 |
| 再質疑 | 92 |
| 答弁 市民病院事務局長 | 92 |
| 再質疑 | 92 |
| 答弁 市民病院事務局長 | 92 |

| | |
|---------------------|-----|
| 要望 | 93 |
| 2 企業主導型保育事業について | 93 |
| 答弁 館山新福祉部長 | 93 |
| 再質疑 | 94 |
| 答弁 福祉部長 | 94 |
| 再質疑 | 94 |
| 答弁 福祉部長 | 94 |
| 再質疑 | 94 |
| 答弁 福祉部長 | 95 |
| 再質疑 | 95 |
| 答弁 福祉部長 | 95 |
| 再質疑 | 96 |
| 答弁 福祉部長 | 96 |
| 意見・再質疑 | 96 |
| 答弁 福祉部長 | 97 |
| 再質疑 | 97 |
| 答弁 福祉部長 | 97 |
| 意見・再質疑 | 97 |
| 答弁 福祉部長 | 98 |
| 再質疑 | 98 |
| 答弁 福祉部長 | 98 |
| 再質疑 | 98 |
| 答弁 福祉部長 | 98 |
| 意見・再質疑 | 98 |
| 答弁 福祉部長 | 98 |
| 意見・再質疑 | 99 |
| 答弁 福祉部長 | 99 |
| 再質疑 | 99 |
| 答弁 福祉部長 | 99 |
| 再質疑 | 99 |
| 答弁 福祉部長 | 100 |
| 再質疑 | 100 |
| 答弁 福祉部長 | 100 |
| 意見・要望 | 100 |
| 3 教員の勤務時間について | 100 |
| 答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長 | 100 |
| 再質疑 | 101 |

| | |
|--------------------|-----|
| 答弁 教育委員会事務局教育部長 | 101 |
| 再質疑 | 101 |
| 答弁 教育委員会事務局教育部長 | 101 |
| 意見・再質疑 | 102 |
| 答弁 教育委員会事務局教育部長 | 102 |
| 再質疑 | 102 |
| 答弁 教育委員会事務局教育部長 | 102 |
| 意見 | 103 |
| 休憩 | 103 |
| 再開 | 103 |
| ○竹山美虎委員（市民クラブ） | 103 |
| 要望 | 103 |
| 1 ふるさとのづくり支援事業について | 103 |
| 答弁 堀内隆博経済部長 | 104 |
| 要望 | 104 |
| 2 市営住宅管理運営事業について | 105 |
| 答弁 大櫛寛之都市整備部長 | 105 |
| 再質疑 | 105 |
| 答弁 都市整備部長 | 105 |
| 意見・要望 | 106 |
| ○赤木長義委員（公明党） | 106 |
| 1 契約について | 106 |
| 答弁 山谷直大総務部理事 | 106 |
| 要望 | 107 |
| 2 朝礼について | 107 |
| 答弁 能代谷潤治総務部長 | 107 |
| 再質疑 | 108 |
| 答弁 総務部長 | 108 |
| 要望 | 108 |
| 3 消防について | 109 |
| 答弁 蝦名幸悦総務部理事 | 109 |
| 再質疑 | 109 |
| 答弁 蝦名総務部理事 | 110 |
| 要望 | 110 |
| 4 市営バスについて | 110 |
| 答弁 多田弘仁交通部長 | 111 |
| 再質疑 | 111 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 答弁 交通部長 | 111 |
| 要望 | 111 |
| 5 ゴミの減量化について | 111 |
| 答弁 八戸認環境部長 | 111 |
| 要望・再質疑 | 112 |
| 答弁 環境部長 | 112 |
| 要望・再質疑 | 112 |
| 答弁 環境部長 | 113 |
| 要望 | 113 |
| 6 アリーナについて | 113 |
| 答弁 百田満経済部理事 | 114 |
| 要望・意見 | 114 |
| ○小豆畑緑委員（自民清風会） | 115 |
| 1 青森市八甲田山雪中行軍遭難資料館の観覧予約について | 115 |
| 答弁 百田満経済部理事 | 115 |
| 再質疑 | 116 |
| 答弁 経済部理事 | 116 |
| 要望・再質疑 | 116 |
| 答弁 経済部理事 | 116 |
| 要望 | 116 |
| 2 児童虐待について | 117 |
| 答弁 館山新福祉部長 | 117 |
| 再質疑 | 117 |
| 答弁 福祉部長 | 118 |
| 再質疑 | 118 |
| 答弁 福祉部長 | 118 |
| 要望・再質疑 | 119 |
| 答弁 福祉部長 | 119 |
| 再質疑 | 119 |
| 答弁 福祉部長 | 119 |
| 再質疑 | 120 |
| 答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長 | 120 |
| 要望・再質疑 | 120 |
| 答弁 教育委員会事務局教育部長 | 121 |
| 要望 | 122 |
| ○丸野達夫委員（新政無所属の会） | 122 |
| 1 小中一貫教育について | 122 |

| | |
|------------------|-----|
| 答弁 成田一二三教育長 | 122 |
| 要望・再質疑 | 122 |
| 答弁 教育長 | 123 |
| 要望 | 123 |
| 2 障がい者の就労支援について | 123 |
| 答弁 舘山新福祉部長 | 124 |
| 要望 | 124 |
| 3 不納欠損について | 124 |
| 答弁 相馬政人税務部長 | 124 |
| 再質疑 | 125 |
| 答弁 税務部長 | 125 |
| 要望 | 125 |
| ○奈良祥孝委員（市民クラブ） | 126 |
| 1 駅前庁舎の案内表示について | 126 |
| 答弁 能代谷潤治総務部長 | 126 |
| 要望 | 127 |
| 2 除排雪について | 127 |
| 答弁 長井道隆都市整備部理事 | 128 |
| 要望 | 128 |
| ○木戸喜美男委員（自民清風会） | 128 |
| 1 ほ場整備について | 128 |
| 答弁 梅田喜次農林水産部長 | 129 |
| 要望 | 129 |
| ○奈良岡隆委員（新政無所属の会） | 130 |
| 1 ごみ問題について | 130 |
| 答弁 八戸認環境部長 | 130 |
| 再質疑 | 130 |
| 答弁 蝦名幸悦総務部理事 | 131 |
| 要望・再質疑 | 132 |
| 答弁 環境部長 | 132 |
| 再質疑 | 132 |
| 答弁 環境部長 | 132 |
| 再質疑 | 132 |
| 答弁 環境部長 | 133 |
| 意見・再質疑 | 133 |
| 答弁 環境部長 | 133 |
| 再質疑 | 134 |

| | |
|---------|-----|
| 答弁 環境部長 | 134 |
| 再質疑 | 134 |
| 答弁 環境部長 | 134 |
| 要望 | 134 |
| 採決 | 135 |
| 閉会 | 135 |

1 開催日 平成30年6月21日(木曜日)
平成30年6月22日(金曜日)

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第99号 平成30年度青森市一般会計補正予算(第1号)

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 藤田誠 | 委員 | 村川みどり |
| 副委員長 | 奈良岡隆 | 委員 | 斎藤憲雄 |
| 委員 | 山脇智 | 委員 | 長谷川章悦 |
| 委員 | 奈良祥孝 | 委員 | 渡部伸広 |
| 委員 | 竹山美虎 | 委員 | 小豆畑緑 |
| 委員 | 館山善也 | 委員 | 丸野達夫 |
| 委員 | 中村美津緒 | 委員 | 秋村光男 |
| 委員 | 葛西育弘 | 委員 | 大矢保 |
| 委員 | 天内慎也 | 委員 | 赤木長義 |
| 委員 | 工藤健 | 委員 | 渋谷勲 |
| 委員 | 山本武朝 | 委員 | 花田明仁 |
| 委員 | 木戸喜美男 | 委員 | 奥谷進 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川 覚
代表監査委員 杉田 浩
総務部長 能代谷 潤 治
総務部理事 山谷 直 大
総務部理事 蝦名 幸 悦
企画部長 小川 徳 久
企画部理事 横内 修
企画部理事 加藤 文 男
税務部長 相馬 政 人
市民部長 坪 真紀子
環境部長 八戸 認
福祉部長 舘山 新

保健部長 浦田 浩 美
経済部長 堀内 隆 博
経済部理事 百田 満
農林水産部長 梅田 喜 次
都市整備部長 大櫛 寛 之
都市整備部理事 長井 道 隆
浪岡事務所副所長 相馬 紳一郎
市民病院事務局長 木村 文 人
市民病院事務局理事 岸田 耕 司
会計管理者 鈴木 裕 司
教育委員会事務局教育部長 工藤 裕 司
教育委員会事務局理事 佐々木 淳
水道部長 小鹿 継 仁
交通部長 多田 弘 仁
交通部理事 赤坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤 賢 剛
議事調査課長 菊池 朋 康
議事調査課主査 山田 達
議事調査課主査 小山 隆

議事調査課主査 山内 克 昌
議事調査課主査 柴田 聡
議事調査課主事 高木 涉

1日目 平成30年6月21日（木曜日）午前9時59分開会

○藤田誠委員長 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、本委員会における審査についてであります。審査順序表のとおり、付託されました議案第99号「平成30年度青森市一般会計補正予算」について審査いたします。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、6月19日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は21人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第99号「平成30年度青森市一般会計補正予算」について審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民清風会の渋谷でございます。

早速ではありますけれども、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、スポーツの振興について、市のスポーツ振興を図るためには、優秀な指導者の育成と市に定着する取り組みが必要であると思うが、市の考え方をお示ししたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員のスポーツ振興についての御質疑にお答えさせていただきます。

本市では、優秀な指導者を発掘・育成・確保することが、ジュニア層の競技力向上を図るとともに、一層のスポーツ活動の活性化につながる重要な取り組みであるとの考えから、これまで学校教員を初めとした小・中学生のスポーツ指導者などを対象に、国内トップレベルの指導者を講師に迎えたスポーツ医科学講座の開催や、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導員の資格取得に係る受講料を助

成するスポーツ指導者育成支援事業などを通じて、指導者の育成に取り組んできたところです。

また、市民のスポーツに対する理解を深め、スポーツ活動の促進を図ることなどを目的に設置しております青森市スポーツ推進委員を活用し、地域の市民センター等を会場とするスポーツを通じた健康づくり講座や小学校の部活動など、依頼のある団体に指導者として派遣することにより、スポーツ振興に寄与してきたところです。

委員御紹介のとおり、本市のスポーツ振興を図るためには、優秀な指導者の育成はもとより、市に定着する取り組みが重要であると認識しております。このため、今年度からは、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化を推進する組織として設立を目指しておりますスポーツコミッション青森の中で、これまでの優秀な指導者の育成に向けた取り組みに加え、実績のある選手が地元で指導者として活躍できる環境づくりなど、本市に定着できる仕組みの構築について検討していくこととしております。

今後、優秀な指導者を発掘・育成・確保することにより、市民がスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、スポーツを通じた地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 まあ今、経済部理事は初めての担当になったわけですけども、これまで教育委員会の所管として、私もその都度その都度、この件については、いろいろ今日まで質疑をさせていただいた経緯があるわけですよ。まずはこの浪打にある体育館、早期の改築だとか、あるいは——まあ、いろいろあったんです。そこで今回、多額の浄財を寄附する方々もいて、言葉は悪いけれども早まった経緯もあるわけですよ。これは、今日までアリーナの件に対しては、今回もさまざまな議員の方々が一体的にだとか、あるいはある程度の計画を示さないうちにどうのこうのとか、こういうこともいろんな議員の方々から言われたわけですよ。ただ、こう発言すれば大分失礼になる——これは政治決着だと思うんです、最後は。なおかつ、何で私が——今回で何回になるのかな——この件を取り上げたかといえば、今我々、荒川中学校でもそうなんです。市内からある程度自信のある子ども、あるいは自信のありそうな子どもを抱える父兄の方々、荒川中学校にでも、バレーボールで何人かは学区を越えて来ているんです。ましてや小倉議員がいつも言うわけでしょう、浪岡のバドミントン。全国から何人かは来ていますよね。それで、この経験者というのは今回、すごい大学にも推薦で入学しているらしいんですよ。ということは、今なかなか人口減少に歯どめのかからない我が青森市だと思うんです。底辺からではあるけれども、せっかくなつくつた、当時8館構想と言って、沖館だとか荒川だとか油川だとか、8つの市民センターをつくったわけですよ、工藤

市長が。それからのずっと話の中で、私はその都度その都度、このごろ訴えているのは夢のある子どもたち、これらをまず率先してコーチ、あるいは今、経済部理事が答弁されたアスリートというか、この育成というのは急務だと思います。ましてやこれからいろんな——国体等々に向けて、もう浪打の体育館というのはこの後ふさわしくないわけですよ。もうかなり支障も来しているし。そういうことで、これからはやっぱり、そういうコーチだとか部長だとか監督まで務められるような育成も、本当に大事なスポーツの一貫だと私は思うんです。ましてやこのアリーナでしよう。やっぱり多くの市民の方々、もう既に期待しているいろんな諸団体がかなりあると私は思うんです。できることによって、我々市民もそこに行って健康だとかいろんな面で若干でも使用できるのかとか、そういう方々も結構私の身近にもいます。今現在、サンドームに行って夜歩くとか走るとかいろんなことをやっている方々もかなりいるけれども、そういうことも踏まえて、私が常日ごろ言っている、今現在、地元においてもなかなか市民センター、体育館は使えない状況なんですよ。私はこれができることによって若干緩和されると思うし、横山前教育委員会事務局教育部長から引き継いだと思うんだけど、この夢のある子どもたち、ましてやアスリートの育成を今答弁されたように、コーチだとか監督だとか指導者だとかやれるようなことをこれからやるのであれば、また年に何回かはいろんな著名な方々に青森市に来ていただいて指導もされているという、今の経済部理事の答弁なわけでしょう。

今後について、私がこれまで質疑した市民センターの取り扱い、アスリートの考え方、もう若干述べていただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員の再度の御質疑ですが、今のお話だと多分、優秀な選手であるとか人材の指導者であるとか、そういう人材を把握してスポーツ振興、スポーツ事業に活用すべきではないかという御趣旨かと思っております。

本市のトップアスリート、それこそ今御紹介いただきましたバドミントンであるとかさまざまあります。そのほかトップレベルの指導者、青森山田高校の黒田監督であるとかそういう方がいらっしゃると思います。そういう貴重な人材をスポーツ振興事業のほうに活用することは、やはりトップアスリートであるとか優秀な指導者のネームバリューといいますか、そういう情報発信力を生かすことができるものと考えております。これによりまして、地域一体となってスポーツ振興に取り組む体制づくりや機運の醸成が期待できるものとして有効な手法であると考えております。

そのため、まずは取り組みの第一歩として、各種スポーツ関係団体から情報収集を行い、本市のトップアスリートやトップレベルの指導者等、貴重な人材の把握のほうに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 若干、私の所見を述べさせていただきたいと思います。

私もスポーツは余りやれないんだけど、毎日のようにいろんな会合だとか意見交換会だとかに呼ばれて行けば、例えば高体連でも始まる、あるいは中体連でも始まる、その都度その都度、関連性のある方々はそういう場でもって、若干話をしているのをよく聞くんです。中体連にしても、やっぱり市内でも強いチームというのは、それなりのコーチに無償でやっていただいているんです。もう既に——昔からかもしれないけれども、そういうことなんです。そして、私は市民センター云々としやべっているでしょう。今現在であれば、悪いというわけじゃないんですが、いろんな団体がもう申し込んでしまってなかなか使えないんです。むしろ、いろんな団体というのはある程度社会人だから、市内に今、空き体育館というのは6つや7つあるわけでしょう。そういう方々は、できればそういうところで大いに練習していただいて、夢のある子どもたち、あるいはアスリート、これらの取り組みについて、徐々にではいいけれども何とか今回新しくできた課として考えていただいて、経済部理事がいるうちにきっちり取り組みを残していただくと。ついては、この人口減少に対しても若干なりとも歯どめのかかるような体制・体質をつくっていただきたいなど。これがこれまでの質疑させていただいた私の願いでもありますので、どうぞひとつその点をお酌み取りいただいて、よろしく願いしたいなと思います。以上。

2番目、契約制度について。

まず第1点、建設工事の発注に当たっては、地元の業者が優先的に競争入札に参加できるように配慮すべきと考えるが、市の考え方をお示し願いたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員からの入札についての御質疑にお答えいたします。地元業者に配慮すべきでないかという御趣旨のお尋ねでした。

建設工事などの発注に際しましては、競争性、公正性、透明性の確保とともに工事の品質確保や地元業者育成の観点から、本市ではこれまでさまざまな入札、契約制度の改革に取り組んできたところです。

市の建設工事の発注における基本的な考え方といたしましては、青森市中小企業振興基本条例及び青森市入札参加業者等指名要綱の規定に基づきまして、指名競争入札及び見積競争におきましては、競争性、公正性の観点から工事の設計金額に応じ、市内に本店または主たる事務所を有する中小企業者の受注の機会の増大に努めてきたところです。また、条件つき一般競争入札におきましても、当該工事の特殊性や性質などに鑑みまして、市内に本店を有する者において競争性、公平性及び工事の品質確保が図られる場合には、入札参加資格に市内に本店を有する者を条件とし、入札を実施しているところです。

市では、今後におきましても、建設工事の発注に当たりましては、公平性、競争性と工事の品質確保を図りながら、青森市中小企業振興基本条例の趣旨を尊重して地元業者の受注機会の確保に努めてまいります。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 山谷総務部理事、今の答弁ではいいと思うんですけども、山谷総務部理事との聞き取りの際だったか、若干の食い違いというのは、佐々木市政までは確かにいろんな面で分離発注というのはかなり進んでおったんです。革新市政になった途端に、10者のものを15者だとか18者だとか、いろいろ業者間の間でも大分苦慮したと私は思います。そういう面で、この分離発注というのはもうちょっと考えていただきたいんです。ただ、山谷総務部理事のお話だと建物1つ建てればダクトだとか、いろんな面では確かに機械だとか、分離発注はされています。でも、まだまだ分離発注すべき、業者に対しては私はいろいろあると思うんです。ただ、きょうは委員の方々がいっぱいいるので、中身まではしゃべられないけれども、そういうことで、ある程度前々市政のそういう——まあ、考え方がいいのか悪いのか私もよくわからないけれども、もうちょっとやっぱり担当課として、その辺を職員の間で調べていただいて、やっぱり皆さんが飯の食えるような事柄について今以上に真剣に考えていただかなければ。ということで、市内にある事務所でしょう。そうでなければだめだというわけでしょう。その辺ももうちょっと確認しつつ、その手法について考えたほうがいいと私は思います。何か話を聞いていれば、電話が1本しかなくて、その電話がすぐその他に行ってしまうのか、私はいろんなことを聞いています。私は、その点をきっちり調べていただいてやっていただきたいなど。特に今、人口の減少に伴って、やっぱり業者だって死活問題だと思うんです。工事の発注量も少なくなるし、予算的な措置もやっぱりだんだん少なくなると私は思います。県並びに我が青森市も、今からでも若干なりとも冬場の除雪を考えるならば、やっぱり今の業者でもって何とかやれるような体制づくりが——指定管理ひとつでもそうだと思います。小倉議員も随分苦しんでいたけれども、そういうことをもうちょっと鑑みて、これからはその発注方法について、私はしっかり考えていただきたいなど。これは要望にしておきたいと思います。

もう1点、地元業者の受注機会の確保のため、青森県でも実施している一抜け方式を採用すべきだと思うが、今現在の考え方を示していただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。青森県でも実施している一抜け方式を採用すべきでないかという御趣旨の御質疑でした。

近年の公共工事に関しましては、厳しい財政状況のもと、公共投資の減少に伴う価格競争の激化、著しい低価格による入札の増加及びくじ引きによる落札決定が増加している状況となっております。本市におきましても同様の状況となっております。

青森県におきましては、従前から業者の受注機会確保の観点から、同一業種で分割発注が可能な複数の工事を同一日に入札する場合に、落札者が同日に行われる他の入札に参加できなくする、いわゆる一抜け方式というものを採用しているところですが。また、他都市におきましても、受注機会の確保や過大受注による工物品質の低下防止などが期待できるとして、いわゆる一抜け方式を導入しているところです。

本市においても、受注機会の拡大や過大受注による工物品質の低下防止などの観点から、青森県や他都市の状況を踏まえまして、一抜け方式の導入に向け現在検討を進めているところです。（「早くやれ、一抜け」と呼ぶ者あり）

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとうございます。

ちょうどいい機会だったんですね。やっぱり早くやるべきですよ。これは渋谷勲がしゃべっているのではないですよ。いろんな市民、業者からのそういう願いがあるから、この場に立たせていただいて今、一抜け方式を質疑させていただいているんです。全くないものであれば私もしゃべらないんです。でも既に今、山谷総務部理事の説明の中でも、県はもうずっと前からやっているわけでしょう。そういうことで、副市長を先頭に早期にやれるように何とか考えていただきたいと。以上です。

次に、市営バスとねぶたん号のバスの車両についてお示し願いたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
渋谷委員の市営バスに特徴ある車両の導入についての御質疑にお答えいたします。

本市では、バス事業を運営する上での課題や今後の環境変化を踏まえ、将来にわたり安定した公共交通サービスを提供できるよう必要な対策を講じていくため、本年2月に「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン 2017～」と呼んでいますけれども、これを策定したところです。

本計画では、基本理念を「100年続くバス交通への新たな挑戦」と定め、この基本理念を達成するための基本方針として、「利用満足度向上への挑戦」や「新たな利用層拡大への挑戦」などを掲げ、計画期間である平成32年度までの3年間の中では、これら方針に基づき、ニーズに沿ったダイヤの見直しや社会実験を活用した潜在的な需要の掘り起こしなど、利用者の維持・拡大に向け、まずはできることについて、積極的に取り組んでいくこととしております。

その中で、バス車両につきましては、老朽化に伴う車両更新の際に、高齢者や車椅子の方でも楽に乗りおろができるノンステップバスの導入を図り、お客様サービスの向上に努めているところですけれども、委員御質疑の特徴のあるバスの導入につきましては、通常的大型バス1台の購入予算が2800万円程度のところ、例えばいわゆるレトロバスのような仕様であれば、これに加えてさらに二千数百万円程度の改装費がかかると伺っています。

このため、市営バスの経営が依然として厳しい状況にあり、このバスの購入費に対しましても、一般会計から自動車運送事業会計に対して多額の繰り入れを受けている現状では、このような多額の車両の導入は現状では難しいものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員からのバス車両についての御質疑のうち、ねぶたん号についてお答えいたします。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」につきましては、現在、新青森駅及び青森駅、フェリーターミナルなど市内の主要交通拠点や、主に市内西部の観光施設を結ぶ二次交通として運行しております。これに加えまして、7月21日から8月19日までの30日間、浅虫温泉や昭和大仏など、訪日外国人観光客にも人気の高い観光施設を経由する東ルートを試験的に運行することとしたところです。

ねぶたん号の運行車両につきましては、親しみやすさを考慮し、青森市観光イメージキャラクター「ねぶたん」をラッピングしているものの、ねぶたん号は、市が民間バス事業者に運行委託することにより実施しているものであり、運行車両は民間事業者が所有しているものです。

ねぶたん号の運行車両につきまして、民間事業者に特徴のある車両とするよう求める場合は、車両の購入費に加えて改装費がかかることやねぶたん号以外で車両を使用できなくなることなどの課題があるものと考えているところですが、今回の実証実験におきましては、東西のルートそれぞれで車両の色を区別するとともに、乗車される方と外からごらんになる方いずれにとっても楽しんでいただけるよう、比較的大きな窓や特徴のある色使いといった点に配慮した車両も一部に導入する予定です。また、実証実験では、車両のわかりやすさなどの利用者の評価についても調査することとしておりますことから、その結果も踏まえつつ運行車両のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 まず、市営バス。

私今回で、常任委員会等々含めれば——今、常任委員会が違うから質疑されていないけれども、昔からではなくて、随分言い続けてきたんです。交通部長はわかっているかどうかわからないけれども、前々市政のとき、東京からわざわざ中古のバスを7台も8台も買ってきて、そのツケが前政権に大分来たと私は思います。それだって多額の浄財なんです。1000万円や2000万円じゃないんです、私の知っている限りでは。交通部長は多額の費用を要する云々と言うけれども、じゃあ今現在、このままで乗客がふえると思いますか。我々会派としても全国津々浦々、研修並びに視察をさせていただいて、そういうことで我々の見解をきょう、この場に立たせていただいで述べているんだけれども、今の交通部長のそういう説明では絶対納得

できませんよ。何もやる気ないんだもの。副市長、この答弁はだめですよ。じゃあ何で私今までこう質疑しているんですか。何もやる気ないでしょう。そうじゃなくて、例えば、孫から、小学校から中学校の子どもたちでも家族でどういうふうにしてバスに乗るのかとか、さまざま考えたらいいでしょう。何にも考えてないでしょう、今の答弁だったら。今、観光客もふえているわけでしょう、ふえているから西も東も増便するわけでしょう。あなたは趣旨違うと言っても、ねぶたん号だって1分おきに走っているわけではないんですよ。その間に市営バスも定期的に走っているわけでしょう。幾ら赤字だといっても、誰が赤字だってしゃべりますか。これは市民の足だもの、しゃべるわけないでしょう。何5000万円や1億円かかったって。企画部長いたでしょう、ここに。これまでやった仕事というのは、反省等ちゃんとやったのか、あなたたち。それでこんな話をして、何ですか、その答弁。もうちょっといろんな力点から、今日までいろいろ調べたとかどうのこうのと、そういう答弁だってできるわけでしょう。再度、答弁。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

私どものほうで、他都市の状況を調査したところ、公営バス事業者ですけれども、公営バス事業者でレトロバスを導入している都市は、実は5都市あります。ただし、その導入というのがいずれも観光目的でして、いわゆる観光ルートバスといったものの導入に限られているということでありまして、一般の乗り合いの路線バスではそのような車両は使用していないということがわかっております。

そのような状況でして、市営バスのほうは観光ルートバスといったものは現在営業していない状況となっておりますので、そういうレトロバスの導入は現時点では難しいと実は判断しています。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 現時点ではって、その当時はそういう言葉、答弁を發したことはないですよ、当時の部長は。今初めてですよ。全国でないからやればいいんでしょう。なぜ全国に合わせるんですか。そうじゃなくても赤字なわけでしょう。でも市民の足として、我々も協力並びに賛同してきたわけでしょう。だから、どうしたら路線に対しても多くの市民の方々の利活用を考えるならば、確かにさっき交通部長は、低床バスだとか優しいバスだとか、これは私も理解しています。努力しているのは理解しているんです。じゃあ、今現在の売り上げとこれからの売り上げをどうしましょうかといった場合には、私が今提言している路線バスにもそういうバスが使われたほうがということで、今回また質疑させていただいているんです。そこは、縦割り行政じゃなくて横の線をもっと大事にして、都市整備部とよく協力しながらやるとか考えてみるとか。交通部長、そういう答弁するんですよ、何ですか、その答弁。

それで、都市整備部長、あなたの先ほど来の答弁で民間の業者にもいろいろお伝

えを申し上げるということで答弁をいただいて、これはどうなんですか、国土交通省からの補助金か何か——その辺についてもう1回。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

特徴のあるバスを活用した場合に補助金が見えるかどうかということですが、申しわけございません、今の時点では見えるものがあるかどうかというところまでは把握していないところです。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 私もよくわからなかったけれども、観光の場合は今、うちほうは都市整備部が担当ですよね。あと路線については市営バスが担当しているわけでしょう。でも交通部長、観光地に行けば行くほど、このバスというのはある程度あるんです。見てなければいいけれども、会派でもって埼玉県の川越市に行ったんです。それでたまたま今導入に向けての運転をしていたんです。それが目について、きょうのまた質疑になったわけです。ちょっと聞けば、やっぱり違うんだそうです、このバスというのは。もちろん今現在、県内では1台もないわけでしょう。これを青森市で2台くらい買って乗り入れしたら、観光客もそうなんですけれども、市営バスとしてのこの役割というのは、私は今以上に理解されると思います。ただやれないとか、ただ課だけの判断をしてもだめなんですよ。財政だとか副市長と、もっともっと深く追求しつつ、縦割りじゃなく、これからの行政というのは横の線も大事にやるべきだと私は思いますよ。そうしたならば、そういう結果が出てこないんです、そういう答弁が出てこないんです。努力しているのは私は理解しているんですよ、くどいようだけれども。でも、もうちょっと今以上に市営バスの理解度だとか足だとか、これらを総合的に鑑みれば、私は何らかの取り組み、仕掛けは大事だと思いますよ。その点をまず課内でもってもっと十分検討して。私もたまに行くから、もうちょっと検討してみてください。強く要望してこの件は終わりたいと思います。

通学区域の再編について、通学区域再編に係る平成29年度の取り組み状況についてお示し願いたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の通学区域再編の平成29年度の取り組み状況についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、通学区域再編について、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様の御理解をいただきながら進めてきたところです。

平成29年度の取り組み状況につきましては、複式学級を有する小学校が8校ありましたことから、これら小学校のPTA会長を初めとする関係者と教育環境に係る話し合いを計14回行ったところです。

話し合いにおきましては、教育委員会から将来的な児童数の減少に伴う教育環境等の情報提供を行った上で、保護者から今後の教育環境のあり方について具体的な意見をいただいております。

御意見としては、児童数減に伴う部活動や学校行事のあり方について。充実した体験活動を行うための近隣校との交流の拡大について。将来的に統合する場合の学校環境のあり方や具体的支援についてなどが出されております。話し合いを通じて保護者の意向把握に努めてまいります。

教育委員会としては、今後も複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、関係する皆様への情報提供と意向把握に努めながら、教育環境の充実に向けた通学区域再編に継続的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 これも今回で私、2回ぐらいやらせてもらったのかな。それで、教育委員会事務局教育部長、地域のいろんな行事に参加させていただいて聞かれることは、言葉は悪いけれども、親よりも昔の人が反対を述べるということは私、多々聞いているんです。前回のやりとりの中でも今、教育委員会事務局教育部長が答弁されたように、PTA同士で2校だとか3校でたまに合同のそういった意見交換会もやっていると聞いています。その方々は案外、100%じゃないけれども理解していると思うし、複式学級になったらこうなんだということで、運動会あたりも合同でやったらどうかとか、そういうお話も出ていると私は聞いています。だから、教育委員会としても、たまにはそういう反対論が出るかわからないけれども、これはおのずと子どもたちのことを考えれば、その点はある程度理解を得られると私は思います。例えば、私はよくわからないけれども、荒川を見てください。小学校でも中学校でもいち早くやっているわけでしょう。私、苦情というのはほとんど聞いたことがないですよ、中学校でも小学校でも。むしろ、運動会ひとつにしてもあるいは学習発表会ひとつにしても、大分周辺の小規模な学校が合併されて、子どもたちのために、あるいは子どもたち自身も毎日毎日楽しい、そういう学習をしているのかなと私は自分なりに感じています。もうちょっと教育委員会として、反対を敵にするのではなくて、反対を今以上により理解のある指導等々に徹するならば、今現在のPTA任せで教育委員会がただ参加しているだけの話し合いは、私はちょっと理解に苦しんでいます。だからきょうもやりたかったんです。ましてや工藤教育委員会事務局教育部長の所見を聞きたかったんです。もう1回、答弁。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 今後どのようにしていくのかということかと思っておりますけれども、平成29年度、14回話し合いをさせていただきましたけれども、平成28年度に比べますと、各校とも自校1校の教育環境についてのみを話し合うのではなくて、やはり近隣の学校との交流活動、あるいはPTA活動をふやし

ていきたいということが数多く出てきております。そしてまた、統廃合に向けてアンケート調査をもとにしながら、具体的に将来のことを話し合うという学校もありますので、教育委員会としては、それぞれの話題に対してよりよい情報提供ができるようにしてまいりたいと思っています。

そしてまた、さきの一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、各学校は地域の力をかりて、さまざまな体験活動、あるいは入学式、卒業式でも見守っていただいて教育活動を展開しておりますので、そういった保護者や地域の皆様のお力添えを今後もかりていかなければいけないということもありますので、子どもの教育環境を第一に考えながらも、そういった方々に意を尽くして話をして、話し合いを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 それでいいんだけど、でも教育委員会として、教育委員会事務局教育部長から担当者の方々に聞かせていただきたいのは、やっぱり小規模なところはある程度話し合いの中で教育委員会からでも若干なりとも攻めつつ、融和できるような体制づくりをしながら、この複式学級の対応というのは今以上に真剣に考えていただきたいなど、私こう思います。もうやらなきゃだめなんです。きょうは特別学校名はしゃべらないけれども、もうそういう時期に来ていると私は思います。かわいそうですもの。部活もできないんですよ、何もできないんですから。

それから、教育長、青森市のこれまでの合併するにも何するにも、一番悪い点は、まだまだ地名を使っていることだそうです。聞いたことあるかどうかわからないけれども、例えば五所川原市にしても弘前市にしても一中だとか二中だとか三中だとか、こうなれば案外、先輩の多くの方々も今みたいなことはないですよ。例えば、長島一つにしても余りにも地名が物を言って、なかなか合併に関しては前に進まない。こういうことが多々あるそうです。せつかくにしてこれから複式あたりが、仮に合併になるのであったら、もう地名的なものは徐々に排除していただいて、より誰にでも愛されるような、そういうやっぱり校名をつけるべきだと私は思います。青森市は遅くてだめです、他都市に比べれば。青森市はそんなに統廃合はやっていないけれども、県内いろんなところに行ってみなさい、すごいですよ。人口の減少とともにこれはしょうがないと思うけれども、この青森市は、まだほとんど進んでいないんですもの。進んだところは何ぼありますか、ないわけでしょう。だから教育長はちょっと悪い人にならなきゃだめなんです。それで教育委員会事務局教育部長とスクラムを組んで、この統廃合については果敢に攻めていただき、融和をもって今後取り組んでいただきたいなど。これは強く要望させていただきます。以上。

卸町町会、そして流通団地の下水道について。

卸町町会及び流通団地の汚水処理施設が老朽化していると市への管理、移管についての陳情も出ていると思いますけれども、昨年度の予算特別委員会、下水道の整

備について、地元とお話を進めていくという御答弁があったわけですが、今現在、地元との意見交換はどのようになされているのか、お示し願いたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の卸町町会・流通団地の下水道移管に係る対応状況についての御質疑にお答えいたします。

卸町町会の汚水処理施設につきましては、青森中央卸売市場商業協同組合が宅地造成時の昭和 50 年度に整備し、同組合が現在維持管理を行っているところです。また、青森総合流通団地の汚水施設につきましては、青森総合流通団地協同組合連合会が宅地造成時の昭和 57 年度に整備し、同連合会が現在も維持管理を行っているところです。卸町町会の汚水処理施設に係る市への移管につきましては、平成 16 年度より協議を行っており、移管に当たりましては、同組合において地下水の侵入を防止するための施設の調査や補修並びに施設台帳の整備などが必要となっていたものです。

昨年度、管理者であります同組合事務局と卸町町会を交えた再度の協議におきまして、同組合の汚水処理施設の老朽化の進行や周辺への悪臭等による影響を考慮し、公共下水道事業計画区域内の環境保全の観点から、市で下水道管を整備することを念頭に現在検討を進めているところです。しかしながら、検討を進めるに当たりましては、同組合などの地元の合意を得る必要があることなどから、今後それらの状況を踏まえながら具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、青森総合流通団地につきましては、将来的な下水道の整備計画となる本市の基本計画において八重田処理区の区域に位置づけているものの、おおむね 5 年から 7 年で整備を予定しております事業計画の区域には含まれておらず、近年の財政状況や他地区の整備の進捗状況等を勘案いたしますと、事業計画の区域編入までには、まだ時間を要するものと考えているところです。

このことから、近隣の農業集落排水施設への接続についても可能性を検討しているとともに、今後も施設を所有する同連合会と協議を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 環境部長、ちょっと経緯について若干お話をしたいと思います。

青森公立大学も下水道じゃなくて——このごろよくわからないけれども、農業集落排水の管に入れた経緯もありましたよね、わかっていたか（発言する者あり）わからないですか。その辺ちょっと調査・研究してみればいいです。確かにそういう——私、今はどうなっているかわからないです。なので今、環境部長が答弁されたように、ありとあらゆるいろんなことを想定しながら、この取り組みをなるたけ

早くやっていたいただければと。ましてや、流通団地あたりも多額の浄財を市にお支払いしているわけですね。まして今この時代ですので、やっぱり運送業というのは大分以前と違って四苦八苦している状態もあると思うし、その点をよく鑑みながら、ひとつ今以上に、この卸町町会等ともども取り組んでいただきたいなど。ただ卸町町会は、自分のところに引くのであったら、ある程度お金も出しますよぐらいの話は私にしていたんですよね。そういうことも考慮しつつ、何とか早期に取り組むをしていただきたいと思います。以上でございます。

これで最後です。高齢者福祉施策における介護予防に関する取り組みについてお示し願いたいと思います。

私もこれまで質疑をさせていただいて、いろいろ前回の答弁も納得はしているんですけども、今回どうしても我々の団塊の世代、非常に多いわけですよ。そういうことで、今後どのような取り組みを市でもってしていくのか、お示し願いたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の高齢者福祉施策における介護予防に関する取り組みについての御質疑にお答えいたします。

本市では、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した暮らしができるよう地域包括ケアの取り組みの加速に向け、健康寿命の延伸、介護予防・重度化防止の推進、地域支え合いの推進に重点的に取り組んでいるところであります。

介護予防につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を平成29年4月から実施しているところであり、要支援者や要支援、要介護状態となる可能性のある基本チェックリスト該当者を対象とする介護予防・生活支援サービス事業と、全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業の2つの事業を行っているところであります。

介護予防・生活支援サービス事業におきましては、本市の高齢者が、虚弱リスクや運動リスクなど生活機能低下リスクが全国よりも高い傾向にあることから、軽度の段階で要介護状態となることを予防するため、保健・医療の専門職による訪問指導等と介護事業所における通所プログラムを組み合わせ、短期間で心身機能の改善を目指す生活機能向上サポート事業。介護事業所において、利用者相互の交流を通じて運動機能の向上と認知症予防を支援する健康運動チャレンジ事業などを実施しております。

また、一般介護予防事業においては、高齢者が家庭や地域の中で役割を持ち、自分らしく生き生きと暮らし続けられるよう、高齢者やその支援活動にかかわる方々が、本市の高齢者の健康の状況・介護予防に資する生活のあり方等について理解を深め、主体的にロコモ予防体操等の介護予防活動に取り組めるよう支援する介護予

防普及啓発事業。高齢者が気軽に集まることができるつどいの場づくりを支援し、生きがいづくりや仲間づくりを進め、閉じこもり防止や認知症予防を図るこころの縁側づくり事業などを実施しており、平成 29 年 10 月からはこれらに加え、ボランティア活動を通じて高齢者の社会参加や介護予防を促進するボランティアポイント制度を新たに実施しております。

市では、これらの取り組みを地域包括支援センターを初め、市社会福祉協議会、町会・町内会と連携し進めることにより、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりにつながると考えていることから、引き続き介護予防の取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとうございます。

大体これで終わるんですけれども、副市長、くどうようですけれどもこのアリーナの件に対しては、やっぱり政治的な決着もあると思うので、その辺は市長を十分補佐していただいて早期にもろもろのことをやり遂げるように、ひとつ努力していただきたいなど。その努力に対しては我々も率先して協力したいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、このスポーツ振興について、夢のある子どもたち、アスリート、コーチ、指導者、これについては今以上に真剣に考えていただいて、他都市からでも幾らかでも来れるような、青森市に行けばこうだとかああだとか思われるような体制づくりをしていただきたいなど。これらを強く要望して終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○藤田誠委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会、中村美津緒でございます。よろしくお願ひいたします。

初めの質疑は、猫の殺処分について質疑させていただきます。

今から 6 年前ですが、動物愛護法改正などを受け、多くの自治体が目標と掲げている犬・猫殺処分ゼロですが、本県も同様に目標を掲げておりました。しかしながら、5 月 6 日の県内地元新聞紙で残念な報告がなされました。県内における猫の保護及び殺処分数は、いずれもこの数年間減少傾向ではあったものの、2017 年——昨年度、一転して増加したとの報告がなされました。

平成 28 年第 4 回定例会予算特別委員会におきまして、本市における猫の殺処分について、本市の取り組みと猫の殺処分の推移についてお尋ねさせていただいた経緯がありますが、前回は、猫の殺処分数は減少傾向にありますとの御答弁をいただいております。この件を取り上げてから 1 年以上が経過いたしました。現在の猫の殺処分数の比較、現在の市の取り組みについてお尋ねいたします。

初めに、昨年度と過去の猫の殺処分数の比較をお示しくください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村委員の猫の殺処分の状況と市の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

平成 28 年第 4 回定例会予算特別委員会におきまして、委員から動物愛護についての御質疑に対し、平成 23 年度と平成 27 年度の猫の殺処分数を比較すると、459 匹から 181 匹へ減少しているとの答弁をしたところです。

お尋ねの平成 28 年度及び平成 29 年度の猫の殺処分数につきましては、平成 28 年度が 150 匹、平成 29 年度が 149 匹と平成 27 年度に比べ、さらに減少している状況にあります。

殺処分される猫の大多数は、いわゆる野良猫が生んだ子猫であることから、その減少に向けては、まずは野良猫をふやさないようにすることが重要であると考えております。このことから、市では野良猫の餌やりについて市民から相談を受けた場合は、その状況を確認するとともに、餌をあげている方に対して、そのまま与え続けることは、結果としてその猫が子猫を生み、野良猫がふえ続けてしまうことになるので、無責任な餌やりを慎むということ。飼い猫の場合は、自由に家の出入りができるようにすることは、野良猫との間に子猫が生まれることにつながるため、室内飼いによることや不妊・去勢手術を行うことなどの指導・啓発に努めているところです。また、猫の引き取りについて相談を受けた場合は、新たな飼い主を探してもらうよう助言しており、市ホームページを活用したワンキャン里親探しポストを紹介し、その支援に努めております。

市といたしましては、猫を初めペットを飼うということは、その命に対する責任を負うことになることから、今飼われている方、これから飼おうと思っている方はもとより、市民の皆様へ適正な管理ができる範囲でペットを飼うという適正飼養、飼い始めたら最期まで飼い続けるという終生飼養に向けた啓発・理解を進めるとともに、関係機関や民間ボランティア等との連携を図り、猫の殺処分の減少に向け引き続き取り組んでまいります。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

市の取り組みまで御答弁いただきましたので、こちらから要望をさせていただきたいと思っております。先ほど民間の関係機関と連携しているというお話もいただきました。本市におきましては、殺処分、減少しているとのことでした。1 匹でも減少は減少ですので、引き取り、保護してくださる方々全てがボランティア活動と伺っておりました。ただしかし、餌代、また飼育する方々の人件費、この金銭的な負担、これが逆にボランティア、民間活動では負担がすごく急激にふえていると聞いておりました。望まぬ繁殖、そして一般市民の飼育放棄、殺処分を防ぐためにも、飼う側が自分の能力を考えて責任を持っていただくように、これからも市側が市民に対しまして、引き続き啓発活動の継続を行っていただきたいと思います。強く要望して、また殺

処分が減少するように、どうぞよろしく願いいたします。この質疑は終わります。

続きまして、スポーツ公園北側駐車場についてお尋ねさせていただきます。

青森市大矢沢字野田に位置する青森市スポーツ公園があります。この点について2点お尋ねさせていただきます。

青森市スポーツ公園は、大会やイベント等がありますと多くの利用者が訪れることがあります。近年、利用者の拡大から特に北側駐車場であります——テニスコート側の駐車場ですが、駐車場不足と近隣の渋滞、これがかなり問題化されてきました。北側駐車場が満車になり、北側駐車場に駐車しようとする車が満車であるのをわからずに片道1車線の道路に進入してまいりますと、駐車をする場所がないと気づいたときには、迂回する道路がないがために、出ようとする車、そして環状線に抜けようとする車の列が重なり、近年渋滞が慢性的になっておりました。

さらに、国道7号バイパスの青信号、この点滅時間も短く、一度北側駐車場入り口に進入すると、ふだんであれば普通に自動車で進入して出るまで通常1分も要さない道路ですが、渋滞時には40分も要する慢性的な渋滞に利用者、そして近隣住民は悩まされている状況でした。

相談、依頼を受けまして、私も実際に渋滞体験をさせていただきました。6月17日日曜日、7時10分にテニスコート東側から進入して、北側駐車場がやはり満車でしたので、南側駐車場——サッカー側の駐車場に向かい、駐車できた時間帯が7時55分、45分間の時間を要しました。

次に、6月18日月曜日、これは平日でしたが、中体連の大会中というのもありまして、7時30分に北側駐車場に進入しましたが、やはり駐車場がいっぱいのために、今度は西側に向かう国道7号に向かいましたら、そこに到着したのが8時5分、本来であれば3分も要しない時間帯が35分要しました。このために、1つは、駐車場不足と渋滞を解消させなければならないと思います。

初めに駐車場ですが、この北側駐車場の慢性的な満車を解消するために、駐車場の満車を示すサイン表示板の設置、もしくは駐車場の増設をすべきと思いますが、市の考えをお示しく下さい。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村委員のスポーツ広場のテニスコートの駐車場の拡張と、満車のサイン等についての御質疑にお答えさせていただきます。

スポーツ広場のテニスコート駐車場につきましては、委員御紹介のとおり、東青地域県民局地域整備部と青森県聴覚障害者情報センター間の環状線側に位置しておりまして、約145台が駐車可能となっております。

大会等が実施される土日等においては、確かに駐車場の利用が増加しているところですが、現在のスポーツ広場の敷地面積や地形から、新たに拡張することはやはり困難であるのかなと考えております。

しかしながら、スポーツ広場にはテニスコート駐車場のほか、委員から御案内の

とおり南側のほうに約 330 台駐車可能となっておりますエントランス駐車場もありますので、大会等で利用される皆様に対しては——そのサッカーとかの大会もありますので、ほかの大会等の開催状況を踏まえつつ、指定管理者であるスポーツネット青森からエントランス駐車場の利用を促すなど、事前に周知を図ってまいりたいと思います。

あと、満車のサイン等についても、主催者側とスポーツネット青森とで情報共有しながら、満車の状況がわかるような形での協議もあわせてスポーツネット青森と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 前向きな御答弁ありがとうございました。

満車の表示等だけでも、進入する自動車が減ればそういった渋滞もかなり緩和されると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、動線の確保の要望です。

北側駐車場の道路ですが、北側から 1 本進入する道路がありますが、逆に西側に抜けるような動線を 1 本確保できないかとの依頼、御相談も受けます。このことについて、市の考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村委員の再度の御質疑にお答えいたします。ただいまの西側というのは、多分テニスコートの駐車場から環状線方面へ向かう際の混雑解消ということかと思えます。

テニスコート駐車場から環状線方面へ向かいます際の混雑については、その原因といたしまして、委員から御紹介ありましたけれども、環状線方面へ向かう際に設置されております信号機の赤信号から青信号へ変わる切りかえの時間が短いこと。そして、駐車場から道路に接続するまでに迂回路がないこと。大会等の終了後、利用者が一斉に出車する、帰路するということが考えられます。

信号機の切りかえ時間につきまして、青森県警察本部交通部のほうからは、ほかの道路とも連携しておりますことから変更はできないと伺っており、混雑解消の抜本策は今のところ困難であると考えておりますけれども、運用面の対応といたしまして、利用者に対し混雑が生じる可能性があることの事前の周知。あと、テニスコート駐車場のほかエントランス駐車場の利用を促すことなどの緩和策が考えられますので、今後、指定管理者でありますスポーツネット青森と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

抜本的に対策をとるのは今、困難である。しかしながら緩和する対策は、指定管

理者であるところと協議してまいるということでしたので、どうか引き続き対応をとっていただきますようよろしくお願い申し上げます。この項は終わらせていただきます。

次に、通学路の安全対策についてお尋ねいたします。

通学路安全対策については大きく2点、御質疑させていただきます。

先月、新潟県西区でふだんどおり到下校していた小学2年の女子児童が連れ去られ、殺害された心痛む事件が起きました。また、大阪府高槻市寿栄小学校に通学途中の女子児童が、6月18日の朝に発生した地震によりブロック塀の下敷きになり、命を落とす痛ましい事故が発生いたしました。ほかにもたくさん、登下校中、目に余る痛ましい事故や事件が起きております。児童・生徒が巻き込まれる事件、事故が大きく取り上げられておりますが、そこでお尋ねいたします。

本市におきましても、児童・生徒が通う通学路、通年を通して危険な場所、今すぐ改善しなければならない場所が結構あると思います。児童・生徒が安心・安全に登下校できるために、本市における通学路の安全対策について現在、本市としてどのような対策、取り組みを行っているのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 中村委員の通学路の安全対策についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、通学路の安全確保に関する取り組みの方針をまとめた青森市通学路交通安全プログラムを平成27年3月に策定しております。

本プログラムでは、毎年度、各学校が保護者・地域との連携により実施する通学路の安全点検の結果、危険箇所として教育委員会に報告があった箇所について、関係機関が合同で現場の状況を確認しながら点検する合同点検を実施しております。その上で、国・県・市の道路管理者、警察関係者、小・中学校長会、市PTA連合会など14の機関による青森市通学路安全推進会議を開催して、合同点検を実施した危険箇所について、具体的な対策を講じております。また、同会議では、冬の積雪時の対策について、関係機関による除雪箇所の確認や役割分担を行うことにより、通学路の安全確保に努めております。

教育委員会といたしましては、今後も本プログラムに基づき、関係機関と連携しながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

いろいろなところと連携し合同点検を行っているとの御答弁でした。本市が行っている対策と取り組み状況がよくわかりました。

通学路の危険な場所ですが、日によっても異なれば季節によっても大きく異なりますし、地域によっても抜本的に変わってくると思います。この危険な場所、抜本

的に変わってくると思います。対応するに当たりまして、教育委員会といたしましても非常に大変かと思いますが、どうか児童・生徒が安全・安心に登校できますよう、環境づくりにこれからもお力添えをいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この件は終わりました、続きまして、登下校中のJアラートが鳴った際についてお尋ねさせていただきます。

児童・生徒は登下校中、Jアラートが鳴っても全くわからないのが現状です。というのは、児童・生徒は携帯電話等を用意していないことから、Jアラートが鳴っても児童・生徒は全くわかりません。さらに現在、登下校中、Jアラートが鳴った際、目の前にいる地域住民の対応についても、しっかりとの方針が地域住民には伝わっておりませんので、地域住民がどのような行動をすべきか理解していないのも、これもまた現状でした。

そこでお尋ねいたしますが、登下校中Jアラートが鳴った際に、事件や事故、災害等から児童・生徒を守るために、通学路付近の地域住民や目の前にいる大人や保護者に協力依頼をすべきと思うが、市の考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 中村委員のJアラートに対する住民への協力依頼についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、平成29年9月にミサイル発射情報に係る児童・生徒への指導について、学校の対応マニュアルを作成し、各小・中学校に通知したところです。

本マニュアルでは、1つに、緊急時における児童・生徒の自宅待機や保護者引き渡し、そして学校・保護者間の連絡体制等に関する具体的な方法について。2つに、児童・生徒の登下校中に緊急事態が発生した場合のこども110番の家への避難や周囲の大人による安全な場所への誘導についてなど、学校、保護者、地域が一体となって児童・生徒を守るための連携体制の強化を図るよう示したものです。

教育委員会としては、今後も各小・中学校が地域住民の協力を得て、児童・生徒の登下校中の安全確保が図られるよう、校長会等を通して支援してまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

学校を通じて大人、地域住民一体となって児童・生徒を守るというお言葉をいただきました。これで、地域住民に対してもいろんなところの各学校で行われている地域懇談会等で、そのようなことが地域住民に周知徹底できればいいなと思いました。とりわけ登下校中の安全確保がこれからも課題だと私は思っています。Jアラートのみならず、不審者情報等が出た際、各学校でメールの配信、連絡網での呼びかけ等が行われています。一番被害に巻き込まれる児童・生徒が一番わからないのが現状です。保護者、学校のみならず、子どもたちを見守る地域の目に期待と——心

から強く要望いたしますし、教育委員会の呼びかけも強く要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

最後に、パサージュ広場について御質疑させていただきたいと思います。

さきの一般質問でパサージュ広場について質問させていただきましたが、質問と答弁の内容につきまして、その内容をごらんになったパサージュ広場の出店関係者から改めて確認の問い合わせがありましたので、このことについて数点お尋ねさせていただきたいと思います。

一般質問で、今現在2件の空き区画がありました。その空き区画について、8件の問い合わせがあると市側は答弁いたしました。その後、実際に何件の申し込みがあったのか。問い合わせではなく、申し込みがあったのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 中村委員のパサージュ広場についての御質疑にお答えいたします。空き店舗の応募状況という御質疑です。

本定例会一般質問3日目の中村美津緒議員の御質問に、先ほど委員からも御紹介ありましたように、8件の申し込みがあるとお答えしたところです。（「問い合わせに直したほうがいい」と呼ぶ者あり）8件の問い合わせであります。

5月1日から6月22日までの募集期間であります。昨日、6月20日時点では、まだ申し込みはありません。ただ、問い合わせが1件ふえまして9件となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

私の勘違いで、申し込みがあったと再度確認してしまったのが、逆に大変申しわけなく思っております。現在9件の問い合わせがあったという御答弁でした。問い合わせですので、ぜひそこから申し込みにつなげていただきたいと思いますし、今の空き区画が長くないように、ぜひ市側も協力していただきたいと思います。

しかしながら、今の6月時点で退店を予定している店舗もあるとお聞きいたしました。それは事実でしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 現在6月時点ということですが、今月の末で2店舗が退店することになっていると伺っております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

新たに2店舗が退店する予定だという状況がわかりました。新たに2店舗となれば現在の空き区画と合わせまして、4店舗の空き区画がまた発生してしまいます。

その中で現在9店舗のただの問い合わせということでしたので、これまで何度かパサージュ広場の質問をさせていただきましたが、パサージュ広場全体のにぎわいが薄れていくような感じがして危惧しておりました。今構えているテナントの経営にも影響が及ぶと思います。そういった面から考えても新たな空き区画、そしてすぐ空き区画がなくなるように早目の募集をかけるべきだと思います。

新たな空き区画、店舗の募集については、どのように市側は考えているのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 新たな空き店舗への募集についての考えという御質疑にお答えいたします。

パサージュ広場における商業ベンチャー支援事業につきましては、開設当初より、青森商工会議所からの提案を踏まえて運営を行ってきたという経緯があります。より魅力あるパサージュ広場に向けまして、現在、市と青森商工会議所において運営等に関する協議を進めているところでありまして、新たに発生する2区画の募集期間等についてもあわせて青森商工会議所と相談しているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

現在、青森商工会議所と協議中である旨の説明をいただきました。一般質問で4店舗が4年目——つまり本来であれば原則3年という期間がありました。4店舗が4年目という御答弁をいただきましたが、新たに退店する2店舗、こちらもそれぞれ原則3年を超え、4年目以降のテナント、店舗であるのかお答えください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 6月末に新たに退店する予定となっている2店舗についてですが、2店舗とも4年を超えた営業です。

以上でございます。

○藤田誠委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 その2店舗も4年目を超えていたということですが、それでも、一般質問でも申し上げましたが、いろいろな市の補助であったり、そういった受けられなかったところがあったとお聞きしておりました。パサージュ広場の目的からも、1者でも多く今後独立開業を支援していく必要があると思いました。

これはあくまでも要望でしかありませんが、独立開業を支援する上で、受託業者である有限会社PMO、この役割は非常に大きかったと思うんですが、過去の出店者からですが、お話を伺ったところ、店舗によってはPMOの対応にすごいばらつきがあったようです。

さきの一般質問でも触れましたが、パサージュ広場の管理、PMOが平成12年から行っておりました。市は現在、先ほど御答弁がありました、青森商工会議所とこ

のあり方についても協議中ということですが、このPMOの受託業者の選定も含めて、早目に結論を出していただきたいと強く要望いたします。また、パサージュ広場は、空き区画がなく出店しているテナント、これが一体となってにぎわいを生むべきだと考えておりますので、新たな空き区画の募集についても、できるだけ早急に埋まりますように市の協力も投げかけていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

今回、質疑はいたしません、意見・要望を1点だけ述べさせていただきます。

私、これまで何度か合併浄化槽汚泥処理について質問してまいりました。それは合併浄化槽の清掃業者から不平不満が出ているからです。廃棄物処理法に基づき、適時適切な市の対応を強く求めたいと御意見をいただいております。

今回は質疑いたしません、今現在調査中ですので今後、市もしっかりとこの合併浄化槽汚泥処理の清掃業者の管理徹底をしていただきたいと強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、山脇智委員。

○山脇智委員 初めに、アリーナについて質疑します。

一般質問でも議論をしてきましたが、これまでの市の答弁の中では、国の制度などについて利用できるものがないか検討をしていくという内容があったかと思ひます。文部科学省のスポーツ庁が2018年4月17日に公表した資料「スタジアム・アリーナ改革の推進～2025年までの新たなスタジアム・アリーナ20拠点の実現に向けて～」の中では、政府一体の取り組みとして、全国に62あるスタジアム・アリーナ新設・建てかえ構想の中から、設計・建設に向けてニーズに応じた重点的な支援をしていくとなっています。本市のアリーナの構想も、その62件に入っています。また、資料の中では、政府の取り組みとして、地域交流拠点の創出や施設の効率的整備・運営に向けた民間活力の導入推進など、本市のアリーナ建設の方針とも重なる部分が多くあると思ひます。

これまでの議会答弁からも、国の計画とリンクさせて進めていこうと考えているのではないかなと思ひますが、初めに、本市が進めようとしているアリーナ建設と、国のスタジアム・アリーナ改革の推進との関連性についてお示しください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山脇委員のアリーナについて、国のスタジアム・アリーナ改革の推進との関連性についてという御質疑にお答えさせていただきます。

委員のほうからも御紹介がありましたけれども、国では、スポーツの成長産業化を促進する起爆剤としまして、スタジアム・アリーナ改革を大きな柱として位置づけ、官民連携によりまずスタジアム・アリーナ整備を推進するため、平成28年7月にスタジアム・アリーナ推進官民連携協議会を設置したところです。

この同協議会では、平成28年11月に、スポーツを通じた経済活性化、地域活性

化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナのあり方につきまして、地方公共団体を主な対象としつつ、広く社会に対し情報提供を行うスタジアム・アリーナ改革指針を、平成 29 年 5 月には、スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイドを取りまとめ、平成 29 年 6 月には、これらに加え国内外の取り組み事例などを盛り込んだスタジアム・アリーナ改革ガイドブックを公表したところです。

委員お尋ねのように、市が整備しようとするアリーナにつきましては、市民の健康づくりやスポーツの振興、さらには交流人口拡大等を図るため多様な催事ができる交流拠点として整備することとしており、地域や経済の活性化にも資する施設を建設するという意味におきましては、国の示す方向性と一致しているものと考えておりますことから、検討を進める上では、スタジアム・アリーナ改革ガイドブックも参考としながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今答弁にあったとおり、ガイドブックを参考にしながら進めていくという点で、恐らく PPP や PFI の活用といったこともこのガイドブックには含まれていますし、あと健康づくりという本市の取り組みも地域交流拠点の創出の中に入っていると思うんですけれども、あくまでもガイドブックを見ただけで、例えばまだ国との直接的なやりとりですとか、どういう支援が受けられるのかということも、余りそれほど強力な支援というわけではなくニーズに応じた支援ということなんですけれども、どういう支援が受けられるのか、そういうやりとりはされているのかどうかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山脇委員の再度の御質疑にお答えします。

国とのやりとりについてやっているのかという御質疑ですけれども、現段階では国との調整とかはありませんけれども、国のほうにその交付金等についてちょっとお聞きしたところ、交付金として利用できるものはないということで、現段階では今、そういう情報はいただいております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、御答弁にもあったとおり、交付金とかはなくて、プロジェクトマネージャーの配置の促進とかコンテンツホルダーの経営力強化とかといった、ちょっとすぐばつと、どういう支援なのかというのがわかりづらい支援策が書いてあるわけなんですけれども、この資料を見れば 2018 年から始めて 2025 年までにスタジアム・アリーナ 20 拠点を整備ということで、この中では国体に向けてということには一切触れられてはいないんですけれども、計画どおりに仮に拠点整備が進めば、大体国体のころに 20 拠点が整備されるという部分では、市のこれについての考

え方というのがあると思います。ただ、答弁の中で余りにもちょっとこのガイドブックと似た部分というか、内容が合致した部分があるので、私はやはりこの計画に沿って進めて、この20拠点がこれから50件以上ある設計建設段階のものを次のステップに進めていくことが重要ということで、3回ぐらいに分けてニーズに応じた重点的な支援を行って、最終的に2024年までに整備させるということでは、この20拠点の中に含まれる形での整備というものを市として恐らく検討しているのではないかと思うんですが、その辺はそういうことも検討して考えているのかどうか、ちょっとお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどの御答弁でも申しましたとおり、アリーナ整備につきましては市として整備するものでありまして、その役割とか、その考え方については国の示す方向性と一致していますけれども、あくまで検討を進める上では、参考としながら進めてまいりたいと御答弁申しましたけれども、その国の構想に基づいて実施しているものではありません。

以上でございます。

○藤田誠委員長 山脇委員。

○山脇智委員 市では、これまでこのアリーナ建てかえについて、若干答弁が変わってきている部分としては、老朽化した市民体育館のかわりとして整備していくという説明がアリーナの一番最初の段階からかなり加わって、その代替施設的な意味合いの説明がなされてきていると思うんですけれども、この国の資料にあるとおり、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用した新たなビジネスモデルの開発推進とかが含まれるとなると、やはりこのアリーナ建設というのは市民体育館の代替の事業というよりもかなり大規模な事業になるということはなかなか否定できない部分もありますし、そのことによって市民体育館の建てかえ以上の事業費がかかるということも、これはまた当然否定できない部分だと思います。今、国の計画とは全く関係なく、あくまでも参考にしているだけという説明があったんですけれども、仮にもしこれから何かこの計画について国とリンクさせながらやっていくような考えを持たれたときには、必ずまず議会へ説明をしていただきたいと思います。あと、市民体育館の建てかえという御説明だけではなくて、やはり民間事業を活用したビジネスモデルとかとなってくるとかなり大きな事業になってきますので、そういう面では私がこれまでの議会でも再三述べているように、やはりもう少し市民の声を広く聞きながら進めていただくように、まず要望しておきたいと思います。

これで終わって、次に、私クルーズ客船の見学について質疑しようかと思ったんですけれども、これについてはちょっとさまざまありますので、要望だけにとどめさせていただきたいと思います。

4月23日にクルーズ客船が来航して、私もこのクルーズ客船による大変な経済

効果というものは大きいものがあるといいことだとは思いますが、これに合わせて取り組まれたさまざまなイベントとかも、私はやることは全く大変いいことだと思うんですけども、4月23日に来航した際に、この客船の中を見学できるということで、3月15日に市の広報でクルーズ客船を体験しようという、応募はがきによって抽選で当選した人たちが客船の中を見れるよという事業で、25人が見学できたわけなんですけれども、実はこの参加した次の日、4月24日にたまたまこれに参加した人にお会いしたら、物すごい苦情を言われてしまいました。大変楽しみにして客船の見学に行ったということで、クルーズ客船を体験しようということだから、どういう客室に入って渡航してるのかなとかというのを見れると思ったら、まずそういうところは一切見れずに船内をずっと歩かされて、なかなか座るところもなく、レストランとかに入って外国人の方たちはみんな飲み物とか飲んでいただけども、自分たちは水も飲んじゃだめだよみたいな感じでただ回っただけで、トイレも途中で行きたくなかったけれども、最初に行った場所だけで他のところには行かないでくださいということで、参加した人がかなり息苦しい感じがしたということです。自分だけじゃなくて高齢者の方、さまざま参加していたんですけども、その方たちもみんな疲れたと、トイレ行きたいとかとそういうことを言っていて、もうちょっとやり方があるんじゃないかと言われました。

市のほうに確認したところ、これはクルーズ客船の事業者の側で検討してやっていて、市が協力しているという形なので、なかなか改善とか言っても難しいとは思いますが、広報を使ってこうやって募集している以上、そういう市民の声があったということで、せっかくやるのであれば、もうちょっと何か参加した人たちが満足できるような内容に少し変えることができないか考えていただきたいということを要望して、私の質疑を終わります。

○藤田誠委員長 次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村でございます。それでは質疑させていただきます。

6月4日に発表になりました、青森駅周辺のまちづくりに関する青森県、青森市、青森商工会議所並びに東日本旅客鉄道株式会社の4者による連携協定締結について質疑いたします。

第2期の中活、この目玉の事業は青森駅の周辺整備でした。私も大きな期待を持ちながら、この事業はどのような展開をしていくのかと期待していたんですが、残念ながらほとんど先が見えていないという状況になりました。これは庁舎の建てかえとも相まって、なかなか両方推進、進行することは難しい状況になりまして、どちらが先行したのかわからないような状況になって今日を迎えていると私は理解しております。

まず何といたっても問題になったのが事業費であります。いわゆる中活における事業費については、平成24年の時点でもう既に81億7000万円、もうこれは計画に

出ていました。その後、平成 27 年、このときも平成 24 年で出された 81 億 7000 万円の計画がベースになっております。これで事業を進めていこうとしていたんですが、J R 東日本のほうからとても 81 億 7000 万円ではこの事業を進めることはできないということで、123 億 6000 万円という数字が出てきたわけですね。この事業費に関して青森市は、とても 123 億 6000 万円の事業費ではこの事業はできないということが市のほうから出てきて、2 年間この事業を中断するという話になったわけです。この 2 年間中断するというこの意味はどういう意味なのか、かんかんがくがく議会もそれから市民の皆様からさまざま意見が出てまいりまして、2 年間中断するというこのことは、青森市はこの事業をやる気ないなど。そうすると、青森市がこの事業をやる気なければ、J R 東日本はどういう対応をするかということまで考えました。恐らく青森市がやらなければ、J R 東日本は平成 18 年にできた、いわゆるバリアフリー法に基づいて現駅をそのままにしてバリアフリー化をするだろうと。それであと終わるだろうという読みをしていたんですね。果たしてこれでいいのかとさまざま意見が出てきて、市もこれはちょっと中断するべきでないのかなと考えたわけです。

そこで、市が考えたのが事業費の圧縮です。123 億 6000 万円のこの事業費を何とかもう少し圧縮されないかと J R 東日本に打診しました。そしてこの 6 カ月間、J R 東日本はどういう事業を進めると、この事業費を圧縮することができるのかをさまざま検討していただきまして出てきたのが、圧縮する、しかし事業の中身が変わってしまうと。123 億 6000 万円時代の駅舎と違った形の駅舎になってしまったわけです。いわゆる橋上駅が半橋上駅になってしまった。しかしながら、現時点ではやむなしということで現在、事業費として 93 億 6000 万円で進んでいるのが、青森駅周辺整備の中の自由通路と駅舎と西口の整備にかかっている状態になっていると私は認識しております。

そこで 1 つ問題になっているのが、いわゆる都市機能の部分であります。この都市機能の部分は、青森市と J R 東日本の中でなかなか調整がつかず、まずは都市機能の部分について置いておきましょうと。残りの自由通路並びに駅舎、そして西口の整備について事業を進んでいこうじゃないかということで進んでおりまして、平成 27 年には、青森駅自由通路整備等に関する基本協定が県と J R 東日本との間で結ばれております。そして、6 月 6 日にはこの自由通路のみならず、先ほど申し上げたように県と市と青森商工会議所、東日本旅客鉄道株式会社の 4 者によって協定が結ばれたということです。

それでは質疑いたします。この協定が結ばれることによって、これまでの青森駅周辺のまちづくりにどのような効果を与えるのかお伺いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 秋村委員からの連携協定締結によるまちづくりへの効果についての質疑にお答えいたします。

本市では、委員からも御提示ありましたが、青森県、青森商工会議所、J R 東日本との間で4者が相互に連携協力し、青森駅周辺のまちづくりに関する取り組みを推進することを目的に、去る6月6日に青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定を締結したところです。

本協定の締結によりまして、4者が連携協力して青森駅周辺のまちづくりに関する取り組みを推進することで、青森駅周辺に一層のにぎわいの創出を図り、交流人口の拡大や地域経済の活性化などの効果を期待しているものですが、具体的な取り組みにつきましては、今後連携協定を締結した4者で検討してまいりたいと考えているところです。

○藤田誠委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 御答弁いただきましてありがとうございます。

一層のにぎわいにぜひともつなげていただきたいと考えますし、つなげていかなければこの4者協定の意味はないと私は考えるものであります。

次の質疑をいたします。この協定の締結によって、青森駅を中心としたまちづくり基本計画における都市機能の部分、先ほどちょっと置かれているといいますか、自由通路、西口、駅舎のほうが先行して進んでいますけれども、残されたと言われてもしょうがないような都市機能の部分、この辺がどう変わっていくのかということなんです。それは先ほど申し上げました、いわゆる青森駅自由通路整備等に関する基本協定がありまして——平成28年でしたか。この中に、東口駅舎跡地の活用の検討についてという項目があります。この項目にはこう書かれています。「東口駅舎跡地の有効活用策は、市とJ R 東日本が協力して検討」とこう書かれているんですが、今回のこの4者協定の中では変わってきました、言い回しがちょっと変わっています。「東日本旅客鉄道株式会社は、青森駅周辺における自社用地を活用した事業の実現に向けた取組を推進する」と、こういう言い回しになっているんです。ということは、自由通路整備等に関する基本協定のときの考えとちょっと変わってきたのか、それとも変わりはないものなのかお伺いします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 秋村委員からの自由通路に関する基本協定との関係についての御質疑にお答えいたします。

青森駅自由通路整備等に関する基本協定におきまして、委員からも御指摘ありましたとおり、東口駅舎跡地の活用の検討について規定があります。当然自由通路整備につきましては、これから整備していくというものですから、基本協定については、これは踏まえて検討していくものと考えております。一方で、基本協定につきましては青森商工会議所は入っておりませんので、そこは今回、改めて青森商工会議所も含めた4者での連携協定ということで検討すると位置づけたところです。

○藤田誠委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今の都市整備部長の答弁からしますと、現在の青森駅舎の跡地を

利用した、いわゆる都市機能の関係についてはこれまでの考え方とは変わらないと解釈していいのか、それとも、取り組み項目の第3項目に、先ほど私が申し上げたようなことがありますけれども、これは東日本旅客鉄道株式会社が責任を持って都市機能については取り組んでいきますということになるのか、どう解釈すればよろしいのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

平成28年の基本協定ですが、こちらは協力して検討するという記載です。今回の連携協定につきましても、当然4者で連携協定していくということですから、その部分については特に考えは変わりがないものと考えております。一方で、先ほど秋村委員からも青森駅を中心としたまちづくり基本協定における位置づけという御提示もありましたが、基本計画の策定後ですが、市役所駅前庁舎に総合窓口機能が移転をしていることとともに、旧サンフレンドビルに青森商工会議所が移転を予定していることなど、当時とは周辺の状況が変わってきているということもありますので、そういったことを踏まえながら青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定に基づき、本市、青森県、青森商工会議所、JR東日本の4者で連携協力して検討を進めてまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

ということは、いわゆる平成28年度にできた自由通路に関する協定だけでなく、県と市と青森商工会議所、JR東日本の4者が協力してというふうに理解してよろしいんですね。

最後になりますけれども、自由通路とホームとのバリアフリーの関係です。

平成17年、バリアフリー法という法律ができましたよね。そのことによって、駅舎のバリアフリー化に関しては、その財源は国と自治体とJR東日本、この3分の1ずつの割合でバリアフリー化を進めるということになっているんですね。

現在の青森駅はどうなっているかと見てみますと、エスカレーターと自由通路——というより、連絡通路はつながっているんですけども、基本上りしか使えないんですね。下りの場合はどうするかというと、必要に応じて駅員にエスカレーターを下りにしてくださいとお願いしに行くんですよ。そうすると、駅員が下りにセットして、その下りのエスカレーターをお客様が利用するという、まことに非近代的な扱いをしているわけですね。

これでは私はバリアフリーと言えないんじゃないかと思うんですけども、現在、県やら、あるいはJR東日本と、このバリアフリー化についてはどういう状態になっているのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 秋村委員からの青森駅のホームへのバリアフリー化に

ついでに御質疑にお答えいたします。

現在の青森駅構内ですが、車椅子の方などが鉄道を利用される場合、駅職員の手助けが必要となるなど、バリアフリーに課題がある状況となっております。

青森駅ホームのバリアフリー化につきましては、委員からも御提示ありましたが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、鉄道事業者である青森県及びJR東日本がバリアフリー化を行うこととしておりまして、各ホームに新たにエレベーターを設置する予定と伺っているところです。

○藤田誠委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

エレベーターを設置し、そして私は上り下りのエスカレーターをぜひつけるべきだと思うんですよ。確かにホームの幅が決まっていますので、上り下りのエスカレーターをつけることによって、階段の幅が狭められるというようなこともあるんですけども、そこは上り下りのエスカレーターの幅を調整してやるべきだと思うんです。

最近、特に高齢者や、あるいは障害者の方が駅を利用するケースが非常に多いんです。ですから、エレベーターはもちろんでありますけれども、エスカレーターが片側しか使えないと、いわゆる上りしか使えないとか、あるいは下りにするために駅員が調整しなきゃならない、セットしなきゃならないと。もう今は駅に人がいませんから、下りに切りかえてくださいと言っても、駅はそういう対応はできないです。

ですから私は、確かに自由通路からホームに下りて行くところのエスカレーター、エレベーターの管轄が直接青森市が担うものではないと思いますけれども、青森県、JR東日本に自由通路からホームに下りるバリアフリー化、上り下りのエスカレーターをぜひとも設置するべきだと強く要望していただきたいということをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時10分からといたします。

午後0時4分休憩

午後1時10分再開

○藤田誠委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部伸広でございます。早速質疑をさせていただきます。

9 ページ、教育費に関連して、ランドセルの重さについて質疑いたします。

首都圏の小学校1年生から3年生のランドセルの重さをはかった大正大学の白土健教授によりますと、最高で重さ9.7キログラム、最も軽くても5.7キログラムあって、平均で7.7キログラムという調べがありました。

そこで、本市の小学校におけるランドセルの重さの現状及び学校での対策についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 渡部委員のランドセルの重さの現状と対策についての御質疑にお答えします。

小学校児童の通学時のランドセルの重さは、教科書の大判化や学習量の増加などに伴うページ数の増加により児童の負担となっており、健康への影響が心配されるといった指摘があります。

このため各小学校では、これまでも児童の通学時の荷物が重量化することにより、健康への影響や登下校中の安全確保の妨げにならないよう、持ち帰り不要な教材等を学校に置いていく、いわゆる置き勉を市内45校全てで実施していること。必要なものは持って来ないよう指導していること。荷物が多い国語、社会科、算数、理科の4教科が1日の中に重ならないよう時間割を調整することなどの対策をとっております。

小学生の教科書等を含むランドセルの重さについて、市内の1校から各学年10名の抽出調査を行った結果、各学年の平均値として、第1学年は3.1キログラム、第2学年3.2キログラム、第3学年3.5キログラム、第4学年4.1キログラム、第5学年4.6キログラム、第6学年4.9キログラム、全学年平均3.9キログラムとなっております。

教育委員会といたしましては、児童の健康面・安全面を配慮して、各学校において一定の対策がなされているものと認識しております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 児童や保護者からランドセルの荷物が重いという声があるということでしたが、そうした学校はどれくらいあるのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 児童や保護者からランドセルの荷物が重いという声が上がっている学校についての御質疑でしたけれども、市内小学校に確認した結果45校中23校において、これまで児童や保護者からランドセルの荷物が重いという声があったということがわかっております。

教育委員会では、各小学校での先ほどの取り組みがこのような児童や保護者の声

を受けての対応と認識しているところであり、今後においてもその日の教育活動によって荷物が重くなることもありますので、児童の健康面、登下校時の安全面についても配慮しながら、ランドセルの荷物の重さが児童の負担とならないように、引き続き学校に指導してまいりたいと思います。

1つ訂正があります。先ほどの答弁で、必要なものは持ってこないよう指導していると申しあげましたけれども、正しくは、必要ないものということですので、謹んでおわび申し上げます。大変失礼しました。

○藤田誠委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ランドセルの荷物が重いという声があったのが23校ということでしたけれども、今回1校調査していただきましたが、その学校はランドセルの荷物が重いと出ている学校かどうか、確認です。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 先ほどの調査をした1校が重いという声が上がっている学校かどうかという御質疑でしたけれども、当該1校は、児童、保護者からランドセルの荷物が重いという声が上がっている23校のうちの1校です。

○藤田誠委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 今回調査していただきましたけれども、時間の都合もありまして1校だけということでした。45校中23校——約半数が重いと感じているということでしたので、本当はもっと重いランドセルをしょっている小学生もいるかもしれないということです。

先ほど教育委員会事務局教育部長からもありましたけれども、2011年の文部科学省の学習指導要領改訂によって、いわゆるゆとり教育からの見直し後に教科書がまずA4版とか大型になったことでありますとか、ページ数もふえたりとかいうことが重くなった原因と考えられております。御答弁では、45校全校で置き勉をしているということでした。

子どもたちのバックパック、また、ランドセルの重量が体重の10%以上になると、背部痛——背中部分が痛いという、そういう病気がふえるというアメリカでの調査も出ております。小学生の時期は、全体を通して筋肉や骨格がまだ未成熟で不安定でありますので、背負う荷物の重さにも配慮が必要であります。御答弁の登下校時の安全面の配慮ということも大事だと思いますので、今後とも各小学校への指導をよろしく願いいたします。この件は以上で終わります。

次に、同ページ、商工費についてお伺いいたします。

最近、ねぶた囃子をしている関係者によりますと、練習をする音に苦情が出るケースが多くて、練習場を確保するのに大変苦労しているという話を伺いました。

そこで、ねぶた囃子の練習場、場所不足を解消する手段として公共施設の活用を検討するべきと思いますが、いかがでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渡部委員のねぶた囃子の練習場所についての御質疑にお答えさせていただきます。

大型ねぶた運行団体所属の囃子団体の練習場所につきましては、市では、年間を通して「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の会議室等を囃子団体に無料開放していますほか、囃子団体におきましては、このほか、それぞれの団体が個別に、市民センターや小学校の体育館といった公共施設のほか、母体企業の倉庫などの施設、屋外の海岸沿いを練習場所として確保していると伺っております。

屋外の練習場所につきましては、比較的広いスペースを確保できる一方、近隣住民に対する騒音や天候に左右されるなどといった課題もあります。

今後におきましては、屋外練習の課題を踏まえまして、囃子団体の屋内における練習場所の確保に向けまして、経済部におきまして、囃子団体が練習場所として利用可能な公共施設を調査しまして、その結果を各囃子団体のほうに情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

少子・高齢化に伴って、囃子もそうですしハネトもだんだん参加者が少なくなっているように見受けられます。本市の一大観光資源となっている以上、本市も努力また協力を惜しまないという姿勢が大事かと思っておりますので、今、情報提供するとおっしゃっていただきましたので、ぜひともお願いしたいと思っております。これは要望として申し上げて終わります。

次に、民生費に関連して質疑いたします。

一般質問でも、青森県の子どもの肥満度が長野県の2倍であるということがわかりました。特に、長い冬場の運動不足や好奇心の養成を考えると、本市にも屋内型の遊び場等の施設が必要と考えますが――これまでもたくさんの議員が屋内型の子どもの施設を要望してきたと思っております。財政的な理由がほぼ大きくて実現できていないというのが現状であろうかと思っております。今、市民の健康づくりを主眼に置いたアリーナ構想があります。

アリーナ建設となるならば、ぜひ子どものための施設を入れるべきと私は考えますが、市はどうお考えになりますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 渡部委員のアリーナに屋内型の子どもの遊び場を設置すべきと思うがとの御質疑にお答えいたします。

子どもにとって、遊び場は生活の中に大きな部分を占め、遊び自体の中にも子どもを発達させる重要な要素が含まれており、遊びによって心身の健康増進や知的・社会的能力を高め情緒を豊かにし、また、子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成し、さまざまな活動に自発的に取り組むことで、子どもの育ちが促されていくもの

と認識しております。このような遊びも含めた子どもの活動場所を確保することは、本市のあすを担う世代を育むためにも大事な取り組みの一つであると考えております。

市では、子どもの遊び場として、アウガ6階から2階に移転し、明るく開放感のある環境にリニューアルしたつどいの広場さんぽぼを初めとして、子ども支援センタープレイルームや、カクヒログループスタジアム——青森市民体育館の幼児体育室などを設け、遊び場としての機能のみならず、子育て親子の交流や情報交流の場として御利用いただいております。また、児童館や児童室など20カ所、児童遊園とちびっこ広場を85カ所設置し、さまざまな活動を通して、異年齢の子どもたちや地域の大人と交流を行うなど、子育て家庭がより身近な場所で子育て支援を受けることができるよう取り組んでいるところであります。さらに、大型遊具を備えた青森市スポーツ公園わくわく広場や、道の駅「なみおか」アップルヒルなどの施設もあることから、子どもの遊び場は、市内各所に確保されているものと認識しております。

ただ一方で、本市には冬期間の子どもの遊び場に関する要望が寄せられており、市民意見などでも雨の日や雪の日に遊べる場所がないという声をいただいているほか、議員の皆様からも、冬の遊び場の設置について御要望をいただいているところであります。

アリーナへ子どもの遊び場を整備することにつきましては、現在、アリーナに必要な機能や周辺環境の整備等について、都市公園の整備に係る有識者やスポーツ関係者、地域住民代表者、公募市民ら12名で構成する青森市アリーナプロジェクト有識者会議に御意見を伺っているところであり、アリーナ施設の機能や規模につきましては、有識者会議の御意見等を踏まえ検討することとなることから、子どもの遊び場の充実に関する御要望をいただいていることも有識者会議にお伝えし、御議論いただきたいと考えております。

○藤田誠委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 先日、函館駅前にありますキラリス函館という建物の中にあるはこだてみらい館、はこだてキッズプラザという施設を視察してきました。

特に、はこだてみらい館は、目玉として幅14.4メートル、高さ2.4メートルの巨大高精細LEDディスプレイがありまして、複数のコンテンツが次々と上映されたり、親子で体を使ったゲームができたり、ラボラトリーではデジタル工作のイベントも盛んであります。また、親子ワークショップでは、夏休みや冬休みの自由研究にも親子ともに楽しく取り組んでいるということでした。

本市にも、御答弁がありましたとおり遊戯室とか児童館とかいろいろありますけれども、今は技術革新が進んでおりますので、例えば人の動きや顔認識機能を駆使した技術を使って遊んだりすることは、科学的な好奇心を大いに育てるものだと思います。子どもたちの興味を引きつける、そういう最先端の技術に触れることも、

創造性でありますとか探究心でありますとか、そういったものを育てるという意味で大変大事なことだと思っております。もちろん費用もかかることですので、この機会にぜひともこのような施設を併設することを強く、強く要望して私の質疑を終わります。

○藤田誠委員長 次に、斎藤憲雄委員。

○斎藤憲雄委員 社民党の斎藤です。よろしくお願いいたします。

私からは、4点質疑させていただきます。

その1点目については、緑道、いわゆるもとの線路の遊歩道であります。それらも含む公園等の樹木の状況と管理について質疑させていただきます。

その遊歩道等を見ますと、非常に木も育って高くなって電線にかぶっている枝もあります。そしてまた、公園等を見ますとやはり落葉で、今いろんな家が無落雪になっていまして、といにその落葉が詰まってという、そういった状況の相談がいろいろとあったり、都市整備部のほうに相談をしたりというのはこれまでたびたびありました。そういうことから、そういった緑道、公園等の樹木の状況と管理、そしてまたその対策がどのように行われているのかお示しいただきたいと思っております。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 斎藤委員の公園の樹木管理についての御質疑にお答えいたします。

遊歩道緑地を含む公園の樹木管理につきましては、樹木の健全な成長を促すことや景観への配慮として樹形を整えることを主な目的に、業務委託や市の直営作業により、樹木の剪定や伐採、薬剤散布、また、必要に応じて積雪に備えた低木類の雪囲い等を行っているところです。

樹木の日常点検といたしましては、公園の巡回パトロールの際に、枯れ枝や枯れ木を発見した場合、枝の除去や伐採を行うほか、市民の皆様から住宅地等への枝の張り出し等の情報や相談が寄せられた際には、速やかに現地の状況を確認し、適宜、剪定や伐採を行っているところです。

また、台風や低気圧の接近など、強風による枝折れや倒木が懸念される場合には、事前にパトロールを行い、安全の確保が疑われる樹木につきましては、枯れ枝の除去や伐採を行うとともに、強風がおさまった後にもパトロールを行いまして、枝折れ等を確認した際には速やかに対処しているところです。

市といたしましては、遊歩道緑地を含む公園につきまして、市民の皆様へ安全で快適に御利用いただけるよう、日常点検を初め、市民の皆様からの情報や相談等も踏まえながら、樹木等の剪定や伐採等、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えています。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 維持管理、あるいは台風等における事前のパトロールというのもそうなんですけれども、ちょっと相談を受けて、一番なるほどと思ったのが、そこ

の橋本の遊歩道というか緑道、あそこを見ますと非常に樹木も太く、そして高くそびえているということで、非常に——中が腐れていたりすれば、倒木の際自分たちの家に倒れるんじゃないかという、そういったのもちょっと相談も受けていました。ですから、もうちょっと、そういった鬱蒼としている場、そういった場合については、間伐も考えてもいいんじゃないかと思っています。というのも、そういうふうに鬱蒼と茂っている場合、雨が降って、その後もなかなか日が当たらないがために道路が乾きにくくなっているという、そういった状況もありますから、その間伐についての考え方をお示しいただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 斎藤委員の再度の質疑にお答えいたします。

橋本付近を含めました旧東北本線の跡地であります緑道につきましては、昭和47年度から昭和59年度にわたりまして、それぞれ1号遊歩道緑地及び2号遊歩道緑地として整備したものです。

当該緑地における樹木の管理に当たりましては、40年以上経過した樹木もありますことから、市職員による日常点検のほか、市民の皆様からの情報や相談等も踏まえ、倒木のおそれのある危険木や老朽化した樹木など、緊急度や優先度を判断した上で、限られた予算の範囲の中で剪定や伐採等、適切な維持管理に努めているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 緊急度等について優先順位もあるんですけども、要はパトロールが目視なのか、あるいは中から腐ってきている場合もあるので、そういった場合の点検というのはどういうふうになっているのか、お示しいただきたい。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

パトロールにつきましては、基本的に目視による点検を行っていますが、木の腐れだとかが見られて安全の確保が疑われる樹木につきましては、別途、病害虫の有無だとか茂りぐあいだとかを、木づちを使用した打音検査等による空洞の有無等について個別点検を行った上で、必要に応じて伐採するなどの対処を行っているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 その検査——いずれにしても、住宅が張りついている箇所については、特に注意していただきたいということなんです。やはり、先ほど言いましたけれども、電線等にかぶって、もし何かあったときにその電線を切ったりということになると大変なことになりますので、そういったところはやっぱり気をつけていただきたいし、やはり屋根に降り積もった落葉等についても、こうして見ますと、

児童公園やそういった小さな公園のところにも、結構木も植えられておまして、そういったところから屋根に落葉が降り積もるといふ、そういったところも結構あります。全ての木を切れということではなく、それぞれちょっと老木になった木については間伐をし、その状況を見つつ、その後に植栽という考え方もあってもいいのではないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょう。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 その状況につきましても、切りっ放しということではなくて、状況に応じて適宜対応してまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 状況に応じて——そうすればそういった方向も考えるということでもよろしいんですね。そうすれば、これからもパトロール等によって、特に遊歩道のみならず、やはり小さな公園は結構あります。後ほどちびっこ広場とかの質疑もしますけれども、やはり見てみますと、ちびっこ広場一つとっても一番狭いところで二十何坪です。広いところでもたしか 66 平米以下ということになっています。非常に狭い空間の中に木が植えられているということもありますから、そういった老木の部分も含めて、樹木の管理、これらについては十分配慮していただければと思います。

続いて、先ほど渡部委員からも言われましたけれども、子どもの遊び場という点です。

今回請願等を出されておりますけれども、皆さんの中でお孫さんいる人——理事者の中でもいらっしゃると思うんですが、屋内での遊び場のみならず実はつくづく感じていたのは、自分も孫を連れて——今 4 歳なんですけれども——外に遊びに行くといったときに自分の住んでいるところの周りを見たときに、遊具があつて子どもたちを遊ばせる空間というのを自分のうちの周りでちょっと考えてみてください。自分は沖館・富田のほうなので周りには何もなくて、藤田委員長のところのベイタウンのところの公園に行ったり、後はそれより少ないところ、もうちょっと遊ばせたいなといったとき、この間もちょっと合浦公園まで連れていったり、非常にそういった遊具がない。特に子どもたちは、電池が切れるまで遊ばせないとなかなか夜寝ないというのがありますので、だから日に当てるのもそうだし、屋内だけで遊ばせるということにもなり得ませんので、そういった意味で、市としては子育て支援とか子どもの居場所づくりとかいろいろな施策が行われておりますけれども、先ほど福祉部長が言ったさんぽぽについても、3 歳未満とかそれぞれ年齢制限があります。やっぱり一番子どもたちを遊ばせるといったときに、4 歳から 6 歳まで、ここをどうするのかということなんです。だからちびっこ広場だとか児童遊園、あるいは都市公園とそれぞれ所管も違うし遊具の設置状況も違います。そういうことで、やはり自分の身近にある公園で子どもたちを遊ばせたい、あるいは自分たちがついていって子どもたちがけがをするというのは、やっぱり自己責任で親の責任ですか

ら。例えば遊具で、ささくれでけがをしたとか切ったとかというのであれば、それは別問題ですけれども。そういったことを考えれば、やはり安心して遊ばせやすい、身近で遊ばせたい、こういった思いというのはいろんな親御さんみんなそう思っていると思うんです。

ですから、そういったことを含めてちょっと質疑させていただきますけれども、ちびっこ広場、そして児童遊園の箇所数と遊具の設置数、ここについてお示しいただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 斎藤委員の児童遊園及びちびっこ広場の遊具の状況についての御質疑にお答えいたします。

児童遊園は、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設であり、児童の健康増進や情操を豊かにすることを目的に市が設置しており、現在市内に 37 カ所設置しております。

また、ちびっこ広場は、児童遊園と同様の目的で地域住民の要望を受け、市が遊具を設置し、町会等で組織される管理会により管理運営されており、現在市内に 48 カ所設置しております。

遊具の設置状況につきましては、児童遊園 37 施設に 124 基、その内訳といたしましては、ブランコ 35 基、滑り台 24 基、砂場が 29 基、鉄棒 17 基、その他 19 基設置しております。

また、ちびっこ広場 48 施設には、全部で 154 基、その内訳といたしまして、ブランコ 45 基、滑り台 35 基、砂場 29 基、鉄棒 21 基、その他 24 基設置しております。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 正直言って、絶対数が足りないと思います。というのは、遊具云々といっても、私は砂場は遊具とは考えません。というのは、砂場についてはそれぞれちびっこ広場であれば、町会で一番困っているのが砂場の取り扱いなんですよね。犬とか猫とかの糞尿があつたりというので、結局砂場の砂を入れかえるといったら消毒してどうのこうのといったら結構金がかかるということで、あちこちで砂場はなくなっているじゃないですか。だからそれらを外していけば、児童遊園で砂場 29 カ所、ちびっこ広場で 29 カ所ですか。これらをまずは外していかなきゃならないと。だからそれを考えていくと、実態としては本当に少ないと言わざるを得ないということと、ちびっこ広場について、先ほど平成 29 年度の福祉要覧を見た際に、平成 29 年度の福祉要覧には、ちびっこ広場 56 施設、児童遊園 37 施設となっています。今回、平成 30 年 6 月の段階で 48 施設となっていますから、これは町会の管理をもう勘弁してくれという、これが実態だと思うんです。ですから、そういったことも含めてそれぞれの町会の部分でも大分きつくはなっているにしても、やはりちょっとした遊具くらいもうちょっと身近なところに欲しいというのが正直な話です。

それらも言いつつ、過去3年間の遊具の更新実績、ここについてお示しいただきたいと思えます。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 斎藤委員の再度の御質疑にお答えいたします。児童遊園及びちびっこ広場における過去3年間の遊具更新の実績とのお尋ねです。

児童遊園及びちびっこ広場における遊具更新の実績につきましては、まず平成27年度は児童遊園が3カ所3基 284万2042円、ちびっこ広場が1カ所1基で99万3600円、合計4カ所4基で383万5642円となっております。平成28年度は、児童遊園が1カ所1基115万9796円、ちびっこ広場が1カ所1基102万6000円、合計2カ所2基で218万5796円となっております。平成29年度は、児童遊園が1カ所1基で80万7840円、ちびっこ広場が2カ所2基で167万2920円、合計3カ所3基で248万760円となっております。なお、平成30年度につきましては、児童遊園は2カ所2基で180万3600円、ちびっこ広場は2カ所2基で272万1600円、合計4カ所4基の遊具更新を予定しております、その経費といたしましては452万5200円を見込んで予算措置しております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 正直言ってやはり改修費用が少ない。この3年間で今年度に予定している4基含めて13基しか改修しないという。ここは企画部長に色つけてもらうように何とかお願いしたいです。子どもたちの居場所づくりだとか、子どもをどう育てていくかということで福祉部のほうでいろいろと考えてはいるんですけども、やはり子どもたちというのは外で遊ぶのが基本だと思うんです。だから、そのためにやっぱり子どもたちの遊べる環境というのが身近なところがないと、今度遊びに行けないじゃないですか。親が連れて行かなきゃ遊びに行けないというなんて、そんなのちょっと考えられないわけで、だからそういったことも含めて、もうちょっと予算をつけてもいいんじゃないかなと思えます。

ここでちょっともう1つ確認しておきたいということもありますので、遊具更新の考え方というのは基本的にどういう点なのかお示しいただきたいと思えます。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。遊具更新の考え方ということでした。

児童公園及びちびっこ広場の遊具につきましては、定期的な巡回による安全点検を実施し随時必要な維持修繕を行っているところであります。

遊具の更新につきましては、子どもたちの安全で快適な遊び場の確保を第一に考えまして、破損や老朽化などによる安全性の問題や、あとは地元町会等からの更新要望なども踏まえまして、必要性に応じ適宜更新を行うこととしております。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○齋藤憲雄委員 ここはちょっと時間のあれもありますので要望にとどめておきますけれども、地元町会からの要望等についてもそうなんですが、地元町会からの要望があったとしても予算がないので云々というのも、これまで何回か聞いているんですよ。ある町会のところのちびっこ広場の中に遊具があつて、ここを改修してもらえませんかと言った際に、今予算がないのでもう少し待ってくれということ言われたというのもちよつと聞いているものですから、だから更新という——まあ、それぞれの優先順位はあろうかと思えますけれども、それがどの程度の優先順位になるのか、例えば1から5段階まであつて1はこの程度、2はこの程度というふうな振り分けをしているのかどうかはわからないにしても、そういった意味では子どもたちの遊び場の確保云々と言っている限りは、やはりそういった遊べる場を市としても提供して、地元町会との連携ももっともっと密にさせていただきたいということ要望させていただきます。

次に、文化芸術創造・拠点構築事業の内容についてお示しをいただきたいと思えます。というのは、この言葉だけを見ますと、拠点構築となっていますから、これがどういうことを指しているのかということも含めての内容をお示しいただきたいということです。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 齋藤委員からの文化芸術創造・拠点構築事業の内容についての御質疑にお答えいたします。

文化芸術創造・拠点構築事業につきましては、市民の文化芸術活動の支援、人材育成、情報収集・発信などを通じて、本市の文化芸術活動の活性化を図ることを目的としております。

本事業は、文化芸術活動への支援等を通じて、文化芸術の普及促進活動を進めている団体でありますあおもりアーツカウンスルに対して、市が負担金を支出した上で実施しているところです。

主な取り組み内容といたしましては、1つに、先駆的な文化芸術創造活動等を行う個人や団体に助成金を交付することで、市民の文化芸術活動を支援する文化芸術創造活動助成事業です。2つ目といたしましては、本市で活動するアーティストや文化団体等に商店街の空き店舗等を無償で貸し出し、活動発表の場を提供する創造の場づくり支援事業です。3つには、若者が中心となり、まちづくりの担い手の育成を目的にイベントの企画・運営を行い、市民にアートや音楽などの活動発表の場を提供する「A-Paradise」となっております。

本事業は、本市の文化芸術振興に資する取り組みでありますことから、今後も活動内容の周知を図りながら、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

齋藤委員からお話のありました拠点の構築ということですが、基本的には現在は活動の場の提供ということで考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 齋藤委員。

○齋藤憲雄委員 今、拠点というのがあくまでも活動の場の提供ということになっています。以前にも一般質問等で空き店舗の活用ということでちょっと質問させていただいたことがあります。

今、教育委員会事務局理事が言われたように空き店舗の活用も含まれているわけですが、実は高校生とかでバンドをやっている子たちからちょっと言われたんですけれども、自分たちで練習する場がなかなかないんだよなど。低価格というか、高校生たちでも気楽にお金を出せるようなそういった場の活用ということになると、ちょうど——何か聞いてみますと、あおもりアーツカウンシルというのは会長が商工会議所関係のようで、ですからそういった商工会議所とかも含めて、それぞれの関係団体からのお金を集めつつ空き店舗の改修や、あるいは防音装置をつけるなりして貸しスタジオだとか、そういったこともひとつ考えてもいいのではないかと。そうでないと、若い人たちが——高校生たちも含めて新町商店街のほうに来るとい、それだけでも私は活性化が図れるんじゃないかと思うんです。

だからそういった空き店舗を活用し、その中にこういう場を提供するという事務局、これをまずは拠点として、相談するのにその事務局に行けばそういった提供をしてくれるんだという、誰でも連絡ができるような、そういった環境をつくるのもまた一つの手だろうと思うんです。

だから空き店舗を活用して、そういった改修をして、そこに事務局を設けて窓口をつくるという、こういった流れがあってもいいのではないかと思いますけれども、その辺検討する余地はないでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 齋藤委員の活動の拠点の再度の御質疑にお答えいたします。

齋藤委員からもお話がありましたし先ほども御答弁したように、この事業の中で取り組んでいる創造の場づくり支援事業というのは、空き店舗のほうを貸し出して活動していただくということでありまして、平成 29 年度は 2 店舗ほど借り上げて 2 カ月の間そういう活動をしていただいたという実績はありますけれども、齋藤委員おっしゃるように活動の拠点を常設で設けていく、例えばそこに窓口的な機能を設けながらということになりますと、もちろんあおもりアーツカウンシルの中での議論ということも今後必要かと思えます。ただ、例えば予算の面でありますとか、人的な面でありますとか、また、先ほどの貸しスタジオですと民間の貸しスタジオの関係もありますので、さまざまな課題というか乗り越えるべきハードルがあると思えます。なかなか難しい面はあると思えますけれども、一つの考え方ということはあるので、一応今後の研究、検討課題とさせていただきたいと思えます。

○藤田誠委員長 齋藤委員。

○齋藤憲雄委員 この事業については予算が 680 万円ついていますけれども、貸し

スタジオが民間もあるということで、そこを全てそのエリアを侵すということにはなり得ないんだけど、ただ少なくともそういった窓口というのは、はっきりさせておいたほうがいいと思うんです。だからそれらも含めて、ちょっと協議をしていただければと思います。

次、工藤健委員がことしの第1回定例会でも質問しておりましたけれども、あおもりフィールドスタディ支援事業についてであります。

工藤健委員については、それぞれ活動のしやすい環境づくりということではなされておりますけれども、私としては裾野をもっともっと広げるという意味からいっても、高校生まで広める必要があるのではないかと考えています。

そういうことでいま一度、あおもりフィールドスタディ支援事業の概要についてお示しいただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 斎藤委員のあおもりフィールドスタディ支援事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

市では、青森駅周辺地区のにぎわいの創出及び活性化を図り、経済活力の向上に資することを目的に、平成27年度から昨年度まで、イベントなどの活性化事業を行う学生団体等の活動を支援するまちなかフィールドスタディ支援事業を実施してまいりました。

平成30年度におきましては、あおもりフィールドスタディ支援事業といたしまして、青森商工会議所や大学等で構成された青森地域産学連携懇談会と協力しながら、学生団体等が地元関係者などの多様な主体と連携して実施いたします、経済活性化や産業振興等をテーマとした取り組みを支援することとしております。

具体的には、市が支援する学生等の活動範囲を全市域へと拡大するとともに、地域が抱える社会課題の解決を図ることを目的に行う実践的な活動や、ビジネスプランの創出など将来の起業につながる意欲ある活動などを行うフィールドスタディ、いわゆる現地学習を支援することとしております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 それではあわせて昨年度——平成29年度の実績についてお示しいただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 まちなかフィールドスタディの平成29年度までの実績の御質疑です。

まちなかフィールドスタディ支援事業における支援実績ですが、平成27年度から平成29年度までの3年間で、延べ30件の活動に対しまして支援を行っております。このうち高校生が参加している団体の活動は延べ4件となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 6月14日の新聞報道で、SDGsということで青森中央学院大学の学生が高校生と話し合いをしています。このSDGsというのが、2015年の国連サミットで採択されまして、貧困から経済、まちづくり、それから平和を含めて17の目標、そして169の具体的な中身という部分で出されていまして、その内容では、今自分が何ができるのかという、これがその中で求められているものであります。

ですから、例えばまちづくりの分野だとか、エネルギーの分野だとか、それぞれの分野ごとに自分たちが今それに対して何ができるか、これを考える、話し合うのがSDGsと言われています。これは、フィールドスタディ支援事業についても社会活動とかも含めて、要は自分たちが何ができるか、どういうふうに考えていくのか、これが一つの課題だろうと思うんですよ。

ですから、そういう趣旨では分野別でそれぞれ幅広い部分と、ある一定程度の地域での分野との違いは出てくるにしても、そういった中でも、例えばまちづくりだとか経済の分野だとかという部分では一致する内容にもなってきます。そういったことを含めて、私としてはこういった青森中央学院大学の活動とタイアップすることも一つ必要だろうと思いますし、そういったことをするためにもそれぞれをドッキングするとか融合させるといふか、そのためにもこのフィールドスタディ事業というのがどういうふうに行われているのか、それぞれ活動報告があるようですけども、昨年度のそういった活動報告についてお示しをいただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 昨年度のまちなかフィールドスタディ支援事業の活動報告についての御質疑です。

平成29年度の活動報告会が開催されまして、これは青森市中心市街地活性化協議会が主体となっておりますが、ことしの3月15日に新町キューブ1階の公開空地内におきまして、約70名が参加して開催されまして、支援を受けました学生団体8団体から活動の内容や活動を通じて学んだ点などについてスライドや配付資料などを用いながら報告を行いますとともに、来場者との意見交換を行っております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 活動報告会をやっているということなんですけれども、そこは関係している方たちだけの報告会になっているのか、それともいろんな大学とか高校にも広報しているのか、あるいは一般市民の皆さんに対しても広報しているのか、ここの広報媒体というのはどこにありますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 活動報告会の広報の仕方ということですけども、まず対象としております大学等、それから昨年度までは、いわゆる中心市街地での活動とい

うことでしたので、中心市街地の商店街等を通じましてチラシの配布ですとか、そういったことで周知しておりました。

○藤田誠委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 少なくともフィールドスタディ事業ということになれば、私としては広く市民の人たちにも知らせるといふか、こういうのを開催していますよ、学生の活動がこうですよといふのを教えるといふか、知らせることも私は必要だろうと思うんです。

先ほど言いましたように、高校生も引き込んでということで考えたときに、先ほどの実績の中で、高校生も入ったのが4件ということでは非常に少ないんですよね。もう既にそういった意味では——まあ、あと質疑にしません。要望にとどめておきますけれども、今、そういったことよりも、高校生も既にターゲットにしなきゃならないと思っています。というのは、18歳からの選挙権付与でしょう。もう1つは、2020年から18歳成人でしょう。こういったことを考えれば市政の問題や、あるいはまちづくりをどうするのかということを含めて、やはり考えてもらわなきゃならない。このフィールドスタディ支援事業というのは、要は人材を育成していくというのが基本的な考え方になっていますから、そういったことを考えますと、やはり高校生ももっともっと巻き込んでいかななくてはならないと思います。それとあわせて、まちづくり協議会との連携、もう1つは高校生を巻き込むということになれば、県教育委員会、ここにももっともっと積極的に参加してもらわなければならない、これらの連携について汗をかくのはやはり経済部——市だと思えます。

ですから、そういったところを含めて今後もっともっと幅広に裾野を広げて、人を育てるといふ考え方で進めていただければいいのではないかとこのことを要望して終わらせていただきます。

○藤田誠委員長 次に、大矢保委員。

○大矢保委員 自由民主党の大矢です。

教育行政と道路行政について質疑させていただきます。

まず、教育行政についてですが、長時間労働が深刻な教員の働き方改革が求められています。時間外勤務手当を支給しないかわりに、本給に一律4%を上乗せする教職員の給与に関する特別措置法も、長時間労働の一因とされているところであります。

そこで、1つは、小・中学校教職員の勤務時間の把握方法についてお伺いいたします。

2つは、時間外勤務ではどのような仕事をしているのか、その内容についてお伺いいたします。

2つ目は、道路行政についてであります。

今期、除排雪終了後、道路の破損等が目立っており、現状は、担当によるパトロールをしているものの発見、補修が遅くなっておるのが現状であります。

そこで、除排雪作業と維持補修作業を合わせた地域維持型契約方式を、幹線、補助幹線、郊外幹線の一部において試験的に実施すべきと思うがお伺いします。

以上です。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 大矢委員の教育行政についての2つの御質疑に順次お答えします。

まず初めに、勤務時間の把握についての御質疑にお答えします。

平成29年12月に中央教育審議会、学校における働き方改革の中間まとめにおいて、勤務時間管理に当たっては、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めることが必要であると述べております。

教育委員会では、次年度、統合型校務支援システムの導入により出退勤管理を行うこととしており、その準備段階として今年度4月から、市内全小・中学校教職員の勤務時間を校務用パソコンの活用により管理することとしております。

具体的には、教職員が出勤後パソコンを立ち上げ、出勤時刻を打ち込み、退勤する際には退勤時刻を打ち込み、そして時間外勤務も内容別に入力することとしております。管理職である校長、教頭はその状況を把握し、状況に応じて指導することとしております。

次に、時間外勤務の仕事内容についての御質疑にお答えします。

本市の教職員の4月の時間外勤務につきましても、過労死ラインとされる月当たり80時間を超える時間外勤務を行っている教職員は、小学校9%、中学校37%となっており、全国の調査における小学校33%、中学校57%に比べ低い状況となっております。

時間外に行っている業務を内容別に見た場合には、小学校では各種調査、書類作成、会議などの校務事務が最も多く、次いで、授業準備や教材研究などの学習指導及び児童・生徒、保護者等との教育相談などの生徒指導、そして部活動指導の順となっております。また、中学校におきましても、校務事務が最も多く、次いで、部活動指導、学習指導及び生徒指導の順となっております。

教育委員会では、今後も教職員が子どもとしっかり向き合う時間を確保できるよう、各小・中学校における時間外勤務の縮減について支援してまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 大矢委員の道路行政についての御質疑にお答えいたします。

地域維持型契約方式は、地域建設業の担い手が不足し、最低限の維持管理までが困難となる地域が生じかねないことから、地域の担い手が確保されないおそれがある場合には、除排雪のほかに舗装補修、施設補修、草刈り、道路清掃、側溝清掃、

緊急対応などの複数の業務や工区を、その地域に精通した建設業者や建設共同企業体へ一括して発注する契約方式でありまして、国土交通省を初め青森県等でも導入されております。

青森県におきましては、下北地域県民局管内で、平成24年度から試験運用され、その後平成28年度から本格運用されております。また、東青地域県民局でも今年度から試験運用しているところです。

地域維持型契約方式を導入した場合、除排雪作業におきましては除排雪業者の通年の仕事を担保し、除排雪に必要な車両の維持や冬期間の雇用の確保が図られるほかに、除排雪業者による通年の継続的な道路パトロールにより道路状況が把握され、的確な道路管理の実施につながるものとも考えているところです。

本市におきましても、除排雪体制の見直しの中で地域維持型契約方式の導入につきまして検討を進めてまいりましたが、全ての除排雪業者が舗装などの維持補修を円滑にできないことなどの課題も多く、現時点で導入に至っていないところです。

しかしながら、青森県下北地域県民局及び東青地域県民局でも導入しているなど、その動向について注視し、引き続き本市における導入の可能性について調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 教育行政についてはわかりました。ありがとうございました。

道路行政についてですが、県ではやっていて、弘前市でもやっていて、豪雪地帯の青森市がまだ導入されていないというのは、ちょっとおかしなことだと思っています。

できれば幹線——まあ、補助幹線はちょっと無理としても、郊外幹線、これについては早急に実施すべきと思っております。ことしは特に補修が遅くて、5月の連休明けから本格的に始まったというような事例もありますので、次の冬からでもいいですので、それまでに検討していただきますようよろしくお願いいたします、これは終わります。

あと要望が1つあります。農林水産部長、私の圃場整備事業、大体終わりました。けれども、田んぼの人たちは水が田んぼに入って田かきができるのですけれども、畑をつくっている人、バックホーで畑を平坦にしていたんでしょけれども、固まってしまって、はっきり言って機械が壊れてしまっているという、きのう苦情が来ました。現地を私、きのう見に行きましたけれども、やはりはっきり言って大型のトラクターでもあれは起こせないと思ってきました。幸い、そこに私の畑もあるんですけれども、私はつくる気がありませんので、ただ現場だけ見てきました。根っことか石とかいっぱい入ってしまっていて、あれはやっぱりバックホーで1回上層部を起こさなければ耕すことができないなど、そういうふう感じてきましたので、ちょっと一考していただければいいなと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

○藤田誠委員長 次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 新政無所属の会、奥谷進であります。

私からは、2025年の国民体育大会青森大会についてお尋ね申し上げます。

昭和52年あすなろ国体以来、48年ぶりの国体が本県で開催されると内々に決まっておりますが、本市に多くの選手や関係者が訪れる国体では、本市の魅力を多くの方々に伝え、時期はもちろんのこと、その後の経済波及効果も見据え取り組むことが必要であると私は考えます。2025年の国体については、先般私も聞き取りのときでありましたが、今まで文化スポーツ振興課が教育委員会の所管であったわけですが、今年度から市長部局の経済部に地域スポーツ課を設置するなど、スポーツを通じた健康づくり、地域活性化の推進に取り組んでいると思っておりますが、2025年に国体が本県で開催されることについては、本市においてもスポーツに対する関心が高まってくるものと考えます。本市といたしましては、このような機会を捉えまして、スポーツを通じ地域活性化に向けた取り組みを推進すべきと思っております。また、経済効果を獲得していくことも重要であると私は考えます。最近開催された国民体育大会の事例によりますと、昨年の愛媛国体での全県での経済効果が661億円と算出されるなど、また一昨年に開催された岩手国体では、10競技を開催した盛岡市においても93億円の経済効果があったと公表されております。国体の開催に当たっては多額の予算が必要と思っておりますが、本市でも経済波及効果を期待し、これを獲得できるように官民一体となって着実に進めていくことが肝要であると思っております。

そこで質疑いたします。1つには、2025年に本県で開催予定とされている国体において、本市の開催予定の競技を示していただきたいと思っております。

2つには、大会開催に当たりまして、現在の取り組み状況、今後のスケジュールなど、どのようになっているのかお示しいただきたいと思っております。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 奥谷委員の第80回国民体育大会について、2点御質疑ありましたけれども、順次お答えさせていただきます。

まず初めに、2025年国民体育大会における本市での開催予定競技についてお答えさせていただきます。

2025年の第80回国民体育大会では、正式競技といたしまして37競技の開催が予定されております。このうち本市で開催予定の競技につきましては、昨年度の第1次選定におきまして、陸上競技、テニス、バレーボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、ラグビーフットボール、アーチェリー、ゴルフ、トライアスロンの10競技が選定され、第2次選定におきまして、軟式野球、ライフル射撃、スポーツクライミングの3競技が選定されております。

また、今年度に入りまして、新青森県総合運動公園の水泳場の整備が公表された

ことに伴いまして、今月6日に開催されました第80回国民体育大会青森県準備委員会の第4回常任委員会におきまして、第3次選定として水泳も本市開催競技に選定され、現時点では計14競技が本市で開催される予定となっております。

次に、大会開催に向けました現在の取り組み状況と今後のスケジュールについてお答えいたします。

第80回国民体育大会の開催に向けた取り組みにつきましては、平成28年1月に財団法人日本体育協会から青森県開催の内々定をいただいで以降、県の国体準備室や各競技団体と協議を重ねまして、現時点では、先ほど申し上げましたとおりに、正式競技37競技のうち14競技を本市で開催することと選定されているところです。

今年度は、本市開催予定競技の競技団体と施設利用計画に係る協議調整を行っております。今後のスケジュールといたしましては、関係競技団体、県及び市による競技開催予定施設の合同現地調査等を経て、2020年には本県開催の内定がなされる予定となっております。

また市では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに続き、2025年には、48年ぶりに本県で開催される国内最大のスポーツの祭典であります、第80回国民体育大会が開催される中で、市民のスポーツへの関心がより一層高まっていくものと認識しております。

このような中で、本定例会の一般質問におきまして、市長から御答弁したところですが、現在有識者会議を開催し、検討を進めておりますアリーナにつきまして、今後アリーナの機能や規模の検討の進展に合わせまして、各競技団体等に対し、国体のメインアリーナとしての利用を打診していくほか、全国から多くの選手が参加する国体では、練習等に活用するサブアリーナとしての利用も想定されることであること。さらには、マエダアリーナなど体育館が国体で使用され、市民利用ができない状況が予想されるため、国体時の市民ニーズに応えるという3つの点で国体にも貢献できるものと考えております。

いずれにいたしましても、国体の開催に当たりましては、県や関係協議団体との連携はもとより、各種団体や民間事業者、多くの市民とスクラムを組み国体が円滑に運営されるよう、開催準備に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

ことしの国民体育大会は、福井県での国体になるようで――なるようでというよりも開催されることになっております。大変私ごとで恐縮ではありますが、私は昭和31年に国民体育大会に出場以来、福井国体が最後の国体でした。その間、県民のために青森県のために、物すごく稽古を重ねて上位総合点数、得票。さらにまた我が青森県のために、私は貢献したと自負しておるわけです。さまざま国体というのは常に、出た者でないとはわかりませんが、大変感激を覚えるものであり、開会

式というのはまさしく自分の人生の中で、そう簡単に開会式に出ることはなかなか難しいわけでありまして。会場が郡部にわたってそれぞれの種目によって、変わっていくわけでありまして。我が青森市の場合は、主会場になる国体であります。官民一体となってこの国体を成功させなければいかん。その思いで私はあえて 2025 年までの間、長い時期になりますが、そういう意味であえて取り上げて、予算特別委員会で質疑することになったわけです。

先ほど冒頭に申し上げましたように、このように盛岡市でもこれだけの経済効果がある、そういうことが本当に表示されているわけでありまして。私ども青森市も、その経済波及効果を官民一体となって、この経済効果に取り込むべきだと私は強く求めていきたいと思っております。我が青森市ではさまざまな 14 種目の会場が設置されると思っておりますが、先ほど経済部理事からも申されましたように、アリーナを何としても国体に間に合わせるようにして、いろいろな有識者会議をもってぜひとも早急に建設されるよう、強く要望するものです。

先ほどから私からも申し上げましたように、国体は本当に、人並みの稽古、練習では上位入賞はできないわけでありまして。特に私どもの時代は、今のようなホテルだとか旅館とか、そういうものが少ない時代でした。その時代では、一般家庭での宿泊、いわゆる官民一体となって、我々にそのように対応してくれたその思いは、今も鮮明に覚えておるわけです。何としても今、経済部理事からも御答弁のように、有識者会議、その他の県の方々との国体に向けての大きな問題をぜひとも成功裏におさめていただくことを強く要望したいと思います。

次に、天田内川河川改修についてであります。

この改修工事は、私から言うまでもなく、昭和 49 年から天田内川の改修に取り組みられているわけでありまして。これは県事業であります。新城の山のほうから油川に注いでいる二級河川でありました。川の幅が狭く、今まで改修がなされて来なかったわけでありまして、最近は見えるように、進捗状況もそのように進められているわけでありまして。そういう地元の川として大変親しまれている川でありまして、何せ川幅が狭いということで、地元に対する畑、水田には大きな水害で損害を与えた川でもあります。

これからの天田内川の河川改修には、要望書にはこのように載っておりますが、何としても早期に建設されるように、強く私は要望——というよりも、まず進捗状況をお知らせ願いたいと思っております。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 奥谷委員の天田内川の整備につきましてお答えいたします。

青森県が管理する二級河川天田内川は、融雪期及び洪水期に頻発する氾濫から家屋や農地への被害を防ぐため、河口から青森県消防学校上流部までの約 3.4 キロメートルを全体計画区間として、青森県が河川改修事業を進めておりまして、総事

業費は約 78 億円とのことです。

これまで、河口から約 2.4 キロメートルの油川地区、岡町地区の河道拡幅が完了するとともに、県道津軽新城停車場油川線の岡町橋などの整備が行われたところです。また、岡町地区につきましては、たび重なる浸水被害を解消するため、蛇行して流れている既存の天田内川を拡幅するのではなく、新たなルートで天田内川への整備が行われてきたものですが、既存の天田内川へ維持用水を分流するための堰やゲート等も完成しているところです。

今後の予定ですが、青森県に確認したところ、今年度はさらに上流に位置する青森県消防学校等へ至る橋梁の下部工に着手し、その後は残りの計画区間の河道拡幅及び護岸の整備を予定しているとのことです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

二級河川ということで、県事業でありますがあえて私は取り上げたわけでありませんが、何としてもこれから残された用地買収等もいろいろな問題が浮上してくると思います。そういうときこそ市のほうでも協力をし、早急に予定以上に早目に完成することを強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。3つ質疑します。

まずは、浪岡地区の汚水処理施設整備についてです。

平成 28 年第 2 回定例会で質問しましたが、大釈迦地域の公共下水道の整備について、現在の進捗状況をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の浪岡地区の汚水処理施設整備についての御質疑にお答えいたします。

本市浪岡地区における公共下水道事業につきましては、平成 2 年度に岩木川流域関連公共下水道として事業採択を受け、平成 3 年度から工事に着手し、平成 9 年度から一部供用を開始しており、その後、事業認可変更を重ね事業区域の拡大を図ってきたところであります。

委員お尋ねの大釈迦地区 47 ヘクタールにつきましては、平成 28 年度に地元説明会を開催するとともに、国、県と協議を重ねた結果、平成 30 年 3 月 8 日に公共下水道事業計画区域への編入が認可となり、今年度は、実施詳細設計及び地質調査を委託により実施しているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 計画区域への編入が可能かどうか、この間、国や県と協議をして

きたということで、地元住民の意見も聞いて認可がおりたということだと思いますが、その区域への編入の仕事と同時に、地元住民の意向を聞くという仕事もしてきましたと思います。その了解をもらったので、今回、調査、設計に入ることだと思うんですが、2年前にも言いましたけれども、あそこの高速道路のインターチェンジを越えて大釈迦に入っていくわけですが、大釈迦の徳才子の人たちは、どうせ来ないだろうという感じで今まで思っていたものが、今回こうして編入になったということもあって、市が地元町内会や地域住民への説明会を開いたということなんですけれども、どういった声があったのか。まあ、何割ぐらいあったのかとか、そういう聞き方がいいのかどうかわかりませんが、反対の声もやはりあったのではないかなと思いますけれども、その点についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 地元説明会での御意見等についての再度の御質疑にお答えいたします。

地元説明会につきましては、平成28年度の7月7日と7月15日の2日開催しております。対象は、徳長町内会、南北の大釈迦町内会、そして7月15日は大釈迦駅前の町内会を対象に開催しております。説明会におきましては、下水道事業の概要でありますとか使用料の件、それから受益者負担金の件、また、整備に伴って合併処理浄化槽の設置補助金は終了するというのも御説明申し上げたところです。

そして、説明会ではそれぞれアンケートを実施しております。公共下水道整備事業として整備するというのに賛成の方、そうではなくて合併処理浄化槽による個別処理を希望される方、それぞれその意向調査というものを行っておりますけれども、結果として、公共下水道整備事業として整備することに賛同される方のほうが多かったということで、今回、事業に着手することを判断した次第です。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私もそうなんですけれども、当然、こういう事業は環境をきれいにするといった趣旨もありますので、私も進めてほしいという考えを持っています。今後何年かかって工事に入るかわかりませんが、工事を進めていった沿線の人たちの分担金が発生して、22万8000円かかると。そして、その分割納付、10回払いもよいということで、そういったことも、やはり反対の人たちにも理解してもらえるように丁寧に説明をしながら進めていただきたいということを要望して終わります。

次に、教育環境についてですが、教育委員会では学校施設老朽化対策計画を策定していますが、今後の小・中学校の改築及び長寿命化の見通しをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 天内委員の小・中学校の改築及び長寿命化改修の見通しについての御質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校施設については、老朽化により更新時期を迎えつつある学校が多数あり、このことから、財政環境等を考慮し計画的に対策を進めていくため、平成 28 年 3 月に青森市学校施設老朽化対策計画を策定しております。

改築及び長寿命化改修につきましては、当該計画に基づきまして、コンクリート強度の調査による躯体の劣化状況や屋上防水、外壁、給排水、暖房等の設備の劣化状況等の現状把握により、対象校を適切に判断し整備を進めてきたところでありませう。平成 30 年度は、小柳小学校の校舎の改築工事の 2 年目、西中学校の校舎実施設計、そして筒井小学校の基本設計を行うこととしております。

今後の小・中学校の改築及び長寿命化改修の見通しにつきましては、当該計画に基づき、学校施設の現状把握に努め、優先順位を見きわめながら対象校を適切に判断してまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今後、学校の施設そのものを見て、現状把握をして進めていくということですが、これまでも教育環境の充実を求めて質問してきました。これまでもらった答弁にもあったんですけども、長寿命化改修というものと大規模改修というやり方があるという答弁をしてきているんですけども、聞いていて、私もわかっているように聞いていたんですけども、ちょっとよくわからない部分もあります。

それで、ちょっと説明してほしいんですけども、長寿命化改修ということと大規模改修ということの意味について、どういうものかちょっとお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 天内委員の大規模改修と長寿命化改修の違いについての御質疑にお答えいたします。

この当該計画におきまして、大規模改修というものは、建築しておおむね 20 年以上経過したような学校施設を対象に、経年による機能とか性能が劣化してきたものの原状回復を図るというものでありまして、建物の内部とか外部の両方がある程度全面的に改修しますけれども、基本的には、機能の回復を目的に建物の耐久化を維持していくというようなものです。

そして、長寿命化改修というものは、基本的には改築もしくは長寿命化ということの選択肢になってくるんですけども、長寿命化が可能な建物ということになりますと、建てかえ時期を迎えたような建物について、躯体がまだ再利用できるというように判断されたものについては、その既存の建物の躯体の腐食、破損、コンクリートの中性化の状況に伴って、利用するもの、しないものとありますが、基本的には、躯体の骨格以外のものは建てかえと同様に一新するような形での改築ということになります。ですので、長寿命化については、選択肢といたしますと、その後またかなりの長期間にわたって利用するということが前提の対応になります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 答弁もいろいろとおっしゃっていましたが、改築の優先順位を検討するに当たり、柱の耐力度調査などもして、よいのであればその柱を利用してやるのが長寿命化だと私は認識しています。あと、大規模改修は、壁とかいろんなところの改修をしてよくするという、簡単に言えばそのようなことだと思います。

それで、何度も市で答弁してきていますが、本市の小・中学校は、築年数が30年を超えているのが6割もあって集中しているということで、更新時期も重なるということでこういう計画を策定して、今、教育環境の充実に当たっていると思います。そして、私も営繕要望について何度か質問してきています。各学校の教頭先生あたりが中心となって要望を上げてきているんですけども、たまに、劣悪な教育環境ですというように営繕要望に書いている学校もあって、今後、子どもたちが何年も学校生活を過ごしていかなければならないということもやはり見過ごせないことですし、そういったことが上がってきている学校は、やはりスピードを上げて環境を充実していただきたいと思います。

そこで質疑しますが、浪岡の学校についてですけども、浪岡中学校は雨漏りがあって質問もしたこともありますし、浪岡北小学校、浪岡南小学校の屋根のさびは、私だけでなく長谷川委員も一緒に訴えてきました。まず、この浪岡の3つの学校の改築などの見通しを示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 天内委員の浪岡中学校、浪岡北小学校、浪岡南小学校の改築等の見通しについての御質疑にお答えいたします。

浪岡中学校、浪岡北小学校、浪岡南小学校の3校ですけども、天内委員も御存じのとおり、こちらの小学校、中学校につきましては、建築から40年近く経過しております。ただ、本市には、同様の学校が市内に20校近くありまして、市内の全ての学校の状況の把握ということがまず前提になります。今後においては、市内のそのような学校の現状把握をしっかりとした上で、やはり優先順位を見きわめた上で適切に対応していくということになりますので、現時点でこの3校についてどうこうということは、今言及することはできません。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 なかなかそういう学校も多いですし、私も浪岡に住んでいていろいろ言われて、この学校の建てかえとか改修はどうなっているんだと聞かれるわけですけども、だからといって市の答弁を伝えても、地域の住民は当然納得するわけがないんですよ。何番目なのかと聞くのが当然の話なわけです。でも、何番目なのかと市に聞いても、ごたごたといって答えないんですよ。まあ、それはそれでしょうがないんですけども、浪岡中学校は今、44年経過していると。そして浪岡

北小学校は39年、浪岡南小学校は38年経過しています。それで、築年数だけからいけば、浪岡中学校は市内で3番目に入っているということだと思います。いろいろとその営繕要望もこれまで一般質問で紹介した経緯もありますので、私は、長寿命化になるのか改築になるのかわかりませんが、しっかりと順番に入れてほしいということは求めたいと思います。

また、浪岡北小学校と浪岡南小学校の屋根のさびも、これもまた物すごい苦情が来るわけですが、前回質問に取り上げたときに、教育委員会事務局教育部長が、予算は見積もりしたら1億4000万円かかると。それで、張りかえじゃなくて、今の屋根に新しいトタンを載せてやるんだというところまで考えを言っているわけですので、できるだけ早く張りかえ——張りかえというか、上にトタンを張ってほしいということを強く求めて、教育環境は終わります。

次に、バス交通について質疑しますが、このバスの問題も、この間さまざまな声が寄せられていました。これまでの浪岡を走っている空港線、大釈迦線の市民バスの経緯についてですが、平成17年の合併から10年間、浪岡に市営バスを走らせました。それで、経常損失が2つの線を合わせて1億4000万円ほどになって、それを理由に廃止となったと。その廃止から、3年目がたったと思います。そういったことがあって今、市民バスは弘南バスに委託をしています。当時、市営バスが走っていたときは、大釈迦線と空港線がそれぞれ10.5往復ありました。それが現在では、市民バスとして大釈迦線が6往復、空港線が3往復となっているのが、今の浪岡のバスの現状です。

平成29年第2回定例会の予算特別委員会で、大釈迦線について、青森駅発の最終便の午後2時30分発の便が早過ぎて、浪岡から会議とかの用事で来ている人たちは、会議が午後3時などに終わるので、とてもじゃないけれども間に合わないということで、そのときは時間をずらせないかという質疑をしました。そして、当然できないというように言われましたが、今回は空港線についてです。

現在、浪岡駅発が3本ありますが、午前6時39分と午前9時19分と、最後の午後3時19分の3本しか走っていないんですね。それで、その午後3時19分の便が余りにも早過ぎるので、もっと遅い便をふやしてほしいという声が寄せられていました。

その2年前の大釈迦線のときも、時間を移動すべきだと言ってだめだと言われていたので、今回は、もう両方の便の時間を移動するんじゃなくて、やはりもう1つふやすべきだと私は思うんです。答弁を求めます。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 天内委員からの市民バス浪岡線についての御質疑にお答えいたします。

委員からも御紹介ありましたが、青森市市民バス浪岡線の空港経由及び大釈迦経由の運行につきましては、本格運行の前に実施した社会実験における利用状況の検

証及び寄せられた利用者の声や、浪岡自治区地域協議会の御意見を伺いながら実施したところです。空港経由につきましては、浪岡駅前から青森駅前までの区間において3往復の計6便、大釈迦経由につきましては、道の駅「なみおか」から青森駅前までの区間におきまして6往復の計12便を運行しております。

これらの路線につきまして、それぞれ1便ずつ増便できないかとの御質疑であります。当該路線の増便につきましては、さらなる経費の増加につながることから、難しいものと考えているところです。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 まあ、あっさりとして経費の増加でだめということなんですけれども、なかなか浪岡の実態を言ってもわかってもらえないかもしれませんが、公共サービス、やはり公共の足を確保するという点で考えてほしいなと思います。市は、バス交通を見直しするときに、いろいろと社会実験なりアンケートなり、そういうやり方をして、バス停をふやしたりなどの変更をしていますよね。そうやってきましたけれども、私は、市営バスが廃止になって、市民バスになってからのこの3年間がある意味で社会実験ではないのかなと思います。だから、私に寄せられた声も、1つのそうした実験の声だと思います。

何度聞いてもだめだということなんですけれども、どういった角度から聞いてもだめなんですか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現時点で、先ほど申し上げたとおり、経費の増加ということで難しいと考えているところですが、天内委員からもお話がありました乗降調査につきましては実施しておりますし、市民の皆様から寄せられる御意見につきましては把握を行っているところですので、利用状況の把握につきましては引き続き行ってまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 本当に、真剣に利用状況を確認してほしいと思います。以前、市営バスから市民バスに変わったあたりだと思いますが、私が一般質問で取り上げたときに、何人から声を聞いているんだと尋ねたら、10人にも満たなかったんです。あのとき、たしか6人か8人だったと思うんですけれども、それだったら、当然少な過ぎますよね。ですから、そんな小さな声だけじゃなくて、やはりしっかりと確認してほしいなと思います。

空港経由は、平成28年度は2万3389人で、平成29年度は2万2499人、わずかに減っていますが、大体横ばいと。そして、大釈迦経由は、平成28年度は6万1613人で、平成29年度は6万4535人、大釈迦線は明らかに増加しているということです。今、弘南バスに委託していますよね。運賃が年間大体200万円から300万円ぐらいで、それに人件費や車両メンテナンスの経費などの不足分を弘南バスに対して

払っているということで、以前よりは赤字が出ているような状況でもないですし、私は、せめて1つでもふやしてほしいなど。そして、1年間やって、どうしても割が合わないのであれば私もそれであきらめるかもしれませんが、そういったやり方もあるということ強く要望しておきたいと思います。

最後に、浪岡のコミュニティバスについてなんですけれども、市は、動態調査や住民の要望を踏まえて、時刻表の見直しとか運行ルート変更とかをやってきています。現在、市は住民のニーズをどのように認識しているのか、お示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 浪岡地区のコミュニティバスについて、住民ニーズをどのように把握しているのかという趣旨の御質疑だと思います。お答えいたします。

市では、例えば平成29年度においては10月に1週間、実際に職員がバスに乗り込みまして、利用者の方から直接声を聞く動態調査というものを行っていきます。調査事項としては、性別でありますとか年齢、乗車区間、利用目的、利用頻度、あるいは往復で利用しているか片道で利用しているか、その辺を調査いたしまして、毎年その結果を踏まえながら、ルートの変更あるいは便数の変更等々を行っているという状況にあります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 人口比率の割合から見ても、青森地区から見ても当然人口が少ないのは明らかで、青森の人が浪岡に来てコミュニティバスを見たときに、空気を運んでいるというように受けとめる人もいないかもしれませんが、実情としては今、50代と、あと70代、80代の方々の高齢者が多く利用しています。基本的に病院発だということで、一番多いのが通院なんですけれども、最近は買い物にも利用している人が結構いると。あと、コミュニティバスで通勤もしている人も出てきているということで、多くの方々に定着してきていると思います。

今、1日3便のところが多いんですけれども、弘南バスが走っているところなんかは見直しされて、1日2便に減便されたところがあります。これも、いろんな試行錯誤をした上での決断だと思うんですけれども、下石川線と本郷線が買い物に行くのが不便になったという声が寄せられていて、免許のない方や免許を返納した方が特に声を寄せています。そういった方々のために、やはりもとに戻してほしいという声がありますがどうか。お答えください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 下石川線等のコミュニティバスの路線についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区コミュニティバスにつきましては、バスの路線がない、いわゆる公共交通空白地区の交通対策及びJR浪岡駅、医療機関、浪岡事務所、中心商店街等の主

要施設を結ぶ、まさに地域の足を確保することを目的に、平成 24 年度から浪岡地区内を現在 6 路線で運行しております。また、先ほども御答弁申し上げましたけれども、市では毎年度、コミュニティバスの利用実態を調査するための動態調査や住民の要望等を踏まえながら、運行路線や便数の見直しを適宜行っているところです。

天内委員お尋ねの下石川線につきましては、運行を開始した当初の平成 24 年度は 1 日 3 便の運行をしておりましたけれども、当該路線を民間のバスが運行していることなどもありまして、利用者数が少なかったことから、現在は 1 日 2 便の運行としているところであります。

この浪岡地区のコミュニティバスにつきましては、浪岡自治区地域協議会の会長、浪岡町内会連合会の会長及び各交通関係機関などで組織している浪岡地区のコミュニティバス分科会という組織がありますが、その分科会からも、他の路線についても買い物で利用しやすくするための経路等の見直しについての御意見をいただいております。

市といたしましては、今後も引き続き、動態調査等を実施しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 間違いなく今後高齢者がふえていくということで、今後ますますバスの便数をふやしてほしいとか、バス停をもっと置いてほしいという要望が来ると思うんですけども、市でもさまざま声は聞いてきていると思います。平成 30 年度は、増館線と下石川線は老人福祉センターの前に停車できるように配慮もしてきたことも聞いていました。将来の公共交通を模索する上で、他都市では、高齢者を中心としてタクシーに補助を出したりとか、買い物に利用してもらうためにワゴン車を出して、買い物バスとして走らせているという自治体もあると聞いています。

ことしから、コミュニティバスについては、立地適正化計画の兼ね合いだと思うんですけども、マイナスシーリングを外したと聞いています。このことについては、私は間違っていないと率直に思います。ですから、今後さらに高齢者を中心とした公共交通の充実を求めて、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○藤田誠委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 3 時 40 分からといたします。

午後 3 時 6 分休憩

午後 3 時 40 分再開

○藤田誠委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。

議案別冊平成 30 年度青森市一般会計補正予算 8 ページ、9 ページの総括表に基づいて質疑いたします。

今週の月曜日の朝ですけれども、大阪府北部地震震度 6 弱の緊急ニュースが流れまして、気持ちが泡立ったというか、亡くなられた方もいらっしゃいます。被害に遭われた方、今でも避難されている方もいらっしゃいますし、心からお見舞い申し上げます。

現代は、いつどこでいかなる災害が起こるかわからない時代であります。私たちはそういう前提で生きておりますし、想定外のことをできるだけ想定内として考えていけるように、不断の努力というのは怠ることはできないと、そのように肝に銘じた週の始まりでありました。

また、子どもを取り巻く悲しい事件が続いております。震災では、ブロック塀が倒れて通学途中の 9 歳の女兒が亡くなるという痛ましい事故もありましたけれども、最初に児童虐待防止として取り上げますが、ことし 3 月、東京都目黒区の 5 歳の女の子が父親から暴行によって衰弱して亡くなられました。父親が傷害罪及び保護責任者遺棄致死容疑で逮捕、さらにお母さんも逮捕されております。とても悲慘な事件で、密室での 5 歳児、どうにもならない状況だったんだと思いますが、ノートにつづった言葉がとても痛ましくて、無力感と憤りを感じている人はとても多いと思います。

この事件をきっかけに虐待防止に関する署名運動も起こっておりますし、私の周りでも特に父親からやりきれない思いというのが多く聞こえてまいりました。全国での虐待による子どもの死亡数、事例というのは今回あえて触れませんが、国もこの事件を受けて一日でも早い検証を行って虐待防止への対策を講じるとしております。

事件が起こって間もない時期なので確認を含めて質疑いたしますが、今回の事件を踏まえて、青森市では虐待防止について改めて事件の再発を防ぐ確認をしているのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 工藤委員の児童虐待防止についての御質疑にお答えいたします。

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあること、また、命にかかわる問題でもあることから、早期に発見し、速やかに適切な対応をすることが非常に重要であると認識しております。

市では、虐待を早期に発見するため、乳幼児健康診査を未受診の子どもについて、養育状況の確認を行っているところではありますが、このたびの新聞報道や国からの通知を受けまして、これまでの取り組みを総点検するとともに、改めて養育状況の把握ができていない乳幼児の有無を確認したところ、該当する子どもはいなかったものであります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

それでは、転入などで青森市に住むことになった場合には、就学前の幼児の状況確認というのはどのように行われているのですか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。転入してきた就学前の子どももの状況把握についてとのお尋ねです。

転入してきた就学前のお子さんの状況把握につきましては、まずは、駅前庁舎総合窓口及び浪岡事務所での転入手続を行った場合には、乳幼児健康診査や予防接種履歴等のチェック表に記入してもらうことで健康診査等の受診状況を確認しております。また、支所等で転入手続を行った場合には、元気プラザや西部市民センターに予防接種予診票の交付手続に訪れていただきまして、健康診査等の受診状況を確認しているところでもあります。

受診状況の確認の結果、未受診・未接種のお子さんには受診票により勧奨し受診していただくことによりまして、その機会を通じて乳幼児の発育・発達状況及び保護者の心身の状態や子育ての悩み等の養育状況の把握に努めているところでもあります。

また、新しい土地での育児への不安等により家庭訪問を希望する方や、転入時の手続において何らかのリスクが確認された方の家庭に子ども支援センターの保育士が訪問いたしまして、子育てに対する不安や悩み等、子育て相談に応じております。加えて、転入前の自治体から継続的な支援に関する依頼や情報の提供を受けた場合には、関係機関と情報の共有や連携を図りながら、転入による切れ目が生じないよう継続的な支援を行っているところでもあります。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

手続のときを含めて前の自治体とも切れ目のないということで確認しているということですか。

それでは、生まれて小学校へ入学するまでの期間なんですけれども、子どもの状態というのは、どういうタイミングで青森市が確認しているのか教えてもらえますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。就学前までの子どもの状況の把握はどのように行っているのかとの御質疑でした。

市では、新生児・産婦訪問指導や4カ月児、7カ月児、1歳6カ月児、3歳児を対象とした乳幼児健康診査を通して、乳幼児の発育・発達状況及び保護者の心身の状態や子育ての悩み等の養育状況の把握に努めております。この乳幼児健康診査の受診率はおおむね98%となっておりますが、未受診のお子さんに対しましては電話や訪問等により受診勧奨を行っており、それでもなお未受診で状況確認ができないという場合は、お子さんと対面して状況確認するというのを重視して、保健師による家庭訪問や通所している保育所等と連絡を取り合うなどして、全てのお子さんの状況の把握に努めております。

特に、3歳児健康診査を未受診のお子さんには、4歳まで受診できるということを再度の電話や訪問等によりお知らせして受診勧奨を行っているところですが、それでも受診がない、また、入所している保育園等もないという場合、お子さんの状況確認ができないということとなりますので、そういった場合、虐待のおそれもあることから関係機関と対応方針について協議し、安否確認のためのさらなる訪問による把握、また、児童相談所への連絡などを行うこととしているところです。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 3歳児健康診査の後には、就学前の健診というのが入学前にあるということでもいいんですよね。（発言する者あり）わかりました。

少なくとも子どもの虐待が表面化するというのは、やはりある意味、第三者の目があって初めてというケースがほとんどだと思います。小学校に入るともちろん学校の先生の目もあるし友達の間にもあります。今の話ですと、いわゆる3歳児健診はやっている。この事件の場合もそうなんですけれども、未就学の児童で幼稚園、保育園に通っていないければ、それ以後は就学前の健診までないんですよね。幼稚園、保育園に通っていないければ、その間の、いわゆるその子どもの状況確認をするというタイミングはないんですよね。お伺いします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、市ではさまざまな機会を捉まえて子どもの発達や養育状況の把握に努めております。養育に問題のある家庭については継続して支援を行っているということを先ほど申し上げました。

しかしながら、乳幼児健康診査の対象年齢を過ぎた4歳から未就学の子どもで、いわゆる保育所や幼稚園に入所していない子ども、いわゆる家庭にこもったお子様に関してはなかなか市が把握することが難しいという状況にあると考えております。

このことから市では、できるだけ早期に虐待が疑われる子どもを把握していくために、身の回りの子どもの泣き声や日常の変化などに対する地域の皆さんの気づきが大事であると考えておりますので、何かの気づきがあったときには、市や児童相

談所などの関係機関に連絡していただくことを引き続き周知、啓発していきたいと考えております。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

もちろんそうですね。3歳児健診を終えてから就学前の健診まで大体2年ちょっとあるわけですがけれども、どれだけの子どもが——幼稚園、保育園に通っていない子がどれだけいるかはちょっとわかりませんが、そういう子どもたちに関してはなかなか——やはり周囲の皆さんに頼るしかないという現状だということがわかりました。

虐待というのはやはり閉ざされた密室空間で行われることが多いので、そういう意味では、そういう子どもたちについて、全てがもちろんそうではないと思いますが、やはりちょっと心配なところはあります。第三者が気づかない限りはなかなかわからないという意味では、子どもの場合もそうですし、逆にその保護者の方——今回は許せるものではありませんけれども、その保護者の方が、いわゆるしつけと称して、自分がやっていることを誰からも非難されるということがなければ、それもまたエスカレートしていく怖さがあるのかなと思います。

そういうタイミング、なかなかつくりづらいのはわかりますけれども、もし何らかの機会があるのであれば、そういう機会を生かしてぜひ目が届く、いわゆる第三者の目のエアポケットがないようにしていただければと。子どもにとっても一番発育としては大事な期間だと思いますので、要望してこれは終わります。ありがとうございます。

次に、青森市の市営バスの情報検索システムについてお伺いたします。

ことしの4月1日から、スマートフォンでのグーグルマップというソフトがありますけれども、それで青森市営バス情報が検索できるようになりました。どのような経緯で可能になったのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 工藤委員お尋ねのグーグルマップ掲載の経緯についてです。

このたびのグーグルマップ掲載のきっかけについてですけれども、平成29年7月に、バスの運行経路などがインターネット等で容易に検索できるよう、国土交通省が推奨しております標準的なバス情報フォーマット、これを普及するための勉強会が青森市で開催されました。交通部もこの勉強会に参加したところです。この勉強会におきまして、有料コンテンツが多い乗りかえ案内検索等について、標準的なバス情報フォーマット、こちらを使用したデータをグーグルマップに掲載することで、バス利用者に無料で提供することが可能となり、ウェブ上での情報発信力が飛躍的に向上することがわかったところです。このため、具体的な作業内容に関する情報収集のため、同年8月、東京で開催されたデータ作成のためのダイヤ編成システム勉強会に参加したところです。

こうした一連の情報収集を行った結果、これまでは運行情報をグーグルマップに掲載するためには、専門業者への外注やシステムの改修に多額の費用がかかること、また、バス停の位置情報等の不足データの調査や膨大なデータ整備に関する人員の確保などさまざまな課題があったところではありますが、このたび国土交通省が標準的なバス情報フォーマットを定めたことにより、データ出力のための無料ソフトの開発などが進むことから、専門業者に外注することなく交通部独自でもデータ作成が可能と考え、当該データ作成の関係者と情報交換を行いながら、グーグルマップ掲載への準備を進めることとしたところです。

その後、約 800 カ所に及ぶバス停の G P S データの調査に加え、膨大な運行情報にかかわるデータ入力など数カ月にわたるデータ作成作業を経まして、本年 2 月に青森市営バスの運行情報を網羅したデータが完成したところがあります。これを受け、本年 3 月にグーグルへのデータの提供とその審査を受け、この 4 月 1 日から、青森市営バスの運行情報がグーグルマップに掲載されることとなったものです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

本来であれば、独自にデータを作成して生かしていくシステムをつくるというのは大変な作業なんですけれども、これは市営バスの職員の方が勉強会をきっかけに強い可能性を感じて取り組んだということです。バスダイヤのシステムとか、システム会社とかソフト会社に協力を得たということなんですけれども、その職員の方の言葉で、日々の業務の合間を利用してデータ整備を行ったと。明確な目標があったので、周囲の理解は十分だったし、職場のチームの仲間から他業務での協力があり、データ作成に費やす時間が確保できたと聞いておりますが、この検索システムですけれども、実際は、ソフトの利用を含めて費用はどのくらいかかったのか教えてもらえますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 まずデータ作成に関する費用ですけれども、こちらは通常ですと専門業者のほうに頼むと数百万円単位でかかるものなんですけれども、先ほど答弁いたしましたように内部でやりましたので、若干勉強会への参加の経費はありましたけれども、それ以外の新たな経費というのはありません。

また、グーグルマップへの掲載のほうなんですけれども、こちらの経費についても交通事業者については無料でお扱いいただけたということもありまして、こちらのほうもかかっていないという状況です。

以上でございます。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

通常であれば、数百万円プラス外注のマンパワーとかを含めると本当に大変な費

用がかかるシステムなんでしょうけれども、そのソフトをつくっている会社も無償提供してくれた部分もあってということで、とてもよかったと思います。

この経緯は、実はインターネットの東洋経済オンラインにちゃんと掲載されていて私もそれを読んだんですが、熱意ある人々がバス業界では最前線となっていると。その中の一人に青森市営バスのその職員の方も入っていたという、とてもうれしいことだと思います。さらに、ことしの3月、その担当者の方が、東京大学の生産技術研究所で事例発表しています。それも15分くらいですけども熱意が伝わってきました。これは動画配信を私も見ました。

このソフトなんですけれども、私も家から議会へたまに歩いて来たりバスに乗ったりしますけれども、何回か使いましたがとても便利で、うちから出てどここのバス停まで何分歩いて、そこからどこ行きのバスに乗って幾つ目のバス停でおいて、そこから何分歩いて着くという。それで、もし乗りおくれた場合もその次のバスがちゃんと出るんですね。ですので、とても便利ですし気分的にはとても楽です。

このバス情報の検索が可能になって新聞発表もしていましたけれども、市民の皆さんの反応というのはどのような感じだったんでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 グーグルマップにこの4月から掲載させていただきまして、グーグルマップのほうで市営バスの検索——工藤委員御紹介にありましたように、工藤委員のように検索された方のアクセスですけども、4月1日から6月18日までで351万件に上っております。ですので、1日平均すると5万件ということで、これは市民に限らず海外の方も含めてということになりますけれども、いろんな御利用を多くいただいているということは我々も非常にうれしく思っております。

それから、マスコミのほうから取り上げていただいたこともありまして、複数の自治体関係者からもいろいろ問い合わせがあるといった状況になっております。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

6月18日までで351万件のアクセスがあったと。スマートフォンを利用しているという意味では限定もありますけれども、特に若い方は使っているでしょうし、データによるとインターネットでバス情報を得ている人というのは、29歳以下では70%以上だそうですので、かなりの方が使っているし、多分観光客の方ももちろん——これは時間設定もできるんですね、いつ何時に出たいんだけど、そこからどういうルートで行けばいいかという、そういうのも出るのでもとても便利です。

まさにインターネットで検索できなければバスは走っていないも同然という、その言葉にちょっと発奮してということだそうです。外注もしないで事業者が自前で運賃データを含む、いわゆる標準的なバス情報フォーマットを完成したのは日本初ではないかというので、とても誇れることだと思っています。

それでは、最後に情報システム、効果が大きいだけにまだ今後の可能性というの

も膨らむと思いますが、何かさらなる目標があるのであればお伺いしたいと思えます。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 このたび、国のフォーマットを用いたデータをせっかく作成しましたものですから、今グーグルマップのほうでは、今、工藤委員から御紹介あったように非常に便利に使えるということもあります。

あと、私どものホームページに今、800 の各バス停ごとの時刻表があるんですけども、それはそこでの時刻しか書いていないものですから、今度はそのホームページにアクセスしたときも、先ほど委員から御紹介がありましたように、今後どういうルートを通して、どういう時間経過でもって行くんだというところまで、今つくりましたデータを活用して、ホームページの機能アップを図ってまいりたいなど今いろいろ検討しているところです。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

それもとても便利だと思います。さらにまた難しいと思えますけれども、本当はバスにGPSがついていれば、いわゆる冬の期間のバスのおくれも何か全部反映することができるかと聞いておりましたので、これも何らかの機会であればいいし、あとは今、キャッシュレス決済の端末というのはとても安くなっているの、これと料金システムとを連動させれば、何かちょっとおもしろいこともできるのかなという気もしております。まずこのシステムを開発しました担当者と交通部に敬意を表して、この質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

次に、キャッシュレス決済です。一般質問をしましたキャッシュレス決済ですが、先日、勉強会が別途開かれまして、電子決済サービスを正しく理解するという勉強会に行ってきました。いわゆる電子決済のお金の出どころであるとか、お金の渡し方、最新の動向というのを動画等で説明していただけたのでとてもわかりやすかったんですが、今はやはりさまざまな事業者さんがキャッシュレス決済に乗り出していると。その意味では、発展途中であって各事業者は客層に合わせてきちんと選択をしていく必要があるということではありましたが、行政には、導入の参考になるような正確なキャッシュレス決済に関するデータをきちんと整理して事業者などに伝えることと同時に、消費者教育として、いわゆるキャッシュレス決済、使い方を含めて知らせるという役目があるということでしたので、その辺もちょっと踏まえていただければと思います。

一般質問では、スマホ決済を取り入れている観光施設ということでお伺いしましたけれども、同じキャッシュレス決済ではクレジットカード対応ができる市の観光施設はあるのか改めてお伺いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 工藤委員からの観光施設におけるクレジットカード決済の

導入状況についてという御質疑にお答えさせていただきます。

市の入場料等を徴収する観光施設につきましては、いずれの施設もクレジットカード決済は導入しておりませんが、入場料等を納付する際、クレジットカードが使用可能となることで納付方法の選択肢が広がり、利便性の向上にもつながるものと考えられますことから、今後クレジットカードを含むキャッシュレス決済の導入について、他の先行事例等を研究してまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

ぜひそうしてほしいと思います。特に海外からの観光客の方は、今は現金を持ちたくないし使いたくないということで、ほぼキャッシュレス決済、可能であればキャッシュレスです。観光施設への入場、入館料とかもそうしていただければと思います。あわせてクレジットカードも今、ICチップ対応にほとんどなっていて、昔のように磁気ストライプでなぞるような——磁気ストライプというのは、いわゆる不正コピーが可能だということで、海外の方はとても嫌がります。そういうことも踏まえてインバウンド対応にぜひ生かしていただきたいと、一般質問の補完の意味でお伺いしました。ありがとうございました。

最後に、ことし3月まで私も農業委員でしたので気になってはおりましたけれども、先日、つい数日前ですけれども、浪岡の農業委員の方から連絡がありまして、緊急事態だという言葉が飛び込んでまいりました。リンゴ黒星病については、一般質問で各議員も聞いておりましたので、その答弁の内容も含めてお伝えはしましたけれども、やはり農家の皆さんの間には不安が広がっているようです。

ですので、まず改めて聞きますけれども、リンゴ黒星病についての調査を含めてこれまでの現状と対応策、今後の進め方をお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 工藤委員のリンゴ黒星病についての御質疑にお答えいたします。

リンゴ黒星病については、新聞報道や浪岡地区の生産者の方々から相当程度被害が発生しているとの情報が寄せられていることなども踏まえまして、市としては、黒星病の被害の現状を把握するための実態調査を6月中に県や関係団体と連携して実施するほか、黒星病の被害が梅雨明け後に拡大するということもあり、その時期にも被害状況の把握に努めていくこととしております。

次に、市の黒星病の対策についてですが、平成30年5月28日付で県が発表した病虫害発生予察情報注意報を受けまして、6月5日には、小野寺市長を初め、浪岡区長及び担当部局において浪岡地区のリンゴ園地を視察し、黒星病の発生状況について確認するとともに、地域ぐるみでの防除と細やかな薬剤散布の徹底を呼びかけたところです。また、浪岡地区内におきましては、4月12日及び6月13日に啓発チラシの回覧を行ったほか、6月14日及び本日21日に浪岡庁舎にある防災行政用

無線によって防除の徹底について注意喚起を行っております。さらに、青森地区におきましては、市が実施する青森市りんご栽培技術講習会を新城、高田、田茂木野地区の3カ所で4月17日及び6月8日に開催しまして、黒星病の防除方法等について指導しております。加えて、6月18日には、市長が県知事や市長会及び町村会と連携して行った平成30年重点施策提案活動の中で、農林水産省などを訪問した際に、黒星病により効果の高い薬剤の研究等について要望したところです。

リンゴ黒星病の被害の拡大防止には、防除薬剤の適期散布と被害に遭った葉や果実を早期にかつ適切に処分することが有効であることから、市といたしましては、県及び青森農業協同組合などの関係団体と連携しながら、引き続き防除対策の徹底について呼びかけてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

県、市合わせてさまざまいろんな情報を伝えているということです。ただ、やはり農家からはその情報が全て伝わっているのか、伝わっていない農家があるのかわかりませんが、やはり聞いていないと。いわゆる断片的なものしかわからないという、いろんなうわさが飛び交っているということです。

例えば、南部のほうは意外と大丈夫だけれども北部が大変で、どこどこはもう全滅状態だとかといううわさが伝わっていて、農業委員の方のところにいろんな情報を聞きに来るんだそうですよ。ですので、それに答えるためにはある程度知っておかないとだめなんですけれども、直近の農業委員会では一切そういう情報もなかったとか、いろんな不満もあるようですが、今聞くとそれなりの方法で情報は伝えているということです。ただ、やはりこれからもきちんと適宜お知らせしていただきたいと。

中にはトラブルもあって、黒星病が発生している園地の隣の畑の所有者が「木を切って焼いてしまってくれ」と。隣にもどなり込んで来られたという相談もあるそうなんです。ですので、そういう状況をとても懸念しておりましたので、緊急時、とにかく必要なのはきちんとしたところからの正確な情報だと思いますので、引き続き農家の皆さん、農業委員の皆さんにはきちんと情報を伝えていただきたいとお願いしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○藤田誠委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝です。

初めに、学校施設内のブロック塀などの緊急安全対策についてお伺いします。

先ほどもありましたが、今週月曜日、6月18日の朝7時58分、大阪北部を震源とした最大震度6弱の地震が発生し、4名の方が亡くなられたほか、ちょうど発生時間が通勤・通学の時間であり、鉄道路線の中断、水道管の破裂など多くの被害が

発生いたしました。この場をお借りしまして、亡くなられた方の御冥福をお祈りし、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。中でも、大阪府高槻市で小学校のブロック塀が倒壊し、通学中の女子児童が亡くなるという極めて痛ましい事故があったわけであります。高槻市のみならず、全国で小学校通学路の再度の緊急の総点検をしっかりと行ってもらいたいと思います。

これまで市は、小・中学校の校舎の耐震化、そして体育館の天井などの非構造部材の耐震化を進めてきたところではありますが、今回は、外構部に当たるブロック塀の危険性があらわになったわけであります。

そこでお尋ねします。市は、学校施設内のブロック塀などの構造物に危険がないか緊急に点検し、対策をすべきと思うがどうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 山本委員の学校施設内におけるブロック塀等の危険がないか緊急に点検し対応すべきとの御質疑にお答えいたします。

今、委員からも御紹介がありましたけれども、平成30年6月18日午前7時58分ころ、近畿地方において発生した地震により、大阪府高槻市の小学校のプールのブロック塀が倒壊し、登校中の児童が亡くなったとの報道を受け、教育委員会では、同日付で市内の小・中学校に対し、学校施設及び通学路の安全点検を実施し、児童・生徒及び学校関係者の安全確保に努めるよう通知したところであります。

現時点において、危険箇所がある旨の報告は寄せられておりませんが、学校から危険な箇所があるとの報告があった場合については、現場を確認し、必要な対策を適切に講じてまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

現時点では危険な場所はないということです。これまでも、学校自体として安全マップとかをつくっておりますし、また、通学路の安全プログラムもありますので、しっかりそれを取り組んでいただきたいと思っております。

本当にこのニュースで、急に私もブロック塀に目が行っておりまして、聞き取りのときに建築指導課からいろいろお聞きしたんですけれども、やはり1978年の宮城県沖地震を契機に、1981年、昭和56年に建築基準法が改正されたわけですね。あのときも相当ブロック塀が倒れて、多くの方が亡くなられてけがをされましたから。それで、ブロック塀の高さも、3メートルから今回2.2メートル——それでも2.2メートルあるのかなという思いがあったわけなんですけれども、また、ニュース等でも、3.4メートルごとに支えになる控え壁がしっかり設置されているのかとか、基準はしっかりあるわけなんですけれども、それ以前の設置のブロック塀も大変多いわけであります。私も、近くのところを見ましたら、やはり劣化してひび割れしたり、一部鉄筋がむき出してさびていたり、劣化しているブロック塀は本当に私たちの周りにたくさんあるんだなという思いであります。

ここで済みません、学校に限らず、ちょっと都市全体にかかわるので、都市整備部長に要望と再質疑します。

私、ちょっと調べたんですけれども、他都市では、例えば秋田市では上限 50 万円 で 2 分の 1 助成、仙台市では 15 万円まで、ブロック塀の解体に係る助成等をいろいろしているんです。

このように、他都市では危険なブロック塀の解体に費用助成を実施していますが、本市も実施の検討をすべきではないかと思っております。まずは、調査研究をしてはいかがでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 山本委員からのブロック塀についての補助制度の御質疑にお答えいたします。

本市では、一定規模以内の木造住宅や、耐震診断義務化がされている建築物につきましては、耐震改修等に係る経費の補助を実施しているところですが、ブロック塀の耐震改修に係る補助については、実施していないところです。

委員から御質疑のありましたブロック塀の耐震改修に係る補助につきましては、国の動向を確認するとともに、委員から御紹介もありました他都市の事例につきましても調査をしてまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

最後に、この件は要望を述べて終わります。

今回は学校について触れましたけれども、学校のみならず、公民館、福祉館、体育施設、公園の遊具など、市はさまざまな公共施設を管理運営しています。また、社会インフラである道路、橋、側溝などもあります。これらの施設整備で、児童・生徒、また市民にとって危険なところがあれば、やはり市は安全を確保する責任があるということを改めて確認した上で、安全対策を進めていただくよう要望して、この項は終わります。

2 つ目は、リンゴ生産者に対する支援についてお聞きします。

実は、黒星病の感染拡大予防の質疑をしようと思いましたがけれども、先ほど工藤健委員より質疑がありましたので、この件は質疑いたしません。

実は、我が会派で、一般質問最終日の先週 15 日、黒星病の感染拡大防止について市長宛てに要望書を提出させていただいたところです。私も、浪岡地区のリンゴ園地を現地調査で何度か訪問し、リンゴ農家のお声を聞いてまいりました。浪岡地区では、適時な薬剤散布が功を奏しているようで、幸い大きな感染拡大にはなっていないようです。私も、黒星病の写真を撮ろうと思って、必死に何件も行ったんですが、大体実すぐりです。取りますから、あってもすぐなくなるわけです。ただ、先ほどもありましたとおり、個々の農家にとっては、発生状況が異なっているのも現実でありますので、油断せず、リンゴ農家や関係者の皆さんの連携で、今後も防止対策

に取り組んでいただきたいと思います。

さて、リンゴ生産では、薬剤の散布を大体1シーズンに十数回やるなど、噴霧機であるスピードスプレーヤーが必須の機材であります。これは、私は以前から述べております。以前は、この機械の購入・更新に助成措置を設けておりましたが、時限措置で4年で終了いたしました。そこで、現在のリンゴ生産者への支援事業を確認いたします。

現在、リンゴ支援事業として果樹生産防除機械・施設整備事業を実施していますが、その概要と昨年度の実績をお示しください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 山本委員の果樹生産防除機械・施設整備事業についての御質疑にお答えいたします。

果樹生産防除機械・施設整備事業は、老朽化した設備の更新等が難しいという生産者の方々の声を踏まえ、その時々で需要のあった機械の購入費や施設の整備費に対して支援するもので、平成28年度からは、気象災害によるリスク回避及び災害に強い園地づくり等のため、リンゴ防風網の張りかえに要する経費について支援しております。

具体的には、国が実施している果樹経営対策支援事業で補助対象とされていない防風網の張りかえに要する経費に対し、市の単独事業といたしまして、補助対象経費の3分の1以内の額で、防風網1メートル当たり2000円を上限として補助しているところであります。

平成29年度の実績につきましては、補助件数が9件となっており、防風網の延長は約1093メートル、補助金額は約152万4000円となっております。なお、平成30年度につきましては、予算額が154万円で、現在8件の申請があります。その延長は、約1100メートルとなっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

防風網の張りかえ——今、設置しているものの張りかえですね。新規は県の事業でできますから。昨年度は9件で152万円ということで、とても大切な支援事業であるというのは当然であります。これから台風のシーズンで、風でリンゴがこすれてしまうと本当に単価が下がってしまいますので、これはしっかりやっていただきたいという思いです。ただ、この事業は、ほとんど実質的に防風網の更新の事業になっているわけですが、事業の名前にもありますとおり、本来は生産防除機械という、機械というものが名前に残っております。

今、浪岡のリンゴの防除組合は114団体あって、約600名の会員の方がいます。この防除組合は、作業の共同化、そして機械利用の共同化ということを目的に設立されているわけですが、やはりスピードスプレーヤー——皆様御存じのよう

に、赤くてコッペパンのように平べったいあの機械ですが、10年、中には20年近くたっているものも現実にまだあります。私は、やはりこのスピードスプレーヤーの買いかえのときに、1台分でも助成措置があればありがたいなという思いでありますので、再度検討していただくことを要望して、この項は終わります。

3つ目は、本市の水産業についてお尋ねいたします。

本市の水産業におきましては、まずはホタテガイの養殖であります。次いで、ナマコが重要な水産資源であるのは当然であります。私は、折々にこのナマコの種苗、稚ナマコの生産、安定供給の確立、放流の仕方の工夫、そして魚礁を積極的に設置していくべきだと今まで提案してきたところではありますが、まずは、このナマコ種苗生産の昨年度の放流実績と、今年度の状況をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 山本委員のナマコの種苗生産に関する御質疑にお答えいたします。

本市では、ナマコがホタテガイに次いで重要な水産資源であることから、陸奥湾の水産資源の保全と競争力の高い安定的な漁業経営の促進を図るため、毎年度、水産振興センターにおきましてナマコの種苗生産を行い、漁協から要望のあった本市管内の海域への放流を実施しているところです。

平成29年度のナマコ種苗の放流実績は、青森市漁協管内の海域において11万9000個、後潟漁協管内の海域において5万9000個の合計17万8000個で、平成28年度に放流した17万6000個を上回る数のナマコ種苗を放流いたしました。

今年度のナマコ種苗生産については、4月11日、5月9日及び6月12日に、予定していた3回分の採卵作業を完了し、現在、ナマコ飼育水槽にて稚ナマコを飼育しており、これまでのところ順調に成長しております。

今年度のナマコ種苗放流は秋ごろを見込んでおりまして、目標としている20万個のナマコ種苗放流に向けて、今後とも稚ナマコの適正管理に努めてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

17万6000個、17万8000個というように、安定してきているということで、本当にうれしい限りであります。やはり自然が相手ですので、ホタテもそうですけれども——今、ホタテは値段が高いけれども、ちょうど私が議員になった平成22年、平成23年は、陸奥湾が高水温でホタテが大量へい死という大変な時期を迎えたわけです。ナマコも同じで、やはり自然が相手なので、今まで本当に努力して生産が安定してきたんだなという思いでいっぱいです。今、目標は20万個とありましたので、そこに向けて、一にも二にも安定供給ですね。その飼育の適正管理に努めていただきたいと思います。

生産のほうを確認しましたので、やはり大事な販売のほうを確認したいと思いま

す。

ナマコ販売に関する今後の取り組みについて、お考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 山本委員の再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、陸奥湾産ナマコの付加価値を高めるための機能性研究や、新たな青森産品の開発及び消費拡大を図るための販売戦略の構築に、関係者と連携して取り組んでまいりました。

この中で、機能性研究につきましては、平成 19 年度から毎年度、国立大学法人弘前大学とナマコ機能性研究業務委託を締結し、主にナマコの増養殖に関する調査、流通・市場に関する調査及びナマコ成分の機能性等に関する研究を行ってきましたが、これまでの研究成果等を踏まえまして、平成 29 年度で委託事業を終了したところであります。

また、陸奥湾産ナマコの加工、流通及び販売促進を総合的に支援することなどを目的に、平成 20 年度には、市内のナマコの生産、流通、加工、販売に携わる団体等から構成されるあおもりナマコブランド化協議会を設立いたしまして、ナマコを用いた試作品づくりや、新たにナマコ製品を開発、販売する団体等への支援、ナマコを使用したメニューを考案する店舗への支援、さらには陸奥湾産ナマコの販売促進の PR 活動を行ってきたところであります。

今後につきましては、これまで得られた弘前大学の研究成果を、ナマコの流通や販売戦略、ナマコを使用した商品の開発等に役立てていただけますよう、あおもりナマコブランド化協議会を通じて関係者へ情報提供しながら、市として同協議会の各種事業を積極的に支援するとともに、あおもり産品販売促進協議会との連携を図りながら、引き続き陸奥湾産ナマコの販売促進に努めてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

答弁にありました弘前大学とのナマコ機能性研究業務委託は、11 年間で使命を終えたということです。財政運営上、やはり事業の選択、集中が大事ですので、11 年間やって十分成果、知見を得たということで、それは了といたします。

今後は、答弁にもありましたとおり、ナマコに関しては、あおもりナマコブランド化協議会——たしかナマポンというイメージキャラクターもあったような気がしますけれども、これを通じて今後もナマコの販売促進、PR 等に関係者と協力して取り組んでいただくことを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4 時 33 分散会

2日目 平成30年6月22日（金曜日）午前9時59分開議

○藤田誠委員長 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自民党の長谷川でございます。委員長から指名をいただきましたので、私の質疑に入らせていただきます。

まずその前に、昨日、リンゴの黒星病の関係で山本委員と工藤委員が要望していましたけれども、感謝申し上げたいと思います。

私も7反歩のリンゴ園を経営している農業者ですので、非常にこの黒星病については、隣からもいろんな悩みを聞いております。地域によってまたいろいろあるみたいなんです。私のところは、今のところはそう心配したような状況にはなっていませんけれども、地域、あるいはリンゴの品種、さらには放任園の近くとか、そういうところでの発生があるのかなと思います。私のところは道路側——これは私のところばかりではありませんけれども、道路側のほうが多いということで、菌が飛んでくるのかな。そういう感じで、これからまだまだふえていくのかなという感じがいたします。

農協でも今——まだ組合長が決まっていないのかな。あした、組合長が決まって、あるいはまた各共防連とか生産組合、この辺が一体となって、これからどういう形での要望をすればいいのかという検討に入るのかなと思っております。

平川市では、もう既に議会が市長宛てに要望書を提出しているし、弘前市も今、そういう動きが見えてきているという状況です。7月3日に、知事が来て激励をするということですので、そのときにもさまざまな要望が出てくるのかなと思います。ひとつ青森市としても特段の御配慮をいただければと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、私の質疑に入りたいと思います。

まず、グリーン・ブルーツーリズムの活動支援でありますけれども、グリーン・ブルーツーリズムについては、これまで何度か質問をしてきた経緯があります。特に私どもが以前、行政視察で鹿児島市へ行ったときには、その例を申し上げて私はここで提案したと思います。鹿児島市では旅行業者とか、あるいは関係団体と連携しながら、非常に多くの予算をつぎ込んで体験施設の整備とかをやっていたように思っております。今ではグリーン・ブルーツーリズムの取り組みは全国の自治体で広がりを見せてきております。

本県でも農家民宿や農業体験などの交流型観光として年々ふえてきているという

ことで、昨年度の農山漁村の民家に宿泊した延べ人数というのは6658人、前年度より469人ふえているということで、2年連続過去最高になっているということでもあります。主に修学旅行生を中心とした田植えとか農業体験というスタイルが多いのかと思いますけれども、さまざまなプログラムの組み合わせで、地域づくりを支えるための有効な手段にまたなっていくのかなという感じがいたします。

本市も平成28年度から、グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業ということで、それを拡充して、この事業に取り組む農・漁業者や関連事業者の活動を支援するというものでありましたけれども、グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業の概要と平成28年度から平成29年度にかけての実績をまずお伺いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員のグリーン・ブルーツーリズム活動支援事業についての御質疑にお答えします。

本市では、農・漁業経営の多角化と交流人口の増大による地域のにぎわい創出に向けた効果的なグリーン・ブルーツーリズムへの取り組みの拡大と受け入れ体制の整備を支援するため、青森市グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業を実施しております。

その内容につきましては、補助対象者はグリーン・ブルーツーリズムの活動を実践する農・漁業者、農・漁業者と連携して取り組む地域団体や事業者。また補助対象経費は、新たに農・漁村体験民宿を始めるための許可取得経費、設備設置経費、新たな体験メニューづくりに係る経費などとなっております。

本事業の活用実績につきましては、平成28年度は、地元産の食材を使った伝統食づくり体験メニューの実施、フクロウに関する生態学習環境整備の2件で、補助金額は20万3262円となっております。また、平成29年度は、ブラックベリー観光農園開園準備、地元産イタリア野菜の収穫とピザづくりの体験メニューの実施、インバウンドに対応したグリーンツーリズムのツアー開発、トマトを使用したヘルシーメニューの開発と料理教室の開催の4件で、補助金額は114万6297円となっております。

市といたしましては、今後とも「広報あおもり」や市のホームページなど、本事業の周知を図るとともに、本市の農山漁村の持つ資源を有効に活用したグリーン・ブルーツーリズムの一層の普及に努めてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

浪岡でもなかなか浸透しないというか、余り広まっていないような感じなのかなという受けとめ方をしておりますけれども、これからがいろんな面で正念場だろうと思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、修学旅行でのファームステイの受け入れ団体、浪岡の場合はグリーンツーリズムクラブ、そこが中心になってやっているのかな。それと、私も今回頼まれて引き受けしたんですけれども、NPO法人広域連携津軽・ほっとステイネットワークの農作業・農村生活体験ファームステイというのがあります。この浪岡のグリーンツーリズムクラブと、あるいは今言ったファームステイの団体の連携というのはどのように図られていますか。お願いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 長谷川委員の浪岡グリーンツーリズムクラブと関係団体との連携についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、浪岡グリーンツーリズムクラブがファームステイを受け入れる唯一の団体ですが、修学旅行でのファームステイは、学校の規模により異なるものの100名単位での生徒を受け入れることとなり、単独での受け入れが難しい状況にあります。このため、広域的なファームステイの受け入れ窓口であるNPO法人広域連携津軽・ほっとステイネットワークに加入し、首都圏を初めとする中学校・高校のファームステイの受け入れを行っております。

当該NPO法人には、浪岡グリーンツーリズムクラブを初め、平川市のNPO法人尾上蔵保存利活用促進会、黒石市のくろいし・ふるさと・りんご村の3団体が加入しておりまして、当該NPO法人が構成団体や中学校・高校との調整を図り、学級数や生徒数に応じて各団体へ生徒を振り分け、構成団体が分担・連携して受け入れを行っております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

先ほども申し上げましたけれども、このグリーンツーリズムで高校生の受け入れ、中学生の受け入れとかは、浪岡町時代から、15年ぐらい前から受け入れしていたという記憶がありますし、その当時は余り私もそんなに興味を示していなかったし、気にもとめていなかったんですけれども、たまたま今回、グリーンツーリズムの仲間から、受け入れ農家が若干減ってきているということで、私のところに来て、何とか泊めてもらえないかなという話があったんです。軽い気持ちで、屋久島も受け入れしているし、大したことないだろうということで受け入れをしました。しかし、その支援制度があること自体が私、わからなかったんです。それで簡単に引き受けていろいろ手続をしたら、保健所やら消防から何やらといったら3万円以上のお金がかかりました。わからなかったものですから、そういうものだろうなと思ったら、支援制度がありますよと。あれ、それは何ですかと言ったら、その活動支援事業があると。後の祭り、払ってしまいましたので、もうだめですよと言われました。

それはそれでいいんですけれども、そういう意味では、私だけかもわかりませんが、余りこの制度というのは浸透されていなかったのではないかなという思

いがあります。ですから、もっともっとそういうのを広める必要があるのかなど。

ことし、船橋市立葛飾中学校の中学生男の子4名を受け入れしました。そして、農業体験、リンゴの実すぐりも体験させましたし、西山公園の展望台へ行って浪岡の全景、裏のほうも見せましたけれども、景色に感動していました。そして、思ったより楽しく実すぐりをしていたということでもあります。

そういうことで、これはもっともっと広める必要があるのかなど。できれば浪岡単独でも引き受けできるような体制づくりが必要かなと思いました。先ほど鹿児島市の話もしましたが、鹿児島市は地区ごとに——例えば浪岡でいけば大杉地区とか、野沢地区とか、五郷地区とかということで、ファームステイの受け入れ体制のある団体があるんですね。そして、さまざまなプログラム、メニューをつくりながら誘致しているという経緯もありました。

そういうこともあるし、今後さらにこの制度を活用しながら、浪岡・青森地区単独でもやれるような方向になっていけばなと今回の経験で思いましたので、私はこれからずっと続けていくつもりでありますし、今後、この運動をもっと広めていただければなということをお願いして終わります。ありがとうございました。

次に、地域おこし協力隊です。

これも、グリーンツーリズムで、農家民宿で高校生・中学生を受け入れた中で、私は感じたんですけども、農家民宿とか農業体験などでの体験、あるいは交流型観光であるグリーンツーリズム——浪岡は修学旅行生が中心ですけども、今後さらに今言ったように受け入れ体制を整えていくとすれば、恐らくこれは地域活性化を支える非常に有力な手段にもなっていくと私は思います。

そういうことで、地域おこし協力隊は、本市への移住・定住促進に向けた取り組みということでの地域おこし協力隊でありますけれども、私はこれらとの連携、あるいは活用も必要になっていくのかなという感じがしていました。そういうことで今年度、隊員の活動内容の見直しに伴って3名から2名ということだと思っておりますけれども、その地域おこし協力隊の現状についてお伺いしたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員の地域おこし協力隊の現状についての御質疑にお答えいたします。

本市の地域おこし協力隊につきましては、平成26年度からこれまで4名の方が就任しております、浪岡地区に住んでいただきながら、主にグリーンツーリズムの支援や農林水産物の販売の補助、情報発信活動などに従事いただいたところです。このうち2名の方々につきましては、青森市内の定住にもつながったところです。

平成28年度末に隊員2名が任期満了となりまして隊員が不在となったことを受け、平成29年度から活動内容を見直し、浪岡地区、浅虫地区で活動いただくため、新たな隊員をそれぞれ1名ずつ募集し、現在も募集中という状況です。

現在募集している隊員の任務といたしましては、浪岡地区担当の隊員には、青森

製品のPRや販路拡大に関することなどに、また浅虫地区担当の隊員には、浅虫温泉を初めとする地域資源を活用した誘客に関すること、また地域コミュニティの活性化に関することなどに取り組んでいただくこととしております。

募集の活動といたしましては、これまで市のホームページですとか全国移住ナビなどのホームページへの募集の掲載や、移住関連のイベントでのチラシの配布などを行ってきたところでありまして、また先週ですけれども、去る6月14日に東京で開催されました、県と県内8市町村合同での青森県内地域おこし協力隊合同募集説明会に本市の職員も参加いたしましたして、相談対応や隊員募集のPRを行ってきたところではあります。

地域おこし協力隊は、市民と異なる視点で本市の魅力を発見し、斬新な発想による活動が生まれることで地域にも刺激を与え、また地域の活性化につながるものと考えておりますことから、今後、7月上旬に行われます東北U・Iターン大相談会などの機会を捉え、その確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

いずれにしても、このファームステイ受け入れも、農作業の体験はもちろんでありますけれども、いろいろそれらを地域おこし協力隊と一緒に活用することによって、青森市のPRにもなるのかなという思いもありますし、そういう形での有効な活用が必要かなと思いますので、その辺もあわせて今後検討していただければと思います。ありがとうございます。

次に、スポーツ推進計画の策定についてであります。

経済部理事、今回は出番が多くて大変だと思います。なかなか急に担当になってスポーツといっても、ぴんと来ないところもあるのかなと思いますけれども、市のスポーツ推進計画、これは平成28年には――これは私も何回か、きちんとしたスポーツ推進計画を策定すべきだと、施設もだんだん新しい方向に変わってきているしということで何回か申し上げてきました。平成28年の教育委員会で策定された青森市教育振興基本計画の中で基本方向4ということで、「誰もが四季を通じて親しめ、感動と元気を生み出すスポーツ・レクリエーション」ということで、基本施策として4項目を掲げています。

しかし現在、スポーツ関係は市長部局である経済部に移行しました。今後、スポーツ施設を活用したスポーツツーリズムの推進とか、スポーツイベント等の取り組みを行うスポーツコミッション青森の設立。そういうことで、今後、交流人口の拡大による経済効果を目指すということであれば、それらを踏まえた新たなスポーツ推進計画を策定する必要があるのではと思いますけれども、その考えをお伺いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員のスポーツ推進計画の策定についての御質疑にお答えいたします。

スポーツ推進計画につきましては、スポーツ基本法第10条において、教育委員会または地方公共団体の長は、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとされています。

本市におきましては、先ほど委員のほうからも御紹介がありましたけれども、青森市教育委員会が平成28年3月に策定した平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする青森市教育振興基本計画において、スポーツに関する基本施策を青森市スポーツ推進計画として位置づけておるところです。

一方、今年度、本市では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、そして2025年第80回国民体育大会を視野に、地域の実情や住民のニーズに応じた地域づくりという観点から、観光・交流部門と連携しながら地域のスポーツ振興に取り組んでいくことを目的として、スポーツ部門を教育委員会から経済部のほうに移管したところ です。

現在、本市では、まちづくりの最上位の指針として、平成31年度から平成35年度までを前期5年の計画期間とする新たな青森市総合計画について、平成31年2月の改定を目指し、検討が進められているところでもあります。このことから、その中でのスポーツ振興の方向性を踏まえ、青森市スポーツ推進計画の取り扱いについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 市の計画とあわせて検討していくということでもありますので、いずれにしても今、八戸市ではスポーツビジネスの確立に向けたスポーツ推進計画を今年度内に策定するという方針であるそうです。その策定後にも計画の実効性を高めるためには、計画で掲げた事業の具体化に向けた実証事業を実施するというものであります。4つほど掲げておりますけれども、今、八戸市はスケートの世界ジュニア大会、そういうのを一つの契機としてこれから取り組んでいくということだと思います。そういうことでの新たなそういう施設を活用して、今言ったような観光産業、あるいは経済の波及効果、そういうために新たにスポーツで地域を牽引するようなスポーツ推進計画にしたいということだと思います。

また、けさの新聞を見ましたら、弘前市も新たなスポーツ推進計画ということが載っておりました。恐らくこれもオリンピックとか、あるいは国体を一つの契機としてということだと思います。

そういうことで、できるだけ青森市としても、市長部局に移行したわけですから、教育委員会の基本計画の中にちょっと盛り込んでおくだけではなくて、新たなそういう形での推進計画が必要ではないのかなと思います。せっかく今、アリーナの建設に向けている状況であります。さまざまな議論がありますけれども、国体ありき

ということではなくて、計画の中でしっかりとした、そういうスポーツの推進の方策というものを策定して示していくことが理解を得られるような形になっていくのかなという感じがいたします。

さらに、青森の一つの欠点というのは——私は浪岡でしたので、浪岡には総合公園、陸上競技場がありますけれども、青森市にはそういう固まった運動公園みたいなものがないわけですよ。八戸市、弘前市は今、しっかりとしたそういう整備をされておりますけれども、それが一つの青森市の問題なのかなという感じがいたします。

今、アリーナはもちろんでありますけれども、我々もスポーツ関係として要望してきました今の県営陸上競技場、こういう施設も県から払い下げしてもらえらるんであれば、そういう施設も整備しながら、そういうスポーツ施設をしっかりとしたものにしていく必要があるのかなという感じがいたします。そういう形を含めてのスポーツ推進計画、しっかりとしたものをつくっていただければなということで要望しておきたいと思います。どうもありがとうございました。

最後にアップルヒルです。

このアップルヒルも、何回も申し上げてきました。このアップルヒルも、平成5年4月に第1回の道の駅として103駅が登録されて以来、ことしの4月現在で全国で1145駅が登録されていると。本来はドライバーの休息施設ということであったわけですが、今では、その道の駅を活用した農産物とか、あるいは文化、各種の名所、地域の特産物を活用した施設として、今では地方創生の拠点施設として機能してきていると。

前にも申し上げましたけれども、浪岡の道の駅も当初はさまざまな議論がありました。道の駅そのものも余り知られていない時代でありましたので、何のための道の駅なんだと。ただ車がとまってトイレを利用するだけでないかとか、いろいろ議論の中で視察をしたりしてつくった道の駅でありましたので、そういう思いが私も強いわけです。それに農林水産省の予算をつけて、産地形成促進施設として浪岡地区の農業の発展のためにという大義名分で作ったものでありました。

そういう状況で今日まで来ましたが、以前にも申しました。今、どこの道の駅も進化して、非常に手を加えてすばらしい道の駅に変わっています。そういうことで、別に焦るわけでもないんですけれども、この道の駅はいつも心配の一つでありました。そういうことで今回、平成29年度の経営状況とか出たのではないかと思います。

そこで、アップルヒルの平成29年度の経営状況などの実績について、まずお伺いしたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員のアップルヒルの平成29年度の経営状況などの実績につ

いての御質疑にお答えいたします。

株式会社アップルヒルでは、平成 29 年 3 月に策定した経営戦略プランにおきまして、1 つに、攻めの経営基盤の強化。2 つに、P D C A マネジメントサイクルの活用による効果的・効率的な営業活動の展開。3 つに、リンゴを核とした事業展開の強化。4 つに、各公共施設等との公益的事業の継続的な実施の 4 つの経営戦略方針を掲げております。

平成 29 年度は、この経営戦略プランに基づき、著名な歌手によるコンサートを初めとする新たなイベントの実施や、雪むろりんごなどのブランドを活用した販売活動などに積極的に取り組んだ結果、来客数は、前年度と比べ 2 万 4000 人増の 197 万 6000 人となったところです。

また、売上高は、前年度と比べ 419 万円増の 4 億 4479 万 2000 円となりましたが、原材料等の高騰などによりまして売上原価が増加したことから、当期純利益につきましては、前年度と比べ 408 万 2000 円減の 647 万円となる見込みです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

毎年着実に伸びているという状況で、そういう点では非常に喜ばしいわけですが、それに応えられるような施設になっているのかどうかということでは、ちょっと疑問があります。

それでは、平成 27 年第 2 回定例会予算特別委員会だと思いますけれども、アップルヒルの展望について、地域活性化と地域ブランドの拠点となるよう積極的に取り組んでいくんだということで答弁していたと思いますけれども、その後どのような取り組みをしてきたのか、お伺いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 アップルヒルの地域活性化と地域ブランドの拠点としての取り組みについての再度の御質疑にお答えいたします。

アップルヒルでは、平成 27 年度以降、ソフト面の取り組みといたしましては、新たなコンサートの開催のほか 12 月のクリスマスフェスティバルや 2 月の雪まつりの開催など、これまでイベントのなかった時期にもイベントを実施することで、誘客促進に鋭意取り組んできたところです。

一方、ハード面の取り組みといたしましては、国土交通省東北地方整備局から、道の駅アップルヒルに隣接する国道 7 号沿いの空き地を借り受け、駐車場を整備し、イベント開催時の駐車場不足の解消に努めてきたほか、国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金を活用し、電気自動車の充電器を設置するなど、さらなる利便性の向上を図ったところです。

また、市としても、平成 27 年度には空調設備の更新、平成 29 年度には屋根の改修工事の実施など、施設の老朽化対策にも計画的に取り組んできたところでありま

す。

さらに、アップルヒルにおいては、本年4月に地域ブランドの拠点であるアップルヒル内の産直施設のリニューアルを図るため、商品陳列棚をこれまでの個人の棚から共有棚に変更し、陳列スペースをふやすとともに、産直施設を運営されている浪岡アップル友の会におきましても、新会員の加入促進に積極的に取り組んだところでもあります。その結果、産直施設の売上高につきましては、4月、5月分の累計で前年同時期と比べ約200万円増の約2600万円となったところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

それから、先ほど申しました各地区では非常にリニューアル化が進んでいるという状況の中で、これも私、平成28年第3回定例会決算特別委員会だと思いますけれども、非常に各地区の道の駅のリニューアル化が進んでいると。今申しましたように、さまざまな老朽化に対する手直しはしているようであります。ただ、私は道の駅アップルヒルは産直が一番のメインだと思いますけれども、施設の全体的な問題ももちろんありますけれども、非常にスペースが手狭のような感じがいたします。

そういうことで、今後、施設の充実はもちろんありますけれども、魅力の向上につながるような交流人口の増加とか、あるいは農産物の6次産業化ということなどで考えていくとすれば、果たして今の施設のままでいいのかということで、私は前に要望しました。そして、大規模改修も含めた検討が必要ではということで提案したと思います。しかし、今のところは全く考えていないという答弁でありましたけれども、今もその考えに変わりはないのか、今後のアップルヒルの展望とあわせてお伺いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 アップルヒルの大規模改修と今後の展望についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、アップルヒルにおきましては、ソフト・ハード面のさまざまな取り組みを通じて順調に来客数及び売上高が増加しておりますことから、現時点では大規模な施設の改修につきましては想定しておりません。

アップルヒルでは、今後もこれまでの事業の充実を図るとともに、浪岡交流センターあびねす等の周辺施設及び浪岡商工会、浪岡観光協会や津軽地区14カ所の道の駅で構成されている津軽道の駅の会等の関係団体とも連携しながら、ソフト面でのさらなる充実を図ることといたしております。

市といたしましては、アップルヒルと今後もしっかりと連携協力しながら、道の駅なみおかアップルヒルを拠点として、浪岡地区の活性化等に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 これは予算も伴うことでもあります。国でも、この道の駅を地方創生の拠点施設として捉えて、さまざまな予算、補助金を考えているようであり、それを活用して多くの道の駅が今、リニューアルしているところがたくさんあります。前にも申しましたけれども、森田村の道の駅とか、あるいはこの間、常盤にもできました。3倍ぐらいの大きさになりました。今のところ非常に好評を博して人が来ているようであり、それからこの間、鶴田町の道の駅にも行ってきました。駅長と30分ぐらいお話ししましたが、駅長によるのかどうかわかりませんが、かなり積極的で、裏のほうに敷地がありますので、これからさらにそこに加工施設も設けるんだということでありました。産直も今よりも4倍ぐらい大きくなりまして、冷蔵庫も設けて常に新鮮な野菜を提供するんだということでありました。これもみんな地方創生の交付金を活用してのことだと思えます。

そういうことから考えて、果たして今の浪岡はこのままでいいのかなという思いがあります。産直もそうであり、今、鶴田町を見れば浪岡の4倍から5倍ぐらいあります。そういう状況で今積極的にやっておりますけれども、浪岡の場合は非常に狭いという感じです。七戸町も行ってきまして、七戸町もまたすごい道の駅になっています。

このままでいくと、浪岡の道の駅は取り残されるんじゃないかなという心配もありますけれども、約200万人近い人が来ているということと、売り上げが4億円ですか。前にも申し上げたと思えます。100万人の利用者で10億円上げている施設があると前に申し上げたと思えますけれども、鶴田町も100万人から120万人で約5億円ぐらい上げているということでもあります。ということから考えれば、この約200万人近くお客が訪れるアップルヒル、何かいろいろな工夫の仕方によっては、5億円、10億円に近い金も上げられるのかなという感じがいたします。

レストランもそうであり、店も非常に狭くて乱雑な感じで、車椅子で動けないような状況にもなっています。そういうことを考えながら、できるのであれば、今でなくてでもこれから——22年たったのかな。ですからこれから25年、30年となっていけば、いろいろ考えなきゃならないと思います。ぜひひとつこれからそういう形でアップルヒルの将来を考えながら、いろいろ検討していただければなということをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民清風会、館山善也です。よろしくお願ひいたします。

それでは民生費、社会福祉費の中にある防災対策事業について、中学校への防災資機材の配備状況についてお尋ねいたします。

現在市では、小学校の53、また市民センターの12に拠点施設として防災資機材

を配備しております。今年度、この予算がついたところから、中学校のほうにも配備するということです。中学校への防災資機材の配備について、その後の内容と今後の対策をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員の中学校への防災資機材の配備についての御質疑にお答えいたします。

本市では、委員から御案内のとおり、小学校等 53 の防災活動拠点施設及び市民センター等 12 の防災活動拠点施設のバックアップ施設に食料や生活必需物資等の防災資機材を備蓄し、災害の発生に備えてきたところですが、昨年度開催いたしましたタウンミーティングのほか、中学校の近隣町会の方々から中学校への防災資機材の配備に関する要望がありましたことから、1つに、無線機等、避難所との連絡用通信機器の整備を行っている施設であること。2つに、避難所の収容能力等を踏まえ、開設の優先度が高い施設であること。3つに、保管場所が確保できる施設であることを考慮し、中学校及び浅虫地区における唯一の指定避難所であるユーサ浅虫の計 20 施設を新たに防災活動拠点施設のバックアップ施設として位置づけ、防災資機材を配備することとしたところです。

これら中学校等 20 施設には、既に発電機、コードリール、発電機用缶詰ガソリンを備蓄しており、これらに加えまして、粉ミルクや哺乳瓶、簡易便所、ラジオ、ストーブなどを配備いたしますほか、全ての防災活動拠点施設のバックアップ施設に新たにアルファ化米や、高齢者や乳児のための飲料水を配備することとしております。

新たなバックアップ施設となった中学校等 20 施設への防災資機材の配備につきましては、夏休み期間中に行う予定としております。そのため、今月 5 日に行われました青森市中学校長会 6 月定例研修会の場において、各中学校の校長先生に対し、防災資機材の配備における御理解と御協力をお願いしたところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

再質疑はありません。ただ、要望があります。やはり施設にこういった資材を配備しますと、今後は管理の状態を問われる立場になるかと思えます。どうしてもアルファ化米や粉ミルクなどは消費期限があると思えますし、また水に関しても同様なことが必要だと思いますので、この管理のほうはぜひ現場と台帳と一緒に連携するような形をとっていただきたいことと、また、当たり前なんですけど、ラジオの電池が切れていたりとか、古川中学校地区でも防災教室等を行っておりますが、その際に大きなプールとか、水をためるプールとかを実際につくるんですが、そういったものもなかなかスムーズにいかないところがありました。できたら、今、中学校、また市民センターにこれを配備するということですので、これを機会に、できれば

学校の先生等にもレクチャーをするなり、一度そういった使った感があったほうがいざというときにスムーズに行われるのではないかと思うところで、この辺は要望しておきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、浪館通り久須志神社前の道路のカラー舗装についてお尋ねいたします。

以前からこちらのほうは取り上げさせていただいておりました。場所は、国道から浪館通りに入りまして、線路を2本渡ったところから久須志神社手前のちょっと変格した道路のところなんです、非常に交通量も多いというところもそうですが、あそこのところは古川小学校、古川中学校、千刈小学校の通学路でもありますし、また駅へ向かう自転車、主に学生、高校生などが多く往来する場所でもあり、また交差点の幅からどうしても信号機の設置が難しいというところでもありますことから、ドライバーもかなり警戒してそこを通るわけですが、どうしても道路の形状から依然として事故等が起きやすい環境にあると思います。これはPTAのほうでも、ここは注意する場所ではありますので、以前提案したところではそこにカラー舗装をしていただいたわけですが、随分年数もたちまして剥がれているところもあります。できましたらこちらのほうを再度更新していただいて、舗装のほうをきれいにしていただきたいことを要望しておりますが、その進捗状況についてお示しいただけますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）
館山委員の浪館通り交差点に関する御質疑にお答えいたします。

お尋ねの交差点は、昨年第4回定例会予算特別委員会におきまして、館山委員からカラー舗装の摩耗について御指摘がありました。その際に、市が道路管理者である県に本交差点のカラー舗装の更新についてお聞きしたところ、県では現状を確認し、更新を検討するとのことでありました。

その後、県に対して本交差点のカラー舗装の更新予定について問い合わせ、確認を重ねてまいりましたが、今般発注となり、8月31日までの工期で施工予定であるとの回答を得たところです。

今後とも、関係機関との連携のもと、交通安全活動に努めてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

実施してくださるということで、大変うれしく思います。また、早急に町会の方々にもお知らせしまして、現状のところを把握していきたいと思っておりますので、これは御礼を言います。ありがとうございました。

次に、野木和公園の活性化についてお尋ねいたします。

現在、野木和公園、花見等も行っておりまして、小野寺市長みずから発信をして

いただいておりますが、現状はやはり露店の数も減りまして、今年度は2店舗しか露店が出ていなかった現状であります。地域の町を活性化する方々が、例えばジャズを呼んだり、カラオケ大会を催しましても、なかなか人が集まらないというところではあります。駐車場は現在4カ所ありまして、時にはこれが満杯になるんだということも聞きましたが、私が視察に行ったときにはその状態ではなく、非常にすかすかの状態でした。

この活性化をするために、若い方はそうですが、高齢者の方々にも足となる場所が必要だと考えたところではあります。花見の期間中だけで結構です。野木和公園にバスの乗り入れをすべきと考えますが、お考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 館山委員の野木和公園の市営バスの乗り入れについての御質疑にお答えいたします。

交通部では、そのような声がありましたので、今年度の春まつり期間中に現地調査をしております。仮に野木和公園へバスを乗り入れするためには、公園内の運行ルートの確保や歩行者の安全などの面で大きく2つの課題があるということ把握しております。

その一つには、野木和公園へバスの乗り入れをするためには、館山委員がおっしゃいましたけれども、公園内の駐車場でバスを回転させる必要がありますけれども、花見客で混み合う日中の時間帯は既に駐車場が満杯となっておりまして、大型バスを回転させるためのスペースの確保が難しいこと。それから2つには、国道280号バイパスから先ほどの野木和公園駐車場までの道路につきましては、車道と歩道が区別されていないため、花見に訪れ公園内の道路を歩く子ども連れの方などに対し、現状では安全な運行を担保することができないことが挙げられます。

これらのことなどから、現在の状況では野木和公園へのバスの乗り入れは難しいと考えておりますけれども、最寄りの野木和公園入り口のバス停がありまして、このバス停は野木和公園まで大体距離にして500メートルぐらいのところにあります。時間的には徒歩で五、六分ほどのところにありますけれども、このバス停には上下便合わせて1日40便程度のバスが運行しておりますので、ぜひ御利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

当然、安全管理というのは必要なところでもあり、見逃せないところ、一番考えなきゃいけないところだと思います。ただ、花見の方で歩く人がいるから危ないよという理屈であれば、そこはやはり何かしらの対策は——バスが通ること以前に駐車場があるということは乗用車も通るわけですので、これは少し理屈的には苦しいのではないかなと思います。

バスが回転しなければいけないという駐車場の利用については、そういう考えもあるんだなということはわかりました。ただ、野木和公園入り口のバス停から 500 メートルだといいますが、実際に私も歩いてみたんですが、かなりの距離があったと思っております。私が今言ったのは高齢者という話をしたんですが、高齢の方にも移動してもらいたいということを考えたときには、500 メートルの距離というのは非常に長い距離だと私は思います。

ですので、例えば日中の時間でなくても朝早い便でも結構ですし、そういった少し若い方が集中的に来る時間帯を避けた時間帯でもいいので、何か対策を練っていただきたいなど。今現状では、バスの回転する場所が必要だということがありますので、このあたりは少し、全く拒否せずに検討していただきたいことを要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、4 款衛生費、霊園費からお尋ねいたします。

昨年質疑させていただきました八甲田霊園についてお尋ねいたします。

現在は、お盆時期に月見野霊園と三内霊園に交通規制を設け、混雑解消に努めており、一定の効果があると私のほうでも認識しております。しかしながら、八甲田霊園においてはそのままの状態が続いており、昨年度は土日が重なったこともあり、非常に混雑し、また、けんかまでいきませんが、車同士のどなり合いまでいったということを踏まえまして、できましたら、フルの時間帯でなくても結構です。一定の時間でも結構ですので、月見野霊園・三内霊園同様に交通規制を設けてはと思いますが、市の考えをお尋ねいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 八甲田霊園に関する御質疑にお答えいたします。

八甲田霊園につきましては、三内・月見野霊園に比べて遺骨を埋葬している区画が少ないことから、これまでお盆時期の通行規制を実施しておりませんでした。しかしながら、年々遺骨埋葬区画数が増加してきていることで、昨年第 3 回定例会決算特別委員会で館山委員からも御指摘いただいておりますが、昨年 8 月 13 日は一部の時間帯において墓参者が集中し、混雑する箇所も見受けられるようになりました。

このため、市ではことしの対応について指定管理者と検討を行い、その結果、混雑が予想される 8 月 13 日の午前 9 時から正午までの時間帯に一部の園路を一方通行にするなどの対策を講じ、混雑緩和に努めることとしております。

なお、詳細は「広報あおもり」8 月 1 日号や市ホームページのほか霊園管理料納入通知書にチラシを同封し、墓参者の皆様へ周知を図ってまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

要望どおり、一部ではありますが対応していただけるということで感謝申し上げます。

ます。

1つ懸念されることが、今の話は12時までということでした。この解除される時間帯がスムーズにいくように検討されたほうがいいのかなと思います。また、利用される方への周知徹底、着いたら12時だけれども帰りは12時10分だったんで交通規制がなくなっていたという場合、混乱するおそれも考えられますので、そういったところも十分注意して行っていただけることを要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

初めに、市民病院について質疑していきたいと思います。

まず、交通事故や労災に係る診療費について、市民病院ではどのように対応しているのか、お示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員の交通事故や労災への対応についての御質疑にお答えいたします。

市民病院では問診の際、交通事故や労災に該当すると思われる患者さんに対しては、診察や治療を行った後、患者さんやその御家族を待合ホールに設置しております医療費相談窓口でさらに事故等の詳細をお伺いしております。その際には、交通事故や労災に係る医療費の取り扱いにつきましても御説明させていただいております。

交通事故に該当する場合には、患者さんの診療費の請求を一旦保留とし、加害者の加入する保険会社が判明した後に保険会社に対し請求をしているところです。また、労災につきましても、診療費の請求を一旦保留し、患者さんから医療費請求に必要な書類を提出いただき、労働局に対して請求を行っているところです。

交通事故や労災の診療費につきましても、患者さん、被害者の立場に立った医療費の請求、徴収に努めているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 一旦保留して、その後、損害保険会社だとか労働局に請求するという答弁でした。

交通事故の場合は、比較的軽傷だったりするのでわかりやすいと思うんですけども、紛らわしいのが通勤災害の際です。通勤途中に事故に遭った際は労災になりますし、また通勤途中に帰りに買い物して帰ったりした場合、それも通勤災害になります。

なので、医事課のところで、受診した方が通勤災害であるかどうかということ

しっかりと把握するという手段がやっぱり必要になってくると思うんですけども、通勤災害である場合の医事課の判別の仕方というか、把握の仕方はどのように行っているのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

労災の交通災害ということですけども、先ほど申し上げましたように、事故の状況を医事課の窓口で詳しくお聞きして、労働局のほうに申請します様式の中にその状況を書き込んで、最終的に労働局のほうで査定するという形になるかと思えます。

基本的に医事課の職員が、対象になるかどうかというのはおおむね理解しているかと思うんですけども、最終的には労働局での判断ということになります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 通勤災害の場合は、国保だとか健康保険は当然使えないことになります。ただ、やはり患者さんもそのことを知らないという場合も多かったり、あるいは医療機関に行った際にただ転んだだけということで受診されると、普通に国保や健康保険を使ってしまうということがあるので、まず医事課のところできっと通勤災害であるかどうかということ判断することがやはり大事になってくると思っているので、そのチェックをしっかりと位置づけることが必要なのではないかと考えています。

中には、交通事故の場合、人身事故にしたくないために国保で受診したいと言ってくる人もいますし、例えば加害者が知り合いであった場合、加害者をかばって処罰を逃れるというケースもあります。また、物損事故で処理して傷病届を出さないという場合もあります。通常、長く受け付け業務をやっている方であれば、感覚的に不自然だなと思う人もいるんですけども、受け付けの際にしっかりと経緯を聞いて通勤災害だったり交通事故という判断に結びつける能力、または経験の蓄積ということも必要だと思っています。

安易に国保や健康保険につながらないようにしていくことが私は大事じゃないかなと思っています。ちょっとシミュレーションなんですけれども、通勤災害の場合でいうと、普通に即、自由診療となればいいんですけども、そういうふうにはいかない場合もあります。そういう場合、きちんとシミュレーションをつくって、加害者が任意保険に入っている場合は自由診療で持っていく、そうでない場合は被害者の――今、人身保険というのがどんどん出てきているんですけども、被害者が人身保険に入っていた場合は自由診療で一括支払いに持っていくとか、医事課の中でのしっかりとした振りかえというか、そういうのが必要じゃないかなと思っています。

なぜ必要なのかというと、一旦交通災害や交通事故、通勤災害で国保や社会保険

を使ってしまえば、医事課の業務とか、あるいは保険者の業務、一般質問であった求償事務もそうなんですけれども、非常に煩雑で面倒くさくなってしまいますからです。診断書の請求やら書類の提出、さらには事故に遭う前に病気があった場合はレセプト2枚の提出が必要だったりとか。なので、煩雑さを解消するために医療機関でも第三者の届け出を説明しなかったりという場合もあります。

また、一般質問で言ったように、損保会社はできるだけ自分たちの負担を抑えようとして、国保や健康保険を使わせないようにしているというのが実態です。なので、通勤災害だとか交通事故の場合は、最初にきちんと自由診療に持っていくという手だてをきちんとつくってほしいなと思っています。

それで、保険外診療——自由診療なんですけれども、自由診療になれば加害者が医療機関に払うので、ここは被害者は要らなくなるわけですね。こことここのやりとりで済む業務になるんですけれども、一旦国保を使ってしまうと非常に業務が煩雑で、第三者と、それから国保を使った場合は保険者を通りますし、もちろん医療機関と被害者とのこういうやりとりがたくさん出てきて、この図を見ただけでも非常に煩雑になるということです。そこのところの位置づけをしっかりとやる必要があると思っています。

それで、市民病院の場合なんですけれども、通常診療と自由診療の割合というのは、どの程度かは把握できているでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。あくまで交通事故の診療請求ということですのでよろしいでしょうか。

〔村川みどり委員「はい」と呼ぶ〕

○木村文人市民病院事務局長 いわゆる損害保険会社を利用したものは年間で405件あります。健康保険を利用した方が132件、自費の方が12件ということで、割合でいいますと損害保険会社の利用については73.8%、健康保険については24%、自費の方が2.2%という割合になっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。

自由診療——保険外診療は、労災基準で算定されることになるので、そうなった場合、通常診療で見た場合と違ってさまざま加算がとれることや、労災に限ってはそれだけの点数項目もたくさんあるので、一般の個人病院でいうと、自由診療——保険外診療でとったときと、通常診療でとったときの報酬は3倍ぐらいに変わると言っています。なので、自由診療で即やった場合は、国保の支払いもゼロになるし、さまざま煩雑な求償業務も不必要になるし、保険者にとってもメリットが大きいものがあります。また、未収金も発生しないということで、そういう意味では通勤災害や交通事故をきちんと把握して、自由診療——保険外診療に結びつけていくとい

うことが重要になってくるんだと思います。市民病院のほうではしっかりやられているとは思いますが、もう一度確認も含めて意識して取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、もう1点、市民病院に対して。保証人がいない場合の入院や手術について、市民病院はどのように対応しているのか示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 保証人がいない場合の入院や手術についての御質疑にお答えいたします。

市民病院では、原則として入院時に、入院申込書に入院費の支払いを保証する連帯保証人を記入の上、提出いただいているところです。しかしながら、やむを得ない理由により連帯保証人を依頼できない方であっても、そのことを理由に入院を断る対応はしておらず、連帯保証人がいない場合でも入院を受け入れているところです。なお、医療費の支払いに不安のある患者さんにつきましては、医療ソーシャルワーカー等が相談に応じているところです。

また、手術につきましては、御家族がいる場合には同意を求めることもありますが、原則として患者さんの同意のもとに行っているところです。患者さんに同意能力がない場合であっても、緊急時の対応が必要であると医師が判断した際には、人命救助を優先し手術を行っております。

市民病院といたしましては、連帯保証人等がないことを理由に診療を拒否するようなことはありません。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 まず入院に関してなんですけれども、答弁では、入院もまた手術も、保証人がいないことで拒否することはないという答弁だったと思うんですけれども、まず入院に関して、厚生労働省の研究班では、入院時に身元保証人を求める医療機関は65%、身元保証人が得られない場合入院を認めないところが1割あるという調査結果をまとめました。身元保証人を求める役割としては、入院費の支払いが88%、緊急時の連絡先が84%、本人の身柄引き取りが64%、医療行為の同意が56%、遺体の引き取りが55%などとなっています。また、身元保証人がいない場合どうしているかということで、75%の医療機関では入院を認めています、8%で認めないとして、特に診療所や療養病床などで入院を認めていないケースが多いということも明らかとなりました。

身元保証人が得られない患者の対応の際、規定や対応策があると答えた医療機関は7.3%でした。その中でも、特定機能病院や地域医療支援病院などでは規定や対応策をきちんと定めているということだったんですけれども、市民病院としては、そうした場合の規定や要綱など、そういうふうに定めているものというのはあるのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

市民病院は病院条例施行規則なるものがありまして、そこで基本的には保証人を記載していただくという取り決めをしております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ただ、さっきも言ったとおり、一応保証人を記載していただくと決めていたとしても、いない場合でも入院や手術は拒まないということですよ。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

医療法の第9条第1項におきまして、診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならないと定められております。身元引受人等がないことのみを理由に入院を拒否することは、いわゆる正当な事由には該当せず拒否できないこととされておりますので、当院におきましても、この取り扱いを遵守しているところです。

先ほど厚生労働省のお話もありましたけれども、この件に関しては、ことしの5月に厚生労働省から都道府県を通じて、各病院に対して改めて拒むことのないようというようなことで通知されております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、市民病院事務局長、医療法第9条と言いましたよね。医師法第19条でいいんですか。

○藤田誠委員長 事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 大変申しわけございませんでした。医師法第19条第1項です。申しわけございません。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうですね、私も言おうと思っていたんですけれども。医療法じゃなくて医師法第19条第1項、「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と規定されていますが、先日、実際に市民病院で身元保証人がいなくて手術を断られ、やむなく青森市じゃなくて自分の実家のある自治体に帰って手術せざるを得なかったという方が実存しています。これは、さっき市民病院事務局長も言った医師法違反に当たるのではないかと思います。その見解はどうでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 村川委員からのお話を受けまして、看護局に問い合わせいたしましたけれども、そのような事実は確認できませんでした。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 確認できなかつたんでしょうけれども、実際そういう人がいました。なので、保証人がいないということで断られたということをおっしゃっていますので、私は明らかな医師法違反ではないかと思っていますし、もしこれが裁判になったら、当然、市民病院は負けるということは確実だと思っています。

例えば、医師や看護師に暴力を振るったり、あるいは大声を出して周囲をおびえさせるなどという行為であれば、正当な理由として認められるという判例もありますし、あるいは逆に診療費の未払いという理由だけで手術や入院を断られない、正当な理由にはならないということも明らかとなっています。

なので、確認できなかつたとは言いきるんですけども、実際にこういう事実があったということを知って、私は非常に残念に思いました。民間病院と違って、やっぱり市民病院は自治体病院ですから、市民にとっては最後のとりでになるわけです。ほかの病院で見放されたとしても、やはり最後は自治体病院が診る責務を持っているんだと思います。なので、このことをきっかけに同意書のあり方や、その考え方の徹底をきちんとしていただきたいと思いますし、何よりも命を大事にするということを第一に、患者さん、市民の皆さんの立場に立った市民病院であってほしいと思っていますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

次に、企業主導型保育事業について質疑します。

本市の実態を示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員の企業主導型保育事業についての本市の実態についての御質疑にお答えいたします。

企業主導型保育事業は、国が一億総活躍社会、夢をつむぐ子育て支援の実現に向け、それまで児童手当や放課後児童会、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等をあわせて徴収する事業主拠出金制度を拡充して創設した仕事・子育て両立支援事業の一つであり、平成 28 年度から開始されたものであります。

当該事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的としており、拠出金を負担している事業主がみずから事業所内保育施設を設置し、保育事業を行う場合などに、その整備費や運営費に対して助成される制度であります。

その特色といたしましては、市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、施設の設置や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと。自社等の従業員が利用する従業員枠のみならず、地域の住民等が利用できる地域枠も設定できること。運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等に準じた支援が行われることなどが挙げられます。

本市の企業主導型保育事業としては、平成 28 年 7 月に地元企業が設置してから

現在までに6施設、利用定員数で194人分が整備されております。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私が今回、なぜ企業主導型保育事業を質疑したかといえば、先日、5カ月の子どもを持つお母さんから、残念ながら保育所に入れなかったという相談があったからです。待機児童といえば大体10月ごろからふえてくるんですけども、もう待機児童が発生しているのかと驚いて、担当課に問い合わせたところ、現在、もう既に待機児童がいるということがわかったんですけども、まず現在の待機児童数をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現在、いわゆる新制度による待機児童というのはありません。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国の基準による待機児童数はいない。あれ、私が聞いた話——担当課の言うことでいうと、現在大体80人ぐらいいると聞いていました。

それで、その5カ月の子どもを持った方は、ちょうどゼロ歳児枠があいている保育所に申し込みできることがわかったので、現在、その結果待ちという状況なんですけれども、その問い合わせの際に、市内に随分企業主導型保育所ができているということが改めてわかったというのが質疑の経緯なんです。2016年、子ども・子育て支援法一部改正の際に、この企業主導型保育事業が議論になって、日本共産党はこの事業の導入には反対しました。かつて平成24年、子ども・子育て支援法ができるとき、市町村による保育所実施事務の廃止を政府は狙っていたわけなんですけれども、関係者の運動によって市町村の保育の実施義務は残されたという経緯があります。同時に市町村による保育確保義務も定められています。

つまり、児童福祉法によって、認可保育所や幼保連携型認定こども園、小規模保育などの最低基準が政令で定められ、その認可保育施設によって待機児童解消を進めることが市町村に義務づけられたとっていますが、その認識でよろしいでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

その認識で間違いありません。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまで国が何と言ってきたかといえば、認可保育施設の整備で待機児童対策を進めるということはずっと明言してきています。2013年4月、当時の田村厚労相は、「40万規模のかなりほとんどの部分が、認可保育園若しくは幼保連携型認定こども園というような形になろうというふうに思います」、待機児童対策のことですね。2016年10月、塩崎厚労相は、「保育の受け皿拡大は、質の確保をされた認可保育園や小規模保育事業などを中心に行うことが重要」、「待機児童解

消加速化プランでは、認可保育園等の受け皿を大きくふやすということで、今進行中でございます」と答弁。また、企業主導型保育事業を導入した2016年3月の時点でも、加藤少子化担当相は、待機児童解消加速化プランの基本は、やはり認可保育園であることは私ども前から御説明しているとおりで、認可保育所の代替施設として企業主導型保育事業を考えているわけでは全くないと答弁しています。

国が示す企業主導型保育事業の認識と本市の認識は現在どのようになっているでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

企業主導型保育事業におきましては、国が仕事と子育ての両立を支援するために創設されたものと認識しております。企業にとりましては、福利厚生の実施による人材確保や地域の子どもを受け入れることによる地域貢献、あとは企業のイメージ向上が図られると捉えております。市としては、保育の受け皿の拡大・拡充につながっていると認識しているところです。

[村川みどり委員「認識は」と呼ぶ]

○館山新福祉部長 市にとっては、保育の受け皿の拡充につながっていると捉えています。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市としては、保育の受け皿の拡充につながっていると認識しています。当初は、今、私が説明してきたとおり、国においても認可保育所の代替施設として企業主導型保育事業を考えているわけではないと答弁してきていたんです。ただ、市は現在、拡充につながっているという認識だったんですけれども、安倍政権になって、子育て安心プランにおいて企業主導型保育事業を待機児童対策に位置づけてきました。ことしの3月に松山少子化担当相は、「子育て安心プランにおける32万人の整備目標につきましては、国の基準に基づいて一定の保育の質が確保され、国による公的支援の対象となる認可保育園や企業主導型保育事業などによって整備を進めていく」と答弁しました。

これまで国は、曲がりなりにも認可保育所などによって保育を行うとしてきた国の公的保育制度を大きく転換する答弁で、保育政策としては大きな後退になったと認識しているところです。

そこでお伺いするんですけれども、企業主導型保育事業と本市の認可保育所の違いは何でしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。本市の保育事業との違いということです。

保育事業につきましては、児童福祉法第24条第1項、第2項の規定によりまして、保育の必要な児童に対して実施義務があるものと考えております。企業主導型

保育所につきましては、いわゆる認可外保育施設という位置づけになっておりますので、認可外保育施設につきましては、児童福祉法の第59条の2で認可外保育施設としての許容がされているという捉え方をしております。

ですので、認可外保育施設といえども、認可外保育施設なりの特色、ニーズがあって設置されていることもありますので、それぞれの保護者の実情に合わせた形で、その実情に応じていると考えております。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 具体的な違いは示されなかったんですけども、後で聞いていきたいと思えます。

全国では昨年度、立入調査を行った企業主導型保育事業の7割で保育従事者の数の不足など監査基準違反が見つかっています。ただでさえ低い基準なのに、それさえも十分に守られていないということです。しかも、この企業主導型保育事業は、国の補助金を受けるに当たって面談や開設の際の立ち入りとかも一切なく、インターネットでのオンライン手続と書面上の審査だけで国の補助金を受け取ることができるという仕組みになっています。

本市にある企業主導型保育所も、同様な手続で補助金を受け取っていると思うのですが、青森市はそのことを把握しているでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。市として企業主導型保育所の実情を把握しているのかというお尋ねかと思えます。

まず企業主導型保育所につきましては、いわゆる認可外保育施設として市として位置づけておりますので、認可外保育施設の指導監査基準に従いまして、通常設置されている認可外保育所と同様な形でまず立ち入りしております。と同時に、さまざまな御相談が寄せられた際にはきちんと対応しておりますし、先ほど申し上げた立ち入りしている際には、保育所基準まではいっていない施設ではあるものの、その基準にちゃんと達しているかどうか確認した上で、なおかつ保育所でこういうことをやっていますので、こういうことをやればさらによくなりますよというような助言等もしながら、その質の担保をしているところであります。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この企業主導型保育事業というのは、私が言いたかったのは、市の関与なしに設置できると。国に対して補助金をもらうには、そういうインターネットの手続と書面だけで補助金を受けられる仕組みなんですよということを言いたかったわけです。

ことしの4月にも、この企業主導型の事業所の取り消しが発表されています。その1件は、職員数や児童数の水増しによる虚偽申請、不正受給、もう1つは施設整備費補助を受けながら事業を開始できなかったというものです。全国2400カ所の企業主導型保育事業を実施する事業所への助成の審査は、派遣社員も含めわずか39

人、そして指導監査を行うのは9人、非常に不十分だと言わざるを得ない状況だと思っ
ています。

それで、青森市の現状をお聞きしていきますけれども、本市の企業主導型保育事業所の保育料はどうなっているのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

本市の企業主導型保育事業所の保育料がどうなっているかということですが、
も、大体、平均3万5000円前後の保育料になっているというのが実態であります。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 本市の保育料設定と比較して、この企業主導型保育事業所の保育料が一体どうなっているのかということなんですけれども、例えば、3歳未満児の場合はどのような設定になっていますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。3歳未満児の保育料ということでした。

企業主導型保育事業の利用者負担金というのは、基本的にはその事業者が任意に定めるものであって、ただ、その金額の定め方については、年齢区分に応じた平均的な負担額の水準が設定されております。その設定されている金額に基づいてやっているものですが、市として把握している部分につきましては、1・2歳児については大体3万7000円、ゼロ歳児については3万7100円程度という形になっております。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 一律、そういう3万7000円だとか、ゼロ歳児では3万7100円程度だということなんですけれども、青森市の認可保育所では所得に応じて負担する応能負担を実施しています。しかし、この企業主導型の保育事業所は、応能負担にすることは定められていません。なので、所得に関係なく一律3万7000円取られるということです。また、誰と契約するかという選択権は企業や施設の側にあるので、この人は保育料を払ってもらえないとわかれば、保育所に入れないということもあり得るわけです。こうしたことは認可保育所では認められていません。やはり市町村の保育実施義務を骨抜きにする動きが少しずつ強まってきているのではないかと思います。実際、3歳未満児の保育料を見ると、低所得者のところに関してはかなり負担が高いということもわかってきました。

次に、地域枠について伺います。子ども・子育て支援計画に地域枠、つまり企業の雇用している従業員のほかに、地域の子どもを受け入れる地域枠というのがありますけれども、企業主導型の保育所に地域枠で入所している子どもの数を示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。地域枠で市内の企業主導型保育事業所に入所している子どもの数ということです。

現在、地域枠の定員がトータルで42名、そのうち地域枠として入所されているお子さんが22名という状況になっております。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この22名の保護者がどれぐらいの保育料を支払っているのかというのは、市は把握しているのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

地域枠で入っているお子さんの保育料を幾ら支払っているのかという部分につきまして、基本的に各企業所内保育事業所の地域枠の金額というのは、年齢枠に応じた一定の金額となっており、それぞれの企業所内保育所の金額を把握しておりますので、こちらとして把握しているという形になります。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 当初、私が質疑する前は、入所している人数も把握していない、保育料についても把握していないということでしたから、やはり市の関与が及ばない企業主導型保育事業であるということは事実だと思います。

それで、平成30年3月31日の今回の子ども・子育て支援法改正によって、子育て支援事業計画に、この地域枠の数を位置づけるようにと指針が改正されているんですけれども、本市は、この地域枠をどのように計画に位置づけようとしているのかお尋ねします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

地域枠をどのように位置づけるかという部分につきましては、子ども・子育て支援会議の中でお諮りをして、その中で決定していきたいと考えております。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、これを青森市の事業計画に位置づけてしまうと、認可保育所に入れなかった場合、企業主導型の保育所に必ず入れるという保証はどこにもありませんから、私は地域枠の数を子育て支援計画に位置づけるべきではないと強く強調しておきたいと思います。

それで、認可基準のほうに行きますけれども、この企業主導型保育事業は、保育士の数は半分でいいと、2分の1となっていますけれども、現在、青森市の認可保育所の基準よりも低いということではよろしいですか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

企業主導型保育事業の基準的な保育士の数が、通常の保育所の2分の1でいいのかということですが、まずは、先ほども申し上げましたけれども、企業主導

型保育事業というのは、いわゆる認可外保育施設として市として位置づけております。通常の認可外保育施設は基準でいきますと、保育士の数が3分の1あればいいという形になっております。今回の企業主導型につきましては、小規模B・Cに該当する2分の1があればいいという形になっており、国が定めた基準を達成しているわけですので、その基準で問題ないものと認識しております。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ただ、全国どこでもそうですけれども、認可保育所の基準は保育士が半分だなんていう基準はないですよ。それと比べると、この企業主導型保育事業の認可基準というのはやはり低いと言わざるを得ません。

また、企業主導型は小規模Bに準ずるということだったんですけれども、その小規模というのは19人以下が小規模Bに値します。現在、青森市にある企業主導型保育所で、19人以上で実施している事業所は2カ所あるんですけれども、そこでも保育士は半分でいいと認識しているのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市内6カ所ある企業主導型保育事業所の2カ所が19人以上ということですが、まず、そのうち1カ所の事業所につきましては、2分の1という定めがありますけれども、そちらでは保育士の方がきちんと――要は保育士さんが100%配置されております。もう1カ所のところにつきましても80%近くの方が保育士という形で、企業主導型保育事業を実施されているところの事業主自体が、少しでも保育環境をよくしようということで、基準よりも上回ったような形で努力されているという実態にあります。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、施設基準についてお伺いしますけれども、この企業主導型保育所の保育室や匍匐室、園庭、避難経路の安全確保、あるいは調理室の設備などはどのようになっているのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

これまた先ほど申し上げましたけれども、企業主導型保育所というのは認可外保育施設としての位置づけを持っておりますので、認可外保育施設指導監督基準に従って、我がほうとして立ち入りしてチェックさせていただいているというのが現状になっています。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それではもう1点、この企業主導型保育事業所は、災害共済の対象にならない認可外保育所だと思っておりますけれども、それでいいかお尋ねします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

済みません、その部分については、私把握しておりません。申しわけありません。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 たしか私の調べたところでは、災害共済の対象になっていないということになっていました。

最後になってきましたけれども、市が認識している企業主導型保育事業の課題は何と認識しているのか、お尋ねします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市としてどういうものがベストであるのかということ考えたときに、国が定める基準よりも少しでも保育環境をよくするために、その基準を上回る人員配置なりをしていただくことが子どもたちにとって安心・安全な生活環境になっていくと考えておりますので、実質的に、企業主導型保育所を設置する際に、市としてそれに対しての指導権限はありませんけれども、相談なりがあった際には、少しでも市が保有する保育所の環境に近づけるような形での助言はしてまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この企業主導型保育事業所は、さっき言ったとおり、保育士の基準も、それから施設基準も 19 人以下だと調理室も設置しなくていいとなっているので、努力義務となっています。企業主導型保育所は市が認可保育所で求めている基準よりも明らかに低いですので、十分な保育の質は確保されていない状況だと私は思います。設置も市に対しての届け出だけでいいし、年に 1 回の定期報告と指導監査だけで、本当に安心・安全な保育が確保できるのかということは非常に心配しています。多様な働き方に対応するためだと言われてはいますが、実際は企業のもの上げやすくするための環境整備だと言わざるを得ません。

国がこれまで言ってきたように、企業主導型保育事業による待機児童解消対策として、この保育事業を広げてはならないということを私は強調しておきたいと思えます。福祉部長も質を確保したいということでしたけれども、しっかりとした保育の質が確保できるように指導、そして監視していただきたいということを要望して終わります。

最後に、教員の勤務時間の把握についてお伺いします。

大矢委員とも質疑がかぶるんですけれども、現在試行的に行われている教員の勤務時間の把握方法について示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員の勤務時間の把握方法についての御質疑にお答えします。

平成 29 年 12 月に中央教育審議会、学校における働き方改革の中間まとめにおいて、勤務時間管理に当たっては、ICT の活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めることが必要であるとしております。

教育委員会では、次年度、統合型校務支援システムの導入により出退勤管理を行うこととしており、その準備段階として、今年度 4 月から市内全小・中学校教職員の勤務時間を校務用パソコンを活用して管理することとしました。

具体的には、教職員が出勤後パソコンを立ち上げ、出勤時刻を打ち込み、退勤する際には退勤時刻を打ち込むとともに、時間外勤務についても内容別に入力することとしております。管理職である校長、教頭はその状況を把握し、状況に応じて指導しております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 学校に行ったらパソコンを立ち上げて、来た時間を入れて、帰るときもその時間を入れるという方法で、現在試行的に勤務時間の把握をしているということでした。

自分で出退勤時間を入力するということは、どうしても本人の裁量でふやしたり減らしたりできる仕組みであると思います。80 時間を超えそうだとすれば、たしか警告みたいなのも出るようになっているんじゃないかなと思っていたんですけども、やはり自分で入力させる方法では、客観的な勤務時間の把握というのは私は無理があると思うんですけども、その辺、市教育委員会はどのように考えていますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 現状の把握の仕方では客観的な把握ができないのではないかと御質疑でしたけれども、教育委員会では、教職員が勤務時間の実態を正しく把握して適切に申告しているものと考えておまして、実際の勤務時間により近い時間を把握できているものと考えています。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 実際の勤務時間を把握していると言いますが、何人かの先生方に聞いて回りました。やはりこの入力に当たっては、当然そんたくしているでしょうと言っていました。現場の先生がそのように言っているわけです。市教育委員会の認識としては、実態をきちんと把握して申告していると考えているんですけども、実際の教職員の先生は、当然そんたくしていませんと言っているわけですけども、市教育委員会はこのことに対してどう思いますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 教職員の皆さんが時間管理について、そんたくしながら回答しているということについて教育委員会はどのように思うかとの御質疑

でしたけれども、先般、出退勤管理について校長会を招集して、この取り組みの意義と必要性について十分に説明したつもりです。校長が自校に戻って各学校において、それこそ職員会議において、その意義と必要性についてさらに教職員に伝えているかと思いますが、今、村川委員から御指摘していただいたような状況があるようでしたら、そのことを踏まえて、多忙化解消の委員会もありますので、そこで協議しながら、改めて出退勤の管理の意義と必要性について説いてまいりたいと思いますし、必要以上に乖離したような内容があるようであれば、それは校長先生を通して指導してまいりたいと考えております。

以上が教育委員会の考えです。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 幾ら意義と必要性を説明していくといっても、自分で出退勤の時間を入れるシステムであれば、どうしてもそれは減らしたりふやしたりということはあると思うんです。ですから、来年入れようとしている校務支援システム導入に当たっては、本人のそんたくが生じないようなシステムをしっかりと導入していく必要があると思っています。

超過勤務についてちょっとお伺いしますが、持ち帰り業務について市教育委員会の位置づけはどうなっていますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 持ち帰り業務についての市教育委員会の認識についてとの御質疑でしたけれども、今回実施している出退勤の管理の調査につきましては、持ち帰って以降の家庭での業務については換算しておりません。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 勤務時間の入力が始まって市教育委員会に報告するという事になっているんですけれども、そうすると現場では、校長がとにかく帰れ帰れと指導して、そうなればなるほど教員の持ち帰り業務というのは多くなってしまいます。それで今、教育委員会事務局教育部長が言いました。持ち帰り業務の把握はしていないということなのであれば、根本的な問題は何も変わらないということになるんですけれども、そういう認識はありますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 持ち帰り業務のことをきちんと管理していかなければ、本来のなすべき方向に向かっていかないのではないかと御質疑でした。

これまでも持ち帰り業務はありましたが、それは教職員が、それこそ子どもたちの思いや保護者の願い、そういったものを踏まえて学習指導等に資するように取り組んでいるものですので、どこからどこまでが必要で、どこからどこまでが必要じゃないということはなかなか難しいかと思っておりますけれども、その辺のバランスのこと

を考へて、各校において校長が教職員の実態を把握するように今後も取り組んでまいりたいと思ひますし、それについて多忙化解消の委員会についても、意見を取り入れながら対応策について考へてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○藤田誠委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまでもあったと言ひますけれども、実際現場では、校長にとにかく早く帰れ帰れというふうになっていれば、どんどん持ち帰り業務がふえて、結局、多忙化解消にはならないということを訴えて、質疑を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

午後1時再開

○藤田誠委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎でございます。

今週月曜日、6月18日の朝、大阪府北部で震度6弱を観測した地震によりまして、4名の方がお亡くなりになり、330名余りの方が負傷いたしました。改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

特に、高槻市の寿栄小学校4年生の三宅璃奈さん、9歳が建築基準法違反のブロック塀の下敷きになって死亡したことには大変衝撃を受けました。高さだけではなく、基礎と塀を固定する設備がなかったことは、さらにショックでありました。

国は、直ちに学校や通学路の安全対策を講じるよう指示したようでありませうけれども、青森市においても既に点検を始めているようでありませうが、ぜひ抜かりなく行っていただくように、冒頭、要望を申し上げます。

それでは、質疑に入りたいと思ひます。

1点目は、ふるさとものづくり支援事業についてであります。

本定例会に一般会計補正予算として提出されているふるさとものづくり支援事業は、いわゆるふるさと財団の補助金を活用し、LED信号灯器着雪・凍結防止融雪ヒーターの開発と遠隔監視モニタリングシステムの開発を行う事業者に、開発経費の一部を補助するものとのことです。

そこで、議案別冊平成30年度青森市一般会計補正予算、7款商工費1項商工費2

目商工業振興費に関連をして、ふるさとものづくり支援事業について、その概要をまずはお示しいただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 竹山委員のふるさとものづくり支援事業についての御質疑にお答えいたします。

ふるさとものづくり支援事業は、企業等が行う新商品開発などに対し、市町村が補助を行う場合に、一般財団法人地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団ですが、当該市町村に補助金を交付することで、地域における投資や雇用創出を促進することを目的とした事業で、特別豪雪地帯に指定されております本市の場合、補助率は対象経費の10分の9以内となっております。

今回、市では、市内でソフトウェアの開発等を行っている企業が実施するLED信号灯器着雪・凍結防止融雪ヒーターの開発と遠隔監視モニタリングシステムの開発事業について、本市における雪国特有の地域課題の解決につながる取り組みとして当該補助金を活用することといたしまして、今般ふるさと財団の採択を受けましたことから、所要額である906万1000円を本定例会に補正予算案として提出し、御審議いただいているところです。

対象事業の概要ですが、LEDを使用した信号灯器は、省エネで長寿命という利点がありますものの、冬期間は着雪・凍結によりまして視認性が低下することが問題となっておりますため、この地域課題を解決するヒーターの開発と、ヒーターの電気供給を常時監視し、異常や障害の発生を自動で通知するシステムの開発を行うものとなっております。

この取り組みは、LED信号灯器のみならず、ほかへの応用も視野に入れておりますことから、市といたしましては地域産業の活性化につながるものと期待しているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 答弁ありがとうございました。

豪雪地帯であるということで10分の9の補助率、そして地域資源を活用して新商品の開発、それによって地域における投資、あるいは雇用の創出につながるというような説明でありました。

この信号灯器の着雪・凍結については、青森市のみならず、全国の雪の降る地域に共通した課題であるだろうと。特にLED、今、経済部長からあったように、熱を発生しない、そのために着雪により信号灯器の役割を果たさない、そういう状況が続いたときに、安全面からも大変重要な研究開発であると思います。

この研究開発が軌道に乗って、青森発の新商品、これが他の地域に波及すればいいなと思っています。

再質疑しません。事業者にとっては、この研究開発が製品化されれば、社会貢献

につながって、地域にとっては、企業、事業者の育成、さらに雇用の創出、地域の活性化につながるものであると考えます。ぜひこの研究開発が順調に進んで、青森発の新商品が世の中に出るように、ふるさと財団の支援事業ではありますけれども、市の事業、あるいは市内業者の育成ということも考えながら、しっかり支援をしていただきたいということを要望して、この項を終わります。

2つ目の質疑は、市営住宅管理運営事業についてであります。

議案別冊補正予算の8款土木費5項住宅費1目住宅総務費及び第2表の債務負担行為補正に関連してお伺いをいたします。

今回提案されている市営住宅管理運営事業については、特定公共賃貸住宅の明け渡し及び滞納使用料等の支払い請求に係る訴訟に要する経費を措置するものとありますけれども、今回の訴訟に至るまでの経過をまずお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 竹山委員からの特定公共賃貸住宅における訴訟に至るまでの経過についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅等使用料の滞納者に対しましては、市営住宅使用料収納マニュアルに基づき督促、納付指導などを行い、それでも履行されない場合、法的措置を行うこととしております。今回の訴えの提起は、特定公共賃貸住宅三内団地の使用料を滞納している相手方に対し、建物の明け渡し及び滞納使用料等の支払いを請求しようとするものです。

これまで相手方に対しましては、マニュアルに沿って督促状や催告書を納期到来時など適時に送付し、さらには訪問、電話により相手方と直接接触し納付指導を行ってまいりました。また、保証人に対しても履行の協力依頼や保証債務の履行請求を行いました。相手方が応じなかったことから、滞納使用料等の支払いを求める最終催告書及び明け渡し請求書を送付し、それでも履行されなかったため、今回訴えを提起しようとするものです。

○藤田誠委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 今回の管理運営事業は、これまでマニュアルに沿って適切にやってきました。しかし、保証人も含めて相手がそれに応じなかった。そういう経過があったことから訴えを提起しようという話でありますけれども、これまで明け渡し、あるいは滞納使用料等の支払いに関して、同様の訴訟ケースがあったのかどうか教えてください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

これまで同様の訴訟があったかということですが、昭和63年に市営住宅4件の明け渡し及び滞納使用料等の支払い請求訴訟を行いまして、いずれも市の請求が認められております。

なお、これ以降、明け渡しや滞納使用料等の支払い請求訴訟に至った事例はあり

ません。

○藤田誠委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

昭和 63 年に同様のケースがあったということですから、三十数年ぶりのということになりますよね。こういうことになりましたということでした。

払いたくても払えない、それでも何とか工面して分割で払ったり、一生懸命そういうことをしている人たちが大勢いると私は思います。こういう人たちについては、社会的なセーフティーネットできっちり支援をしていくことが大切だと思います。一方で、払えるのに払わない、もうこういう人は絶対許してはいけないと思います。社会的公正・公平を基本にして、しっかり対応しなくてはいけないと思います。

ただ、今回、ちょっと経過の中では余り触れられませんでしたけれども、事案が発生してからの月日、年数、これがちょっと長かったのではないかと思いますので、その辺はマニュアルに基づいて行う、それは当然のこととしつつも、やはりその時期、これはもう少し早くしなければいけないのではないかと。

それで、さっきも言いましたけれども、払えるのに払わないというのは、私は人としてだめだと思うので、そういう意味から、そういう人たちに対してはきっちり今回のような形で、市としての姿勢というか、これを市民にもしっかり伝えるように適切な対応をしていくということが大切だと思うので、ぜひそのことをしっかりやっていただくことを要望して終わります。

ありがとうございます。

○藤田誠委員長 次に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 公明党の赤木長義でございます。

早速質疑に入りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに総務費について、入札関係です。

低入札価格調査制度における数値的判断基準、いわゆる失格基準を引き上げるべきと思うが、市の考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 赤木委員からの低入札価格調査制度における数値的判断基準——失格基準の引き上げを行うべきと考えるが市の考えを示せとの御質疑にお答え申し上げます。

本市ではこれまで、過度に低い価格で受注する、いわゆるダンピング受注を防止し、公正な競争と適正な価格での契約の履行を確保することにより、品質の確保はもとより、過当競争による企業収益の減少や、これに伴う労働条件の悪化防止のため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づく低入札価格調査制度を設計金額が 5000 万円以上の建設工事に導入しているところです。

当該制度における数値的判断基準、いわゆる失格基準につきましては、これまで県の基準に準拠し、工事の予定価格の工事費目ごとに設定しているところでありま

す。

具体的には、直接工事費にあつては、その予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額、共通仮設費にあつては、その予定価格に 100 分の 70 を乗じて得た額、現場管理費にあつては、その予定価格に 100 分の 70 を乗じて得た額、一般管理費にあつては、その予定価格に 100 分の 30 を乗じて得た額を基準として、入札参加者の入札価格の工事費目の額がそれぞれの基準に満たない場合は失格となるものです。

本市といたしましては、この失格基準の水準につきまして、県や他都市の動向を踏まえまして、適正に運用してまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 答えはいつものとおりですけれども、県の動向云々じゃなくて、青森市の情勢をしっかりと考えた上でやっていただきたいと。県がやるからというよりも、八戸市も弘前市も導入しているわけですよ。これは何度も言っています。今回、渋谷委員が言っていましたけれども、一抜け方式、これも大事な話です。この一抜け方式ともども、この数字的判断基準をきちっとやらないと、それこそダンピングの話になりますので、総合評価なりを導入していくわけですから、その辺に対するフォロー、同じような会社だけが受注していくような形、ここだけはしっかりとそういったフォローをしていっていただきたいと思います。

それで、特に総合評価の除雪の配点なんだけれども、市の工区を除雪するというのに点数をつけるのは当然だと思うんだけど、県道をやっているのに点数をつけるというのは、これはおかしいと思うんだよね。一部の業者しか県道をやっていないんだよね。そういうところにだけ点数を入れるというのは、ちょっと総合評価のあり方としては、私は間違いだと思う。やっぱり市は市の中でやるべきであつて、県道をとっているところは調べてみればわかるけれども、ランクが上の中でもほとんど大手ばかりです。そういうところに優遇するような点数の配置の仕方はおかしい。やっぱり本当に地元の中小企業であるところに、機会均等になるような配置をしっかりとやっていただきたいと思います。ここは要望で済ませますので、どうかよろしくをお願いします。

次に、同じく総務費について、これは総務部長のほうにお伺いしたいと思います。

小野寺市政になってから各課で朝礼をやるようになったと思います。その朝礼をやるようになったことに対するメリットがあればお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 赤木委員の朝礼についての御質疑にお答えさせていただきます。

朝礼は、平成 28 年 12 月の定例庁議におきまして、市長から元気な職場の雰囲気をつくっていききたい、元気で明るい市役所をつくっていききたいと、そのために朝礼をやっているという意向を踏まえまして、庁内各課で始業直後に実施しているところなんです。

この各課の朝礼では、職員同士の朝の挨拶、いわゆる企業で行っている始業立礼のみならず、その日の各課の会議ですとかイベント、あるいは事務事業の進捗状況、さらには職員の体調管理などの確認といたしますか、情報共有なども行っています。

この朝礼を実施しての効果ということでした。まずは、朝礼を行うことで仕事を始めるという、いわゆる心の切りかえができる。また、市民の皆様、お客様を迎える準備が整う。内部的には、先ほど申しましたけれども、職員間の仕事、事務に対する共通認識ですとか、情報共有、あるいは連帯感といったものの醸成につながっている。あと、職場のコミュニケーションの活性化が図られてきているという感じを持っています。

ひいては、これを通しまして、市民の皆様に対しまして明るく挨拶を交わし、業務について情報共有することで、市民の皆様からの相談しやすい環境ですとか、寄り添った、あるいは的確な対応、それから目指しているところでさわやかな接遇の向上につながっているものと考えています。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 いろいろ御発言をしていただいてありがとうございます。

再度確認します。今いろいろとお話をされましたけれども、私の認識では朝礼は当たり前だと思っているんですけれども、私の認識、正しいですか、間違っていますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 赤木委員の認識は正しいかどうかということですが、挨拶というのはやっぱり基本だと思います。そういうことが本市において的確に、やっぱり当たり前のようにできていくということが大事だと思いますので、この朝礼、今までそういうものができていなかった職員についてもできると。例えば議員の皆様、市民の皆様が来ても、朝に来たとしても挨拶一つできなかったというところがあったやもしれませんので、そこら辺が改善できてくれば、とてもいいことだと思います。

挨拶という字は、余談ですけれども、私の知識では、挨という字も、拶という字も漢字は開くという意味があるそうです。まずはそういうところから始めていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 総務部長のすばらしい哲学を拝聴しました。ありがとうございます。

何で当たり前だという話ですけれども、実はこの朝礼をやれという質疑を僕は予算特別委員会で2回やっているはずなんです。そこで、いやだ、できないという、私が聞けばへ理屈を皆さん方は当時言われていた、そういう状況です。その御発言

をした人もここにいますけれども。朝礼をやるようになってから、私、市長に聞いたんですよ、何でやるようになったのかと。いや、当たり前のことを当たり前にするだけですよという話です。ですから、今は当たり前が当たり前でやれる市政だと思っています。ですから、しっかりとやっていただきたい。

特に、今回は質疑しませんけれども、内部統制のことや連絡、報告、相談など、やっぱり上司・部下の関係がきちっといく、この朝礼もいいことだと思うので、前の政権の非常に悪いところは早く断ち切って、しっかりと新たな形できちっとやっていただきたい。

それともう1つは、皆さんにもう一度お願いしたいのは、政をつかさどる者は目に見えぬところをおろそかにしてはならないという、山本周五郎の小説「松の花」というのに書いてあるんですけれども、まさにそのところであって、本当に目に見えない、声なき声、声の大きい独善的な人たちの話ではなくて、本当に声なき声をしっかりと聞ける市役所であっていただきたい、そのことを強く要望して、この項目は終わりたいと思います。なかなかすばらしい御答弁ありがとうございました。

それでは、続けて進めたいと思います。次は、消防費についてお伺いしたいと思います。

消防団器具置き場についてお伺いします。

老朽化している消防団器具置き場の整備についての考え方についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 赤木委員の消防団機械器具置き場の整備についての御質疑にお答えいたします。

消防団は、地域防災のかなめとして中核的な役割を果たしている重要な消防機関であり、その中で消防団機械器具置き場――以下、置き場と言わせていただきます――は、火災、風水害など、あらゆる災害に備えて消防団車両や各種資機材を配備しておく、地域の防災活動拠点となる重要な施設であります。

現在、本市消防団の置き場につきましては、青森消防団及び浪岡消防団合わせて108棟を有しており、毎年4月ごろから職員により、消防団員立ち会いのもと、置き場の構造及び設備等について点検し、経年による劣化や破損などにより修繕等が必要になった場合におきましては速やかに修繕するなど、設備及び機能等の維持保全に努めてきたところであります。

お尋ねの置き場の整備につきましては、今後におきましても、適切な維持保全に努めるとともに、必要な防災体制を維持しながら、青森市消防団施設全体で調整し、進めていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

再質疑を行いたいと思います。整備が大事だという認識はお互いに持っているということがよくわかったんですが、ただ前回も同じようなお話をさせていただきましたけれども、やっぱり大事なところはどういう計画をつくっていくかということだと思います。

そこで確認します。今後、消防団機械器具置き場を建てかえるに当たって、置き場の適正配置を含めた事業計画を策定すべきと思いますが、考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 赤木委員の置き場の適正配置を含めた整備計画を策定すべきと考えるがどうかとの再度の御質疑にお答えいたします。

置き場につきましては、青森市の公共施設でありますことから、周辺の既存公共施設との複合化や隣接の置き場同士の統合も視野に入れるなど、必要な防災体制を維持しつつ施設の総量の抑制を図るなど、青森市公共施設等総合管理計画の基本的な方針を踏まえながら、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 当然、置き場の話は御存じの方も多いと思うんですけども、要は、浜館分団に置いてある置き場がなくなりましたよね。そういうこともあるので、今、そういう再配置というのは今後大事な話になってくると思います。

ただ、市のファシリティーマネジメントの考え方もあるので、やはりどう再配置をしていくのかということをしつかりと考えていただきたいと。しっかり計画をつくるに当たっては、ただ置き場をつくるのではなくて、やはりいろんなところとの再配置、ファシリティーマネジメントを含めた形でやっていただきたい。私として個人的には、浜館と小柳と松森が一緒になったという状況下において、置き場が1つになったと。であれば、両方の消防団の人たちのことを考えれば、今のところから若干新たなものをつくるのではなくて、やっぱりどこか途中の場所につくるとか、そこに公共の施設とあわせる。例えば福祉部が所管する福祉館とあわせてつくるとか、さまざまなことができるかと思います。そういうことも考えながら、そういう再配置する計画をぜひしつかりとつくっていただきたいと要望して、この項は終わります。どうもありがとうございました。

それでは次に、市営バスについてお伺いしたいと思います。

青森市議会公明党は、予算要望や議会質問などで、バス待合所の整備をしつかりと要望してまいりました。今までに戸山東公園前、戸山中央公園前、原別の下海原のバス待合所をこの近年整備していただいております、非常に感謝をしております。

このように、市では利用者を雨風や風雪から守るバス待合所を整備するバスまち空間向上事業を実施していますが、今年度、東部地区における待合所の新設を予定しているバス停と事業の進捗についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 赤木委員の東部地区の待合所の新設箇所についての御質疑にお答えいたします。

今年度、市の東部地区で待合所の新設を予定しているバス停につきましては、県立中央病院通りと戸山北公園前の2カ所を考えています。

まず、県立中央病院通りバス停につきましては、県立中央病院から国道につながる県道久栗坂造道線の道路改築事業にあわせ、市が待合所を設置することについて、東青地域県民局から内諾を得たため、当該道路改築工事の工期である本年11月に間に合うよう、待合所の整備について県と調整しているところです。

また、戸山北公園前バス停につきましては、一般社団法人交通事業協会の助成事業である平成30年度モデル・バス停留所施設設置事業において、待合所の整備が決定されたことから、同じく11月末までの設置を目指し準備を進めているところです。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 県立中央病院通りと戸山北公園前が進むということで、非常にうれしく思います。

再質疑します。現在、市営住宅小柳第一団地及び小柳小学校の建てかえが進んでいます。これらのエリアにある小柳小学校前と小柳団地入り口のバス停は利用者が多いため、これらの事業と連携して待合所を整備すべきと思うが、市の考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の質疑にお答えいたします。

小柳小学校前及び小柳団地入り口のバス停につきましては、実のところ、これまでは待合所を設置するには歩道幅が狭いため、新設は難しいものと考えておりましたけれども、市営住宅小柳第一団地及び小柳小学校建設事業の実施により、待合所設置のための用地確保に可能性が出てきたことから、今後、関係機関と協議し、検討を進めることとしているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 これはしっかりとやっていただきたいと思います。よろしく願います。多田交通部長、ありがとうございました。

それでは次、衛生費、ごみの減量化についてお伺いをしたいと思います。

青森地区、浪岡地区、広域町村の可燃ごみの排出量についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 赤木委員のごみの減量化についての御質疑にお答えいたします。

初めに、青森地区、浪岡地区、広域町村の可燃ごみの排出量についてお答えいたします。

平成 29 年度、青森地区、浪岡地区、広域町村の可燃ごみの排出状況につきましては、速報値で、青森地区は 8 万 182 トンで、平成 28 年度と比較して 1696 トンの減少、浪岡地区は 4804 トンで、平成 28 年度と比較して 93 トンの増加、広域町村は 4136 トンで、平成 28 年度と比較して 70 トンの減少、平成 29 年度の合計は 8 万 9122 トンで、平成 28 年度と比較して 1673 トン、率にして 1.8%の減少となっております。

本市全体としてごみの排出量は減少しているものの、浪岡地区においては増加していることから、今後も気を緩めることなく、本市全体で市民啓発の推進、集団回収の推進、分別収集の推進など、ごみの減量化・資源化に努めてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 わかりました。質疑はしません。要望します。

ふえてるのが浪岡地区だということなので、やっぱりここについて原因をしっかりとつかんでいただいて、とにかくごみの減量化をしないとだめだということは本当におかっていると思うので、何とかごみの減量化を進めていただきたい。まず原因をつかむことが大事だと思いますので、どうかよろしくお願いします。

それでは、同じくごみの減量化関連について、2つ目として「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の周知状況についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」についての御質疑にお答えいたします。

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」につきましては、不要になった小型家電に含まれる金属等のリサイクル材を活用して、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルをつくるプロジェクトでありまして、本市では平成 29 年度より参加しているところです。

本市における回収の対象は、小型家電のうち携帯電話とパソコンとしておりまして、回収場所は、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎、中央市民センター、西部市民センターの 5カ所で、それぞれに回収ボックスを設置して回収しているところです。

本プロジェクトの市民への周知につきましては、これまで「広報あおもり」、ラジオ広報、市ホームページ及び都市鉱山メダル連携委員会事務局が作成しておりますホームページにより行っておりまして、今後につきましても市民への周知も含め、本プロジェクトの推進に協力してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございました。

このメダルプロジェクトについては、オリンピックまでという形になっているかと思えます。ですから今後、この都市鉱山というか、結局こういうものをしっかり

と集めて大事に使っていくということが非常に今後の歳入にもできるかもしれませんので、その辺今後検討していただいて、オリンピックが終わった後も何らかの形で進めていくような形をどうかとっていただければと思います。これは要望して終わりたいと思います。

3点目、ごみの減量化に伴いまして、フードドライブの実施について、市の考えをお示しく下さい。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 フードドライブについての御質疑にお答えいたします。

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や福祉施設、フードバンクなどに寄附する活動でありまして、食品を無駄にしないという意味で、食品ロスの削減活動の一環としての取り組みであると認識しているところです。

全国では、フードバンク団体を中心に実施されておりますが、フードドライブに取り組む上で、提供を受けた食品の衛生面及び安全面の品質確認、適切な保管環境の整備、食品の種類や量など、受け手のニーズに合った供給を行うための体制の構築など課題もあるところです。

市といたしましては、食品ロス削減に力を入れている青森県とともに連携し、各種運動の展開に取り組んでいくとともに、フードドライブにつきましても、食品の集め方や保管環境、提供環境など、今後の研究課題もあることから、先進都市であります松本市の事例などを調査するなど、関係部局と連携して検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

私も松本市に行ってきました。松本市に行って、やっぱりこれは非常に食品ロスについては有効な手段だと伺いました。いろいろ検討する余地はあると思いますので、ぜひ検討していただいて、とにかくごみの減量化、食品ロスにしっかりと取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。この項については終わります。ありがとうございました。

それでは続いて、商工費について、時間がないようですので2つまとめて質疑します。

アリーナ関連。アリーナ整備の検討に当たっては、ファシリティーマネジメントの視点を踏まえて取り組むべき必要があると思いますが、市の考えをお示しく下さい。

また、BMXができる施設をアリーナ周辺に設置すべきと考えますが、市の考えをお示しく下さい。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 赤木委員のアリーナについての2点の質疑に順次お答えさせていただきます。

まず初めに、アリーナ整備の検討におけるファシリティーマネジメントの考え方についてお答えさせていただきます。

青森市アリーナプロジェクトにつきましては、カクヒログループスタジアム——青森市民体育館の老朽化が進み、建てかえが必要な時期に来ていることなどを踏まえ、青森操車場跡地に、スポーツのみならず多様な催事ができる交流拠点としてアリーナを整備することにより、市民の健康づくりとスポーツ振興、交流人口の拡大等を図るとともに、経済効果を得ることとしています。

アリーナ整備の検討に当たりましては、必要な行政サービスの水準を確保しつつ、公共施設等の総量抑制を図るとの青森市ファシリティーマネジメント推進基本方針の考え方に沿って、現在、有識者会議から御意見を伺いながら進めているところです。

続きまして、BMXができる施設の設置についてお答えさせていただきます。

BMXは、小型の競技専用自転車を使った若者を中心に人気のスポーツで、2020年東京オリンピックの正式種目に採用されています。

BMXができる施設のアリーナへの設置についてですが、アリーナの機能や規模につきましては、現在、有識者会議の御意見を参考に検討しているところでありますので、現段階において市の考え方をお示しすることはできませんことを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ファシリティーマネジメントについては有識者会議のほうにしっかり言っていただくということ。これはやっぱりファシリティーマネジメントをやらないで、ただアリーナの建てかえということであれば、うちの会派も非常にづらい部分というか、賛成したくなくなってしまうというか、要は複合化とか再配置とか、そういったことも含めてのことをしっかりやっていただきたいということ。あとBMX、スケートボードも含めて、これはオリンピック競技です。それも有識者会議のほうにもこういった意見もあるということで、昨日も有識者会議のほうにいろいろな考えをお伝えするというような御答弁がありましたので、ぜひこういうこともしっかり届けていただければと思います。

間接民主主義ですので、我々は自分の考えだけを言っているわけじゃなくて、やっぱりいろんなところからの意見を聞いて、それをお伝えしておりますので、どうかその点、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

アリーナ関連について再質疑はしませんが、非常にさまざまな活発な意見がいろんなところから出ています。反対する人たちの意見もあれば、進めようという、私のように進めたいという意見もあれば、非常にしっかりとした議論ができているのかなと思っています。中には、市長の顔色を見て発言している議員もいると

かということを外の街頭演説で言う方もいらっしゃいますけれども、そういうことではなくて、やっぱり真剣に青森市民のために、このアリーナというものをどうしたらいいのか、操車場跡地というものをどうしたらいいのか、それをしっかりと議論して、よりよいものをつくっていくということが大事だと思います。

ただ放置したり先送りすると、年間 5800 万円から 6000 万円の利息や管理費がかかってくる。非常に無駄な金であります。この金をしっかりとなくす、これが今一番、このアリーナの問題、操車場跡地の問題では大事な視点だなと、そのように私は認識しています。

どうかそういったことを踏まえながら、ぜひ力強く、多くの市民の意見を聞きながら、このアリーナのプロジェクトが大成功することを祈っていますので、どうか経済部のみならず、副市長を中心に市長を支えながら、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上で私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 小豆畑です。よろしくお願ひいたします。

私からは、2点について質疑させていただきます。

最初の質疑は、八甲田山雪中行軍遭難資料館の団体予約についてです。

八甲田山雪中行軍遭難資料館は、明治 35 年 1 月に起きた陸軍歩兵第五連隊の雪中行軍遭難事件に関する資料館で、当時の時代背景とか行軍計画、遭難、搜索の様子を史実に基づいた資料の展示、さらに事件に関するさまざまな資料と 199 名の兵士が雪山で遭難死した犠牲者の遺物等を展示しているところです。

私の所属する団体で、ここに見学の申し込みをしたところ、70 歳以上の方は見学料が無料になるので、名前、住所、生年月日を明示してくるようと言われたそうです。いろいろな施設で団体予約の事前申し込みを今までもしてまいりましたが、年齢の記入を求められたことはあっても、生年月日までは一度もありませんでした。

なぜ、生年月日の記載が必要なのかお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 小豆畑委員の団体予約の際の観覧予約の受け付けについての御質疑にお答えさせていただきます。

青森市八甲田山雪中行軍遭難資料館の観覧料につきましては、20 名以上の団体については 5 割免除となるほか、中学生以下及び、今、委員からも御案内ありましたとおり、70 歳以上の方については全額免除となっているものです。

本施設においては、観覧料の減免に当たり原則、観覧当日、身分証明書を提示いただき年齢を確認させていただいております。

団体からの観覧予約の際に生年月日を記載した名簿の提出を求めている理由といたしましては、観覧当日の身分証明書の確認を省略し、スムーズに観覧していただくため、事前に氏名と生年月日を記載した名簿を御用意いただき、観覧当日に御持

参いただくようにしているものです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 年齢確認のためには、例えば、市の「障がい者等の社会活動参加支援事業」を利用させてもらっているんですけども、年齢の記載のみですし、個人情報保護法もあることから、こうしたことを踏まえて名簿記載は年齢のみにするべきではないかと思うんです。生年月日をわざわざ書いたからといって、1人ずつあなたは何年何月生まれですねと確認するわけじゃないですので、そういうふうにできないかお尋ねします。というのは、私の会で申し込みしたときに、そう言われたものですから、三十何人のところ全部に電話をかけて生年月日を確認したんです。そのたびにこういうことがあると大変だと思うので、善処をお願いしたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 小豆畑委員の再度の御質疑にお答えさせていただきます。名簿に記載するのは年齢のみにすべきでないかという御質疑です。

観覧する方が生年月日を書面に記載していることについては今、委員のほうからもありましたけれども、個人情報の流出に不安を持っているとの御指摘を踏まえまして、委員御提言の生年月日ではなく年齢を記載する方法を含めて、その団体の年齢の確認方法について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 生年月日まで聞くというのは何かあるのかと不安に思われる方もいますので、何とかよろしくをお願いします。

また、この申し込みをしたときに、見学した後はどこに行くんですかとか、いろいろ聞かれたそうですけれども、何か追跡調査をする理由があるんでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 小豆畑委員の再度の御質疑にお答えさせていただきます。

当該施設の観覧に当たりましては、お客様の希望によりまして、八甲田山雪中行軍遭難事件の内容を解説するボランティアガイドを利用することが可能です。その際には、お客様の次の予定の支障とならないようにガイド時間を調節するため、観覧後の行き先を確認していることもあります。加えまして、観覧後の行き先が山間部である場合など、気象情報や道路状況などをお伝えするため、お客様から観覧後の行き先を伺っているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 申し込みの段階では、ガイドは要ですか不要ですかという項目もありましたので、そのときにちゃんとお伝えしているのです。ということで、何と

か善処をお願いしたいと思います。

次の質疑に移ります。児童虐待についてです。

今月6日、衰弱した結愛ちゃんを放置して死亡させたとして、保護責任者遺棄致死容疑で33歳と25歳の両親が逮捕されるという報道がありました。「おねがい ゆるして あしたはもっとできるようにするから」。両親から十分な食事も与えてもらえず、虐待を受けて死亡したとされる船戸結愛ちゃん5歳は、毎日のように切実な思いをノートにつづっていました。新聞報道によりますと結愛ちゃんは、毎朝4時ころ自分でセットした目覚ましで起き、体重と平仮名の書き取り練習をするように命じられていたようです。5歳とは思えないしっかりとした文章に、多くの国民が涙したことと思います。

時を同じくして、1歳9カ月の長男に十分な食事を与えずに死亡させたとして25歳の父親——岩手県ですけれども、この方も逮捕されました。

結愛ちゃんの件では、記者会見の席で市教育委員会の教育部長は、3回の家庭訪問は全て空振り、留守電やメモにも反応がなかったことで父親と接触できずに対応が後手に回ったことに対して、生命の危機があると認識すべきだった。実態把握に努め県の児童相談所につなぐ必要があった。反省して検証していきたいと語ったそうです。日本では、虐待への支援体制が圧倒的に足りないと言われています。小児科学会の推計によりますと、日本で虐待で亡くなる子どもは毎年350人程度、1日に1人が亡くなっている計算です。虐待によって死亡した子どもの主たる加害者は、平成15年から平成28年までで、このトップを占めているのは実の母親です。我が目を疑いたくなります。

こうした状況を踏まえて、本市の虐待の状況や対策について質疑いたします。

最近の新聞報道等で子どもが虐待により亡くなっている状況を見て、どのように考えますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 小豆畑委員の児童虐待について最近の新聞報道、状況を見てどのように考えるかとの御質疑にお答えいたします。

ことし3月に、東京都目黒区で発生した虐待による5歳女児の死亡事件を含めまして、全国でさまざまな虐待にかかわる事件の報道がなされておりますが、いずれの事件につきましても非常に痛ましいものであり、本市でこのような事件等が発生しないよう、引き続き児童虐待対応に適切に努めていかなければならないものと考えております。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 本市ではこのような事件が発生しないように努めていくという答弁がありましたので、これを踏まえて以下、質疑させていただきます。

それでは、虐待が発生する理由というか、要因は何だと思われませんか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。虐待が発生する要因はどのようなものかというお尋ねです。

児童虐待が発生する主な要因といたしましては、まず1つには、夫婦関係が不安定であったり、精神的・経済的問題を抱えている、保護者自身が虐待を受けて育ったなど、保護者の問題がまず1つとしてあります。また2つ目として、近所づき合いがない、あと身近に交流できる相手や子育ての悩みを相談する相手がいないなど、社会的な孤立の問題があります。3つには、慢性疾患や障害があったり、よく泣いたり食べないなど、いわゆる手のかかる子、育てにくい子の場合などという子どもの問題もあります。4つには、望まない妊娠であったり、妊娠中や出産後の子どもの長期入院により子どもへの愛着形成が十分に行われないなど、保護者と子どもの関係に関する問題など、以上の4点が複雑に絡み合っており発生するものと考えております。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 複雑に絡み合っていることだというお話でしたけれども、それでは、虐待を防止するためには早期発見のために効果のある措置が求められると思いますが、市はどのように対応し、どのような取り組みをしていますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。虐待を防止するためにどのような取り組みをしているかとの御質疑です。

市では、養育上の問題を早期に発見し、虐待を未然に防止するために、妊娠・出産・子育ての各期を通じて切れ目のない支援を行っております。

妊娠期の支援といたしましては、母子健康手帳交付の際に全ての妊婦またはその家族と面会し、心身の健康状態や生活状況を確認し、継続支援が必要な妊婦には、保健師による電話や家庭訪問による支援を行っております。

また、出産後の支援につきましては、出生届け出時に提出される新生児出生通知書に基づきまして、全ての産婦及び新生児に対して家庭訪問を実施し、新生児の発育や産婦の健康状態、特に産後うつ病の早期発見のためのチェックリストを記入していただき、継続支援が必要な産婦につきましては、保健師、保育士が家庭訪問することにより継続的な支援を行っております。

子育て期の支援につきましては、乳幼児健康診査や育児相談などの機会を通じて育児状況を確認するとともに、育児不安が強い、養育状況に心配があるなどの場合には、保育士や保健師が家庭訪問等を実施し支援しているところであります。

このように、妊娠期から子育て期の各時期におきまして、子どもや保護者と面会し養育状況の把握に努めております。そのほか、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育て中の保護者の育児不安や悩みに対応するために、子ども支援センターやつどいの広場「さんぼぼ」及び市内6カ所の地域子育て支援センターにおきまして、親子交流や育児相談を行う場を提供するとともに、子育て情報の提供も行っているところ

であります。

これらの取り組みを行う中で、不適切な養育や虐待のおそれのある家庭を把握した際には、市の関係課や児童相談所等関係機関で情報を共有・連携し対応することで、虐待の未然防止に努めているところであります。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 児童福祉法第 25 条、虐待を発見した者は児童相談所などに通告する義務があったのですが、2000 年 5 月、児童虐待の防止等に関する法律が成立するまで、大多数の国民は、虐待を発見しても児童相談所等への通告の義務があることを知らなかったようですし、児童相談所も立入調査には積極的でなかったようです。しかし、今現在は、多くの市民が子育て中の家庭に関心を持って地域で目を向けているようですから、虐待の未然防止には、市民の協力も仰ぐような対策もぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、本市の場合、この児童虐待はどんなものか、現状をお知らせいただきたいんですけども。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。児童虐待についての本市の現状とのお尋ねです。

本市に寄せられた児童虐待に関する相談件数については、平成 27 年度から平成 29 年度まで過去 3 年間の実績で、平成 27 年度は、身体的虐待が 26 件、性的虐待がゼロ件、心理的虐待が 29 件、ネグレクトが 71 件で合計 126 件。平成 28 年度は、身体的虐待が 21 件、性的虐待がゼロ件、心理的虐待が 30 件、ネグレクトが 56 件で合計 107 件。平成 29 年度は、身体的虐待が 27 件、性的虐待が 1 件、心理的虐待が 23 件、ネグレクトが 60 件で合計 111 件となっております。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 大体 3 年とも横ばいというか、同じような感じなんですね。

それで、こういう相談や通告があった場合は、市はどのようなふうに対応しているんでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。市はどのように対応しているのかというお尋ねです。

市では、児童虐待に関する相談や通告が寄せられた場合には、庁内関係課や保育所、学校等の関係機関と連携して、速やかに——この速やかというのとは、通告受理後原則 48 時間以内という形になりますけれども——児童の安全確認を行うとともに、児童の養育状況について調査し、状況に応じて見守り等の支援や児童相談所への連絡、送致等を行っております。

また、児童虐待の早期発見や適切な保護、支援を行うことを目的に、青森市要保護児童対策地域協議会を設置しているところであります。この協議会では、庁内関

係課のほか、児童相談所を初めとする福祉、教育、医療・保健及び警察・司法などの各関係機関で組織され、代表者会議、実務者会議、庁内ネットワーク会議を定期的に開催するとともに、緊急に対応策の検討が必要な場合には個別ケース検討会議を随時開催するなど、児童虐待の対応に関して円滑な連携と情報共有を図るとともに、関係機関のそれぞれの特性を生かし、ケースの見守り等を実施しているところでもあります。

また、協議会の調整機関であります福祉部の子育て支援課には、児童虐待相談員を1名配置し、児童虐待の相談、通告があった際の対応、庁内関係課や関係機関との連絡調整等を行っている状況であります。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 市の対応はわかりましたので、それでは学校のほうに移ります。

学校では、虐待防止にどのように取り組んでいるのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 小豆畑委員の学校における虐待防止についての御質疑にお答えします。

各学校におきましては、虐待防止の意義と必要性について全教職員で共通理解を図り、学級担任、養護教諭、生徒指導主事等で役割分担しながら、組織的に対応しております。

学校では、日常の観察や生活の記録、生活に関するアンケート等を活用しながら、児童・生徒のささいな変化を見逃すことなく、虐待の把握に努めております。

その際、児童・生徒から相談があった場合、まず、担当教師は寄り添いながら傾聴するように努め、虐待等の心身の安全を脅かすような証言に対しては、校長を中心に組織的にその対応を協議し、速やかに児童相談所に通告しております。

また、各小・中学校では、保護者に対して、日常的に子どもの学校での様子や心身のささいな変化について連絡帳や電話等で連絡を密にしていることや、定期的に家庭訪問や三者面談を実施することで子育ての苦労や工夫に共感し、子どもの成長とともに確かめ合い、子どもに対して愛情を注ぐことの喜びや大切さを共有するなど、家庭と連携した教育活動を展開しております。

このような取り組みの中で、家庭に対する虐待防止の啓発が自然になされるよう各学校では努めているところです。なお、教育委員会では、各学校に配布する青森市立小・中学校いじめのない学校・学級づくり啓発ポスターや、全児童・生徒に配布するいじめ相談カードに児童相談所全国共通ダイヤル189を掲載するなどして、各学校が児童虐待防止に向けて活用できるよう働きかけることで、児童・生徒の相談しやすい環境づくりに努めているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

7月は、全国児童相談所のダイヤル——いち早く、この月間になりますので、この普及方もよろしく願いいたします。

虐待は、親が小さいときに受けた虐待を、自分が親になったときに子どもに対して虐待すると先ほどの福祉部長の答弁にもありました。やはり小さいころからの教育が大切だと思います。今の答弁で学校の組織としての取り組みはわかりましたが、一步深めて、具体的な教育指導はどのように行われているのかお尋ねします。

児童・生徒に人間の尊厳や命の大切さを育むための心の教育とか、望まない妊娠を防ぐための包括的性教育が大切だと考えますが、学校の取り組みをお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。虐待防止に向けての学校での心の教育や性に関する教育について、どのように取り組んでいるのかとの御質疑にお答えします。

市内各小・中学校では、心の教育推進のための計画を作成しており、全教育活動を通して人間の尊厳や生命の大切さを指導しております。例えば、人間の尊厳につきましては、子どもたちは社会科や「特別の教科 道徳」において、誰に対しても差別や偏見を持つことなく、公平・公正な態度で接すること。法や決まりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし義務を果たすことなどを学習しております。生命の大切さにつきましては、「特別の教科 道徳」や理科、保健体育科などの時間を通して生命のとうとさを知り、命あるものを大切にすること。父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて進んで役に立つことをすること。誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場になって親切することなどについて学習しております。

性に関する指導につきましては、子どもたちは、小・中・高と発達の段階を踏まえた学習をしておりますが、望まない妊娠、避妊等につきましては、高等学校で学習することになっておりまして、小・中学校ではその基礎となる学習を、小学校では体育、中学校では保健体育等で行っております。例えば、中学校では思春期における生殖にかかわる機能の成熟と妊娠、性感染症の予防等を扱うとともに、思春期教室等において、生殖機能の成熟や性感染症の予防等についても学習しております。また、小・中学校の学習指導要領で扱わない内容につきましても、指導が必要であると判断される児童・生徒に対しましては、保護者の理解を得ながら個別に指導しているところです。

教育委員会では各小・中学校における心の教育や性に関する指導は児童・生徒が大人となり、親の立場になったときに望まない妊娠や我が子の虐待死などの事態への抑止につながるものと考え、今後とも、小・中学校の取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 お二方とも本当にありがとうございました。

冒頭、福祉部長の答弁にあったように、本市でもこのような悲しい事件が起きないように、関係機関の連絡を密にして虐待防止に努めていただくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 新政無所属の会の丸野達夫です。

まず最初に、小中一貫教育についてお伺いいたします。

現在、三内中学校区の一貫教育の研究で行っているものはどのようなものなのか、その内容をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 丸野委員の小中一貫教育の取り組みの内容についてお答えいたします。

教育委員会では、平成29年4月から、中1ギャップの解消と児童・生徒の学力のさらなる向上、豊かな人間性と健康・体力の育成を図ることを目的に、三内中学校区を研究指定校区とし、小中一貫教育の研究に取り組んでいるところです。

三内中学校区では、将来、地域に貢献するために必要な他者と力を合わせて問題を解決する力や話し合いの中でよりよい考えを見出していける力など、これからの時代に求められる力を身につけた児童・生徒を育成するため、小中一貫教育推進会を組織し、学校と地域が一体となった取り組みを実践しているところであります。

具体的には、1つに、学力向上に向けて小・中教員による相互乗り入れ授業を実施していること。2つに、豊かな心を育成するために、異学年交流の場面を設定し、小・中合同の部活動や行事等を行っていること。3つに、地域を愛する心を涵養するために、三内丸山遺跡を題材にした小・中学校共通の学習に取り組んでいることなどです。

教育委員会といたしましては、地域と一体となって次世代の学校をつくるため、三内中学校区の一貫教育の研究が円滑に進むよう支援してまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

ただいま教育長から御答弁がありましたように、うちの地域でも今、非常に一貫教育について注目いたしております。今6月ですが、先月5月、4月と、地域の総会シーズンで各総会に出席させていただきました。関係団体も出席させていただいて、必ずといっていいほど、この小中一貫教育、地域で話題になります。おおむねというよりもむしろ——1件だけはこんなので本当に効果あるのかという疑問の声はありましたが、全部好意的な話で今進んでおります。

ただ怖いのは、余りにも期待が大き過ぎて、すぐ結果を求める方が多いということもまた一つで、本来であれば中1ギャップの解消というものを目指して取り組んでいていただきたいんですが、やっぱり親というのはいつの時代でも欲目があって、成績はいつ上がるんだとか、部活動はいつ強くなるんだというような声が非常にあります。期待が大きいということも覚えておいていただいて、現場に伝えていただければと思います。

そんな中で、地域で今話題になっているのは、もちろんソフト面の小中一貫ということは大切なんですが、施設面でも一体化を図れないのかなという声が上がっております。そのことについて教育委員会の見解をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 施設面での一体化ということについての御質疑にお答えいたします。

小学校と中学校の円滑な接続を図り、9年間を通して児童・生徒を育てる小・中連携にこれまで取り組んできたところでありまして、そのような中にありまして、三内西小学校と三内中学校は校舎が隣接しているという本市の他地区にはない教育環境であり、児童・生徒や教員が交流しやすいことから、同じ中学校区にある三内小学校も含めまして小・中連携をさらに進めて、小中一貫教育の研究に取り組んできたところです。

小中一貫教育は、小・中学校教員相互の乗り入れ授業や学校行事、部活動における児童・生徒の交流などを特徴とする教育方法であります。したがって、小・中学校が施設の面で一体化していることが理想的ではありますが、現状では三内中学校と三内西小学校は隣接、そして三内小学校は分離しておりますので、関係校の児童・生徒や教員が効率よく行き来できるような方法について、今後考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

ただいま御答弁にあったように、考えていってくれるということですので、考えていただければと思います。

もちろん、現在も三内西小学校と三内中学校は隣接していますので、校庭で行き来したり——ちょっと言いづらいんですが、通学路としては認めていませんけれども、そこを通ったほうが近いということもあって、三内中学校の敷地内を歩く子どもたちも結構多いです。我々も学校に行くときは、中学校を通過して小学校に行ったりしています。ほぼ一体化を図られている状態ですので、さらなる研究をしていただきたいと思います。以上で教育問題を終わります。

次に、障害者の就労支援についてお伺いいたします。

本市におきまして、就労系の障害福祉サービスを利用している視覚障害者のある

方の人数をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 丸野委員の障害者の就労支援についてのうち、就労系の障害福祉サービスを利用している人数の御質疑にお答えいたします。

就労系の障害福祉サービスは、民間企業等で就労することを希望する 65 歳未満の障害のある方に対して、原則 2 年間の期間内に就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を実施する就労移行支援。民間企業等で就労することが困難である障害のある方に対し、雇用契約に基づき就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を実施する就労継続支援 A 型。雇用契約に基づかず就労の機会等の提供や必要な訓練を実施する就労継続支援 B 型があります。

就労系の障害福祉サービスを利用している視覚障害のある方の人数につきましては、平成 30 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳を所持している方 1 万 2057 人のうち 719 人おり、この中で就労移行支援及び就労継続支援 A 型を利用している方はおりませんが、就労継続支援 B 型を利用している方は 6 人となっております。

○藤田誠委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

障害者就労支援は、身体、知的、精神と 3 つに分かれて、それぞれ進んでいるようにも一見思うんですが、とにかく視覚障害者にはまだ就労の機会というのがなかなかないのかなと感じています。特に視覚障害者におきましては、通称あはき業、つまり、あんま・はり・きゅうなどの制限された分野でしか就労がなかなか進んでいないということもまた事実であります。ところが、最近、IT 技術の普及等を背景に、約 1 割の視覚障害者が事務職として就職しているなど、職域も拡大しているという報告も上がっております。

実は、市役所で何人ぐらい視覚障害者を雇用されているんですかと聞いたかったんですがゼロだったということなので、ちょっと残念だなと思いました。今、音声パソコンを使用した事務的職務の就労事例というのもありますので、総務部長、どこかで、心の中で検討していただければと思います。

まずは雇用事業主の理解の促進というのが必要だと思います。見えないイコール何もできないという誤った固定概念を払拭して、事業主の不安や負担というものを軽減する社会であってほしいと思いますので、その辺も含めて雇用促進を市も果たしていただければなと思います。以上で、この件は終わります。

次に、不納欠損についてお伺いいたします。

収納対策本部で管理している歳入項目全体について、過去 3 カ年における不納欠損額をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 青森市収納対策本部で管理している歳入項目全体について

の不納欠損額のお尋ねにお答えいたします。

青森市収納対策本部におきましては、全庁的に滞納圧縮を強力に推進し、財源確保を図るとともに適正な債権管理を推進するため、税及び税外諸歳入金のうち、市税、国民健康保険税、介護保険料、児童保育負担金、市営住宅使用料など現在 15 項目を管理対象としており、これらの全体の不納欠損額ですが、平成 26 年度は 7 億 7971 万 4014 円、平成 27 年度は 7 億 5808 万 321 円、平成 28 年度は 5 億 2074 万 3563 円となっており、3 カ年連続で減少しています。

青森市収納対策本部では、各歳入項目につきまして、収納対策の実施状況及び債権管理事務の執行状況等を検証した上で毎年度収納対策を決定し、その進行管理を行っております。

平成 29 年度の主な収納対策といたしましては、適正な債権管理の推進といたしまして、債権別の管理事務のスキーム及びマニュアル等を整備し、毎年度見直しを行った上で更新し収納対策本部へ報告するとともに、各債権の性質に応じた適正かつ効率的な事務執行に努めることとしております。このほか、催告の強化、強制徴収の徹底及び行政サービスの制限、納付機会の拡大及び特別徴収の徹底などに取り組んでいるところです。

さらに、各債権所管部局と収納対策本部の事務局であります納税支援課が連携を図り、効率的な未収債権を回収するとともに、不納欠損処理の適正な執行に努めているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございます。

税務部長、ちょっと確認だけなんですけど、個人情報確認同意書というのをもらったりすると聞いているんですが、これは相談に来た時点でお願ひするんですか。それとも、未納が発生した時点でくださいとお願ひするんですか。そこだけ、済みません。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 庁内の中で使います個人情報について共有を図るものにつきましては、大きくは 2 つのパターンがありまして、例えば滞納されている方で、これからどういうふうにしていこうかという接触機会を設けるときにいただく場合もありますし、各行政サービスの提供をお申し込みされる際に、こういう情報について庁内で共有してもよろしいですかという場面でお伺いをして、よろしいとなるといただくという大きくは 2 つのパターンがあります。

○藤田誠委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 どうもありがとうございました。

奈良委員に言わせると、まだまだという話になるんでしょうけど、収納対策、結構よくできているなと思います。おおむね現年度分に関しては 90% 台後半のものも非

常に多くて、すばらしいなと思います。

ただ、滞納分に関しては仕方ないのかもしれませんが、10%台とか結構まだ余地もあるのかなという部分もあろうかと思います。

本当は不納欠損をもっと細かくやろうと思ったんですが、何か聞き取りをやっているうちに、普通会計で13件、企業会計で3件に分かれて、それぞれの部で答弁しなきゃいけないということを知ったものですから、これを聞くと時間が幾らあっても足りないの、これは9月の決算特別委員会で聞きたいと思います。

収納対策がうまく機能しているんだなということを感じました。収入未済額も縮減されていますし、先ほど申し上げたように、未納の方というのは、ほかの税とか、ほかのサービスについても滞納しがちになる部分もあろうかと思っていましたが、個人情報確認同意書というのを求めて庁内の情報を共有しているということも聞きましたので、今後もそれに努めていってほしいなと思います。

ただ1点、要望というか、やっているのかもしれませんが、どうしても仕事が忙しくてつかまらないという方もいるかと思います。夜しか対応できないという方もいると思うので、例えば夜間の電話相談——人がいないとだめになるんでちょっと大変かもしれませんが、夜間の電話相談みたいなのもできるようになればいいなという要望を申し述べて、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝委員であります。

それでは、議案別冊8、9ページ総括表に基づいて質疑させていただきます。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費であります。

駅前庁舎の表示についてお伺いをさせていただきます。

ニコニコ通りのほうの南側の入り口とか、あと駐車場のほうの入り口から入ると、トイレとかエスカレーターとか、表示がちょっとわかりにくい場合があります。それについて、その検討をしていただきたいなと思っているんです。

実は私、ことしになってから、主に歩いていくんですが、歩いていくとニコニコ通り側のほうから入るんです。トイレに行きたくて、トイレはたしか1階にもつくるような話ししてあったよなと思ったけれども、結局トイレがわからなくて、2階に上がって2階のトイレを利用しました。特にトイレだけ利用するという人だっただけの中にはいると思います。私も、しょっちゅう歩いていると、トイレに行きたくなったら、例えば文化会館に行くとか、そういう公共施設を利用しますので、そういう意味では、市民によりわかりやすくしていただきたいなと思っています。

ということで、ぜひ表示方を少し検討していただきたいなと思っているんですが、その考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 奈良委員の駅前庁舎の案内表示についての御質疑にお答

えさせていただきます。

駅前庁舎の案内表示につきましては、来庁される市民の皆様に対して訪問先の窓口等をわかりやすく案内できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した案内表示とすることを基本的なコンセプトとして設置してきたところです。

具体的な設置に当たりましては、来庁された方の動線を考慮しながら、各フロアの入り口部分には全館案内板を設置し、各フロアの要所にはフロアの案内板を設置したほか、伝達内容に応じたカウンターレベル、あるいは目線レベル、パラペットレベルの3段階の高さの 카테고리による案内表示を行い、さらに窓口ごとの案内表示を色分けで行き先が探しやすいような誘導表示をしたところです。

駅前庁舎の全面供用開始後、市民サービスや事務効率の向上などの効果が見込まれるアイデアを職員が自由に提案いたします職員提案制度において提案がありましたことや、来庁されました方からのお声があったことなどから、現在、床面を利用した案内表示等について設置に向けた準備を進めているところでもあります。

今後におきましても、その利用状況等を見ながら、必要に応じて改善いたしますとともに、行き先を探している方を見かけた場合には、積極的に声をかけて案内するなど、来庁された方を目的の場所にスムーズに誘導できるように努めてまいります。

○藤田誠委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

特に職員提案で床面に表示するということでしたので、期待して待っています。特にエスカレーターの場合は、上りと下りが違うところにある場合もありますので、そういうところはちょっと大変かなと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件はこれで終わります。

次、除排雪の関係についてお伺いをさせていただきます。

8款土木費 2項道路橋梁費 2目道路維持費についてであります。

特にことし感じたんですが、業者と業者が異なる丁字路とか、そういうところになると、どちらの業者もやらないで雪が厚く残ったところがありました。ということで、道路維持課のほうにも確認をさせてもらいました。それで早くやってほしいとお願ひしたんですが、どうしてもその業者の都合がつかないということで、暖気が来る前の日に、そこのすぐ近くにある自動車修理工場の社長さんが、それだったら地域の人が困るからというので、その方がやってくれました。その方はNTTの駐車場の関係とかをやっている方ですので、もちろん重機も持っていましたし、その辺は腕がプロでした。一度に起こすのは無理なんだと。これだけ厚いのであれば、少しずつ少しずつやらないければだめだと。ただ、委託されている業者さんは、時間で午前7時までには上げないといけないから、一気にやるのはそれは無理だろうというので、その方にお願ひしました。

そこで気がついたんですが、そういうとき、より丁寧な道路除雪を実施するため

に、その近く、地域、町内とかで重機を所有している個人または法人に対して、そのポイントだけでも除雪作業を委託してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。考えをお示し願いたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 奈良委員の除排雪についての質疑にお答えいたします。

市では、市全域の除排雪の実施に当たりまして、青森地区は、幹線、補助幹線、郊外幹線、全面委託工区、指定委託工区等に区分し、また浪岡地区は、浪岡地区路線等に区分し、それぞれの区分の出動基準や除排雪方法に応じまして実施しているところです。

また、除排雪業者への除排雪作業委託に当たりましては、除雪機械の保有台数やオペレーターの人員等を含めた作業能力、除排雪作業の経験の有無、除排雪業務評価制度の結果等を総合的に勘案しながら業者を選定し、所定の手続を経た上で契約しているところです。

委員御提案の周辺の道路を限定的に委託することにつきましては、排雪用ダンプトラックの確保だとか誘導員の配置による安全対策の実施など、課題もあるものと認識しておりますことから、まずは他都市の事例など調査し、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 わかりました。言われてみれば、誘導員とか、そういう関係、さらには、その剥いだ雪をどこに置くかとか、そういう問題もあると思います。ぜひ検討していただいて、できれば市民によりよいサービスが提供できる、また住んでいる方々が利用しやすい環境になるよう、検討していただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 自民清風会、木戸喜美男でございます。

今回は1点のみですので、よろしく願いいたします。

まず、圃場整備事業についてですが、私の住んでいる新城地区は特に田んぼが多く、うちから窓越しに見ますと田んぼが見えまして、朝5時ごろから水田をつくっている方が水管理とか、そういったもので一生懸命取り組んでおられます。

そんな中、西部地区の農業者――要するに認定農家といいますか、耕作を多くしている方なんです、「木戸さん、我々が今つくっている場所、少し狭いし、地形的にも余りよくないので、できれば圃場整備、何とかできないものでしょうか」という御質問がありましたので、そここのところをちょっと知っておきたいなと思いつつ、農家の高齢化が進む中、担い手に農業を集約するためにも、農地の区画の整形や大型機械の導入が可能となる圃場整備事業を推進するべきと考えるが、現在の整備状

況と今後の見通しをお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 木戸委員の圃場整備事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、狭小で不整形な土地の区画の整形・拡大と農道・用排水路など施設の一体的な整備を実施し、大型機械の導入及び農地の集積による農業の生産性の向上と生産コストの縮減、地域農業を支える担い手の育成を図るため、圃場整備事業の推進に取り組んできているところです。

平成 29 年度末の整備状況についてですが、本市全体の水田総面積 5270 ヘクタールに対し、75.2%に当たる 3961 ヘクタールの圃場整備が完了しております。現在、荒川中部、八ツ役、諏訪沢、上野、幸畑の 5 地区で圃場整備事業を実施しており、平成 30 年度に荒川中部、八ツ役、諏訪沢の 3 地区が、平成 31 年度には上野地区が、そして平成 33 年度には幸畑地区が完了する予定となっております。また、三本木・滝沢地区におきまして、平成 32 年度からの圃場整備事業の実施を目指し、今年度から県による調査計画に着手しております。

圃場整備事業につきましては、耕作放棄地の拡大防止や大型機械の導入による労働時間の短縮、農地の集積による生産コストの縮減などが期待できるほか、水田が有する水源の涵養や良好な景観の形成など多面的機能の維持・増進にもつながることなどから、市としては地域農家の意向を踏まえ、要件の整った地域について、今後とも事業主体である県や農業者と連携協力しながら、順次計画的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

私として、まず圃場整備についてということではちょっと調べさせていただきました。これはインターネットで調べたものなんですけれども、圃場整備をするとどんな効果があるのか少し調べました。農作業の時間が短くなる。そしてまた圃場整備前に比べると約半分の時間に短縮されることもある。担い手の経営規模は圃場整備前に比べ約 2 倍の経営規模となった。また区画機能化がありまして、大型機械、そういったもので機械化がすごく進んでいくというものがありました。また生産費、それが約 3 割減ったということも伝えられております。

私もいろいろあちこち見て歩くんですが、津軽半島のこめ米ロードがあります。そのところを走りますと、せつかくきれいに圃場整備をやっているんですが、見ると田んぼでなくて大豆、そういったものが作付されております。また、よく見ると麦なんかも作付されています。

普通、当初の小さい水田の田んぼだけでは、そういった品物をかえるというか、そういったものができないんですけども、圃場整備をすることによって、そういっ

たものができる、耕作できるということになれば、今後、担い手、そういった方々、青森市の農家の方々も、負担とかいろんなものがあるかと思うんですが、これから先が明るくなるのかなと思います。

よって、お話を聞くところによりますと、この事業は県が事業主体であるということですが、まずは青森市としても窓口があります。ですから、この窓口をもっともっと広げながら、先ほども言われましたけれども、農業生産の方々という情報交換、そしていろんな形で補助、協力しながら、今後さらに取り組んでいただけることを私からお願いして、質疑を終わります。

よろしく申し上げます。

○藤田誠委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 新政無所属の会の奈良岡隆です。

最後の質疑者ですけれども、今ここに少々腹立たしいという気持ちで立っています。というのは、一般質問と同じ内容を質疑しなければいけないということです。

一般質問でごみ問題を取り上げました。4月に鶴ヶ坂の市清掃工場で起こった火災、実は建物にも類焼があるということで聞いていましたので、復旧には多額の費用がかかるのではないかと思ったからであります。質問に当たって事前に聞き取りに来られた担当課の方にも、きちんと質問の趣旨をお伝えして、説明も受けました。ところが、再質問での答弁は、事前の説明には全く触れられていないものでした。反訳もとりましたけれども、私の質問内容にきちんと答えられていませんでした。今回お聞きしますけれども、質疑には誠実に答えていただきたいとお願いして、改めてお聞きします。

出火原因が特定できない場合、出火原因が不明な場合は、処理施設の復旧費用は誰が負担することになるのかお答えください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 奈良岡委員のごみ問題についての御質疑にお答えいたします。

消防本部の火災調査によっても火災の原因が特定できず、出火原因は不明であるという場合、施設の復旧につきましては、施設を所有する市が行うこととなりますが、当該施設から出火したという事実を踏まえまして、運営管理者の管理上の問題や責任について検証し、協議を行っていく必要があるものと考えているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 一般質問でも出火原因は調査中ということでしたけれども、3つの原因が考えられるということで、乾電池の話がありました。私もそういうケースもあるのかなと思いましたが、消防長のほうにお聞きしたいのですけれども、そういうケースが過去にあったのかどうか、あと出火原因の調査はいつごろ終わる予定になっているのかお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 奈良岡委員の再度のお尋ねですけれども、まず乾電池に関しての過去の例があったのかという1点目の御質疑ですけれども、とりあえず私のほうからも、今回の火災原因の調査を担当しているということで、乾電池の実態に関してちょっと触れたいと思います。

乾電池自体が破碎されず、最初の破碎物コンベヤーで落下する際にこぼれ落ちて、破碎物のコンベヤー下に堆積している破碎ごみの粉じんや破片などの残渣物に入り込み、電気回路が形成される条件となり、発熱し、残渣物の中の可燃物等に接触する、または電極の両端でショートし、火種が残渣物の中の可燃物等に入り込み、時間の経過とともに発煙に至った可能性が考えられるという見解——あくまでも可能性でありますけれども。これに関しましては、過去の事例というよりも、今回、他機関の情報も得まして燃焼実験をしております。燃焼実験をした結果、やはりショートして発火したと。それは環境が整った上での発火でございますので、あくまでも可能性ということであります。

それから、いつごろ原因調査が終わるのかと。確かに今回の火災の原因につきましては、時間を要しているというのは事実です。それは、私のほうからも今回の火災原因については慎重に作成していただきたいということを指示もしておりますし、火災の発生した翌日である4月5日に、施設関係者立ち会いのもとに、消防本部、それから管轄である中央消防署、それから青森警察署の合同により、施設内の焼損物、あるいは燃焼状況、火災時の状況を関係者から聴取するなど、火災原因調査を実施しております。しかしながら、火災発生当日は破碎選別処理施設が稼働を停止しており、焼損物が高熱により燃焼で灰化している、いわゆる灰になってしまっているということなどから、出火に至る火源及び経過を特定することが厳しい状況です。また、焼損規模が広範にわたり、かつ特殊な施設の火災被害、焼けている、あるいは煙で損害を受けている、水損被害であることから、取りまとめに非常に時間を要しております。先ほど言いましたけれども、現在は、乾電池からの出火の可能性に関する実証実験を行い、その結果をまとめるとともに、過去に発生した類似火災の資料を総務省消防庁の内部組織であります消防研究センターと、あるいは東京消防庁等から資料をいただいたりしております。

そういった報告書を取りまとめているところでありますので、今回の火災原因調査に少し時間をいただいているということで、いずれにしても、今、一生懸命専門の担当の職員が作成をしております。

この火災原因調査、せつかくですからお話をさせていただきますけれども、調査書類が報告書、あるいは判定書、それから火災出動時における見分調書、現場見分調書、あるいは写真、各種図面等いろいろとありまして、非常に時間を要しているのは事実です。

いつできるのかと詳しい具体的な日時はお示しできませんけれども、なるべく早目に終了させたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○藤田誠委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 どうもありがとうございます。

実証実験をやったら発火したということで、そうであれば、そういう可能性もあるので、乾電池の収集方法とかもまた改めて考えなければいけないと思うんですけども、出火原因を何で聞くのかというと、実は運営委託契約の規定で、運営業者の責めに帰する事由による場合は運営事業者、不可抗力による場合は青森市と運営事業者が協議して負担する、その他の場合は青森市が負担するということになっているようですので、出火原因がはっきりしなければ、それ以外の場合に当たるんじゃないかなと思ったわけです。そうすると、青森市が全部負担することになるということは、これは大変だなと。しっかり出火原因を調べていただきたい。難しいでしょうけれども、できるだけ特定するようにお願いしたいということです。

そのとき、一番先にこの火事の話聞いたときに、スプレー缶かなと私は思いました。火災のニュースを聞いたとき、スプレー缶が原因かなと思ひまして、そこでお聞きしますけれども、スプレー缶の排出方法というのはどういうふうになっているのかお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

スプレー缶を初めとする青森地区の家庭から出されます乾電池、あるいはスプレー缶等々、危険性があるごみの収集につきましては、他の不燃ごみとは分けて収集場所へ出すように市民にお願いしているところです。

具体的には、今話がありました乾電池、それからカセットボンベ、スプレー缶、ライターにつきましては、収集場所に備えつけてあるオレンジ色の回収箱に入れていただくことにしております。そのものにつきましては、他の不燃ごみと分けた状態のままで収集車へ搭載して、清掃工場に搬入しているという状況です。

以上でございます。

○藤田誠委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 スプレー缶については、国から排出方法についての通知が出ているはずですがけれども、どういう通知が出ているのかお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えをいたします。

国から出ているスプレー缶の収集方法ですが、申しわけございません、私、今手元にありません。

○藤田誠委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 平成 27 年 6 月 25 日付で国から通知が出ています。

青森市では、スプレー缶について穴をあけて出すようにというふうになってはいますが、国のほうからは穴をあけずに出すようにというふうになっているはずですが、なぜ、国でせつかく平成 27 年 6 月に、今から 2 年前に通知が出ているのに、

青森市では穴あけ方式をずっととられているのかお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森市におきましては、平成 28 年の際にもスプレー缶による爆風放散口の破損事故というのがありました。これはスプレー缶、あるいはカセットボンベもそうなんですけれども、実際に中に液体が入っていたものが、破砕室で、一次破砕機のほうで破砕されずに、二次破砕機のほうで破砕された瞬間に、その中の液体も一緒に爆発して、そういう事故が起こっているものでした。

その前後かどうかは、私ちょっと今、手元に資料がありませんけれども、それらスプレー缶も含めて穴あけして出しているとは認識しているところです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 国のほうでは、環境省とか、経済産業省とか、そういう各省が集まって協議して、その通知を出しました。そういう現状を知った上で、国のほうでは穴をあけないようにと出しているんです。何でかという、環境省が適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備についてということで通知を出して、これはなぜかという、その発端になったのが、札幌市でカートリッジの缶のガス抜き中に火災が発生して 2 人が亡くなる事故があった。そこでルールを見直す必要があるということで、国のほうで通知を出して、多くの自治体で変えていますよ。青森市だけがという、青森市はおくれていると思うんですよね。

このエアゾール缶、確かに危険ですよ。処理場でガスが残ったままやると爆発するかもしれない。でも、穴あけするときに爆発するかもしれないですよ。そのところを考えないで、自分たちの処理施設が爆発したからということで放っておいていいのかということです。

多くの自治体では、それをちゃんと知った上で、そういうエアゾール缶とかを出しているメーカーはホームページで穴あけしないようにと告知していますよ。エアゾール缶とかは全てガスを出すようにと、出し方も書いていますよ。あそこにふたがありますよね。ふたを使って出すとか、それぞれちゃんと告知して国でも出していますよ。

そのほかに、例えば一般社団法人日本エアゾール協会で、ガス抜きキャップとか、ちゃんと説明していますよ。市できちんとガス抜きをしてください、ガス抜きして出してくださいと。ガス抜きする方法を告知すれば出しますよ。そういませんか。私、それは見直すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度のお尋ねにお答えをいたします。

私もちっとそこまでは知恵がなくとていいますか、知識がなかったものですから、その辺に関しては環境部でもって情報収集しながら、対応できるものは対応し

てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 まず今、高齢化時代ですから、穴あけするのに、お年寄りが穴をあけるのが大変だというのがまず1つですよ。それから、その穴あけをするときに危険だというのが1つ。それからもう1つ、多くの自治体でもう穴あけしないで出してくださいとやっていますから、そういう人たちが青森市に来た場合、そのまま出しますよ。

ですから、国でそういう通知を出しているわけですから、国の通知に従えばいいじゃないですか。もう一度お願いします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

国のほうの通知をしっかりと今後検証して、対応できるものは対応していきたいと考えております。

○藤田誠委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 だから、国でいろいろと協議してそうやって出しているのに、何で青森市が対応できるものは対応していきたいという答弁になるのか。国でそういう方法をとっているわけで、多くの自治体でとっているわけですから、その事例を調べて、どういう告知の仕方をして、穴あけ——要するに穴をあけないで出すガス抜きの方法を告知するためにどうすればいいのかという話だとわかるんです。こういうふうにごガス抜きをして出してくださいよというふうにして、告知する方法を研究して国の通知に従ってやっていくという話だったらわかるんだけど、国が通知を出しているのに対して、それをどうやって検討する必要があるのかと思いますけれども、もう一度お願いします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

今言われたように、日本エアゾール協会のほうでも出しているような形の、PRではありませんけれどもそういった形のもの、あるいはそれを踏まえた上で、国のほうから出ている通達等も踏まえまして、市のほうで対応をしていきたいと考えております。

○藤田誠委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 先ほども言いましたけれども、ガスの穴あけをするときに、高齢者が部屋の中で穴あけしたりして非常に危険なケースが出てきます。この高齢化社会においてはますますですよ。そここのところを考えて、それこそ乾電池の回収方法もありますけれども、もう一度、危険物の回収方法を考えていただきたい。ごみの暦がありますよね。今からやらないと、きっと来年に間に合わないでしょうから、しっかり検討していただきたいということをお願いして、終わります。

○**藤田誠委員長** 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第 99 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」についてお諮りいたします。

議案第 99 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤田誠委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 99 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、2 日間にわたって熱心な審査をいただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにも誠意ある答弁をいただきまして、ありがとうございました。

委員長は大変不手際でしたが、皆さんの御協力によって無事この委員会を終えることができました。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後 3 時 5 分閉会